

17
210

日本書記通釋

飯田武郷著

中篇之四

飯田武彥謹撰

時天照大神降倭姬命曰。是神風伊勢國。則常世之浪重浪
歸國也。傍國可憐國也。欲居是國。故隨大神教其祠立於伊
勢國。因興齊宮于五十鈴川上。是謂磯宮。則天照大神始自
天降之處也。

時天照大神降倭姬命。按右に引る儀式帳。宇治家田上時。宇治土公速祖大

田命の言。是川名佐古久志留伊須々乃川止申。是川上好大官地在申。即
所見好大官地定賜北支。朝日來向國。夕日來向國。浪音不聞國。風音不聞
國。弓矢鞘音不聞國止。大御意鎮坐國止。悅給互。大官定奉支。此國世記に

所あり。次引。と倭姫命の歌ひ給し。時に。大神の此歌は詔給ひしものなるへし。されと倭姫命世記による時は。此より以下は。此時の事にはあらて。次の年年二十六のことあるへくおほえたり。其は世記に。廿六年丁巳冬十月甲子。奉遷于天照大神於度遇。五十鈴河上留。今歲倭姫命詔大櫛主命。物部八十支緒人等。五十鈴原乃荒艸木根。新掃比。大石小石造平五云々。高天原仁千木高知利。下都磐根仁大宮柱廣敷立天。天照大神並荒魂宮和魂宮止奉鎮坐于時云々。爾時皇大神倭姫命乃御夢。諭給久。我高天原爾坐懸戸押張原如見。見志真伎志國宮處波是處也。鎮理定理給止覺給支。于時倭姫命並御送驛使云々。並度會大櫛主命等仁。御夢狀具令教知給支。于時大櫛主命悅白久。神風伊勢國。百船度會縣。佐古久志呂宇治。五十鈴河上。鎮理定理坐皇大神止。國保伎奉支。終夜宴樂舞歌。如日少宮之儀志。爰倭姫命朝日米向國。夕日米向國。浪音不聞國。風音不聞國。弓矢鞆音。

不聞國。打摩伎志費留國。一本使字なし。費と費に作る。敷浪七保國之吉國。神風伊勢之國。百船度會縣之。佐許久志呂五十鈴宮爾鎮理定理給止。國保伎給支。とあるは。右の儀式帳と一つなるにつけておもふに。必此時の大御歌ならんむと思ひ奉らるゝなり。さるは此大神宮を伊勢國に立たまひしは。本書にては此年の事なるか。一云には二十六年の事とせるは。神宮の書どもにも合へれば。其につきておもふに。必き次年のことなるへくおもひるゝなり。又此御歌の状をおもふに。決て異時の事にはあるへからず。右の倭姫命の御言に就て。詔はまじ大御言ならむと。畏ましくも思量奉らるゝなり。○神風伊勢國。神武紀の大御歌に出づ。○常世之浪云々。常世の事も既に神代上注云り。海外國を弘く差て云辭なり。伊勢國は東南の方大海瀕してあれば。打縁る浪も。皇國邊海のものならん。幽遠き海外の方より。重々に寄る浪と。詔玉へるにて。其浪の清淨なるを賞て玉ひて。自ら其地

の清らかなるを。其内にふめたまへる御言なり。夫木集に。神風や伊勢の
 浦もた来よまなる。常世の浪や君の代の敷。○傍國。海に片寄たるを云と
 云る説り。いかよあらむ今案。上陸國の意ならむか。傍は借。○可憐國。可
 憐神代記。出。万葉一可憐國曾晴島八間跡能國者。さて本に傍國。可憐國
 と訓つとけたるは非なるへし。傍國も可憐國も。自ら別に心得へし。○其
 祠立於伊勢國。記傳云。立字は定と誤れるなるへし。神の夜志呂には。皇國
 にて凡て社字を用ゐ。又宮といふ。其中に此大神にハ必宮と申さ例な
 るに。祠とあるハ字義はさることなれとも。たよ申せるにはあらざ。其
 祭るへき所を申せるなり。雄略卷に推足姫皇女侍伊勢大神。祠とある祠
 も。拜祭給ふ意を帶たる故に此字を書り。故にヤとヤシロとも訓せし
 て。イハヒとイハヒ訓るなり。然れば此も祠るへき處を。伊勢國と定めて。さて
 五十鈴川上。其宮を興つと云るなりと云り。さるよとなり。さてイハヒ

は即齋の意にて。次なる齋宮是なり。但し記傳に。立は定字の誤かと云れ
 ば。定かたし。故齋はイハヒトコロ。○因興齋宮。因は其祠祭る處を。
 伊勢國と定て因なり。齋宮は本にイハヒノミヤと訓るに據へし。神功記
 には非ぞ。皇大神の宮へ。但し大神宮を齋宮と申さハ非ぞ。皇太神を
 鎮奉りて倭姫命の齋き奉給ふ宮の義にて。宮は皇太神の大宮。齋は倭姫
 命の御事なり。能く文意を照して辨ふへし。記傳に。齋王の宮を云は。其王
 名なから意別なり。と云り。万葉二。渡會乃齋宮從神風爾伊吹惑之。云々と
 ある齋宮も。此なると同じく。皇太神の宮なり。拾遺云。洎卷向玉城朝。令
 皇女倭姫命奉齋天照大神仍隨神教立其祠於伊勢國五十鈴川上。因興
 齋宮。令倭姫命居焉とあり。世記にも。因興齋宮于宇治縣五十鈴川上大
 宮。際令倭姫命居焉とあり。此齋宮は大宮。際
 とあれば。齋王の坐宮なり。記傳。云古語拾遺倭姫命世記を少し誤
 て。此を倭姫命の坐宮の如く記せるは。神世々々の齋王の宮也。齋宮と申

す故。其心得たるひかことなり。齊王の宮を云は。其玉の坐宮と云書。此は大御神を齊王の宮といふことにて。同名なから意異なり。抑此に大御神の宮を云て。委曲には記すへきことあるに。其を初立於伊勢國。とのみ大かた云て。齊王の坐宮をしも。却て其に五十鈴川上といふへきに非也。と云れたるかおとし。なほ皇胤説にはしめ齊王は其大官の傍に大坐て。仕奉玉へりし時は。磯宮と云て。未齊宮の名無ししこと此は是謂磯宮とあるにて知られ。また世記。倭姫命宇治磯殿乃磯宮坐給倍利とあるを。殿舎考証に。磯式帳所稱齊内親王川原殿院。既古磯宮之地とあるを以て曉るへし。かく古は其稱を別かたすして。齊宮とも磯宮とも云けるを。皇大神を五十鈴宮と申せに就て。其川原殿と。磯宮と稱け別たる。此は倭姫命の過去て。彼の事にもあるへくや。又世記。大足彦忍代別天皇庚寅歲云々。遣五百野皇女。神杖代止志天。多氣宮造奉天。齊儀令侍給支とあるは。多氣齊宮の初なれば。此時なとや。皇大神宮に齊儀し侍給ふ意を以て。其齊王の宮をも。齊宮とは申す神事には成れりけん。かよれば皇大神宮を齊宮と申すと。彼に齊王の宮をも然申すと。其唱は同じき物から。齊奉られさせ玉ふと。齊奉らせ玉ふよしなるも。其意に。自他の相違あることあり。思混ふへからす。又五十鈴宮は。磯洲宮の義なるか。轉りて伊須受能宮と云ひ。切めて磯宮とも申せるを。又世記の如く。倭姫命の御在坐し川原殿を。殊に磯宮と申せるは。其五十鈴川の磯邊なる意を以て。○是謂磯宮。神代記注に既云るか如く。

五十鈴は名義磯洲にて。五十鈴川によれる名なり。其川の磯に造建たる宮あるか故に。磯宮とい申せるなり。此磯宮の号の古く見えたるは。明文抄に載る大倭本記。天皇之始。天降承之時。共副護齋鏡三面。子鈴一合也。注曰。一鏡者天照大神之御靈。名天懸大神。今伊勢國磯宮。敬拜祭大神也。とあり。さると記傳。磯宮心得す。この五十鈴宮を磯宮と申す事。此らす。爾五十鈴宮とあるへきことなり。續古今集。神風や五十鈴の川のいその宮。常世の浪の音ものどけし。とよみしも磯宮と云号。其頃まで残りしなるへし。此磯宮即次に見えたる。渡遇宮なる事云も更なり。世記上の。即建八尋磯屋。令天棚磯姫神。餘八千々姫命。磯大神御衣。磯積在天上之磯焉。注。磯号宇治磯殿是也。一名号磯宮是也。とあるは。磯殿をも。昔磯宮といひしにや。また世記の福山本に磯宮。○天照大神初自天降之處也。拾遺に。仍隨神教立其祠於伊勢國云々。始在天上。預結幽契。爾神先降。深有以矣。世記。爾時皇大神。倭姫命乃御夢爾爾給久。我高天原爾坐。懸戸押張。

原如見見志真伎志國宮處波是也。鎮理定理坐給止覺給支。豊受大神宮儀式帳。天照皇大神云云。大長谷天皇御夢爾譚覺賜久。吾高天原坐臥。見志摩岐賜志處爾。志都真利坐奴。と見えたる。此三を合せて思へは。伊勢に鎮り坐し事は。高天原より豫て所思し設給へる様に聞えて。神代紀に。天照大神手持寶鏡。云々祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿。以爲齋鏡。と詔玉ひし事のあるに打合さるに似たり。こゝに重胤云。熟思ふに鈴屋大人説記傳十五に。已に云れたる如く。此儀式帳に如此有る上は。此御靈鏡を。後竟に此地には鎮り坐むと。大神神御自高天原にして。豫てより所念し設たる事ありけり。其は神代紀御天降段の一書に。已而且降之間。云々天鈿女乃笑嚙向立。是時衢神問曰。天鈿女汝爲之何故耶。云々衢神對曰。聞天照大神之子今當降行。故奉迎相待。吾名是猿田彦大神。時天鈿女復問曰。汝將先行乎。將抑我先汝行乎。對曰。吾先啓行。天鈿女復問曰。

汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰。天神之子則當到。菟紫日向高千穂穗爾之峯。吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上。因曰發願我者汝也。故汝可以送我而致之矣。天鈿女遂請報狀云々。果如先期。皇孫則到云々。其猿田彦神者則到云々。とある文意を説て悟るべきことあり。紀記共に猿田彦神の待迎奉られし。皇御孫命耳には非ぞ。皇太神と御二所を。待奉玉ひしなり。然らば天鈿女命の問は。表立たる方の皇御孫命云々と宣ふべきを。奉迎る猿田彦神の方には。皇太神皇御孫命云々と。並へ申さるべき筈なり。其由下云へし。大同本紀に。皇太神皇御孫命天降座之時。云々於皇大神之御饌ハ盛。於皇御孫命之御饌ハ盛。云々大橋者皇大神皇御孫命之。畏天降坐而云々。皇太神の御重形なる。然るは。此猿田彦大神はしも。彼ハ咫鏡を願御前に並へ申せるを思へし。天之八衢に出迎奉り。又其御二所の天降り坐を地を預て卜置して。其所に鎮り坐令めむと思はして。遂々待迎奉玉へる詞なる故に。皇大神皇御孫命云々と聞え玉ひては。下文協はそ。又天鈿女命の汝ハ何處に到

り皇御孫命は何處に到坐むの間答あるも。文の儘にては如何なり。吾先
 啓行ひと白玉を神に對て。云ふ語ならん。然れに先に猿田彦神より。皇大
 神と皇御孫命の御二所共に。各々降り就て。鎮り御在む處を。異々よトへ
 標たる事を申して。我ハ此八衢より別れて。直に皇大神の供奉りて。降到
 てむと。申玉へる故に斯在しなり。若て猿田彦神の御答に。天神の御子は。
 筑紫日向島千穂穗觸之峯に到坐へしと申玉へる。八衢より別れて其
 處に到坐へし。次に吾則應に伊勢之狭長田五十鈴川上。因曰發顯我者
 汝也。故汝可ニ送我而致之。とある文面よては。皇御孫命の御降臨の事
 を。主と云を專と爲る故。其事は欠れたれと。此に天照大神始自天降之
 處也と有れり。五十鈴川上に到應しと申玉へるは。後世此所に常宮と鎮
 坐む。幽契あるの故に。猿田彦神の。其地を大八島國の中にて。見立置れし
 故に。先皇大神を供奉爲し奉りて。幽に其御定有む事を。仰かれむとのこ

となるか。掛卷も甚も可畏き大御心よ平戻りては。甚畏きとなる故に。其
 とは顯に言出られさりけめとも。天鈿女命に。我を送りて致るへしと申
 されしは。此八衢より直に降りて。共々に皇大神の後に鎮り坐む宮處を。
 点檢められよとの。ことと通えたり。然らずは。五伴男神は止事なき供奉
 の神なるよ。送らるへき由なけれは
 なる。此事を天降坐て候の事ふ爲る説は。先師等と雖誤なり。天降の候に送
 られむとならは。大朝廷よこと頼玉ふへけれ。此問答はしも。天神の間はせ
 玉ふに依れり。然るを專要たる啓行の供奉の事を並指て。此國王。次に天
 鈿女還詰報狀と有れは。都ての事共を具に奏上られけん時に。皇大神の
 許可ひて。一先伊勢に降り着して。筑紫の大朝廷に度らせ玉ひ。初國知食
 る天業の定り坐を迄は。御世々々の天皇の大殿の内に鎮り守らせ玉ひ。備
 て後に。五十鈴川上よ幸行坐むと。御幽契有せさせ玉へりけん。古語拾遺
 に。始在天上。預結幽契。衢神先降深有以矣。とは此事なるへし。崇神天皇
 御世よ。皇
 大宮を離れさせ御在し坐す事は。此御世に到りて。四道將軍を任して。國々
 を言向しめ玉ひ。男の弓張の貢。女の手束の調を。奉ることと成りて。朝廷の

御事の美好く成整ひ備はれるを度として。外に出坐し事。奇異なる物なら
 すや。若て至仁天皇の御世に至りて。倭姫命を伊勢に御供仕奉給し時。藤
 田彦神の番宇治土公の祖とある。大田命其幽契を傳へしなど。又符節を合
 せたりと云へし。此時倭姫命の御夢に。高天原坐而。吾見之國仁。吾乎坐奉禮
 止。悟教給比使と。世記に見たり。上に引る皇受大神。さて神代紀に。同床共
 殿と詔へる。跡め皇基の定り坐ひまてり。同大殿の内よ在して。天業
 大に弘り坐むを期として。天宮より懸戸押張見行し處に。鎮坐むとり。
 本より所思食し乍も。其事を願はし詔玉はせさりしか。猿田彦神の皇御
 孫命を奉迎るに事託て。天之八衢に出御在しける時に。天鈿女命密旨を
 傳へ給ひけむを。猿田彦神の思ほし設られたる様。親靈合坐て。直に天
 之八衢より。伊勢に天降り著せ御在し坐ける傳の有ける故。御紀より
 天照大神始自天降之處也とは記され。拾遺には始在天上。預結幽契云
 々とは。記されたるなり。然れハ此幽契のしも。天降坐し時。供奉仕奉ら
 し神等を除ては。他神等には漏し傳へさりしかは。此天上の幽契の深

き所以のしも。又間に秘れたりしを。倭姫命の伊勢に御在し着玉へる時
 に。猿田彦神の裔大田命。其命を傳へ有ちて。此五十鈴川上の地を。守り御
 在して。云々の事を聞え申せるに合せて。大御神の御誨の有ける故に。天
 降り坐し當昔の事實。隨に分明しく。顯れたるものあり。若し爾神の幽契
 ましかは。國々を求賜ふよ。及はさらまを。斯の如く其事を願し坐ぬ。お
 とは。皇御孫命の皇基を能く建玉ひ。天業を能く有ち給ひて。天下を平けて。
 所知看しめ給むとの神量れて。甚貴く欣感き事なり。大方世中の人の上の
 事も然れて。あくまで其人の功業を盡し究め令め玉ひ。備後に神の賦與給
 ふ所に。至事多も。甚と云れたり。要を採り。此事神代紀にも既にいひおけ
 り。合せ見て考へし。

一云。天皇以倭姫命爲御杖。供奉於天照大神。是以倭姫
 命以天照大神鎮坐於磯城嚴櫃之本而祠之。然後隨神誨。
 以丁巳年冬十月甲午。遷于伊勢國渡遇宮。

御杖。木ノ杖を杖に誤る。今訂せり。古くは多く御杖代と云り。されど神名帳に。大和國宇陀郡御杖神社。舊事記に。景行皇子大稻背別命御杖君祖。と云もあれば。御杖とのみも云るにこそ。此の文を大倭神社注進狀に引る字の脱たるならむと云れしかと。右に云るか加くなれと。脱たるに御杖代あらむ。天書にも建天照大神祠於勢州以皇女倭姫爲御杖とあり。御杖代と云とは。姓氏録左京皇別。榎室連條に。山猪子連等。奉仕上宮豊聰耳皇太子。御杖代云々。日本後紀天長元年二月祭。氏子内親王乎。大神御杖代止之。五奉齋内親王奉入時祝詞に。御杖代止進賜布御命云云。大神宮儀式帳に。以豊和入姫命爲御杖代。出奉支云々。世紀になどあり。解云。御杖代は。大御神朝廷を離れ玉ひ。他國へ行幸ましまさるにつきての稱なり。杖は旅行に必あるべき具なり。皇女を御杖の代とす。代は加波利の義なり。垣代舟代屋代足代など云に同じ。倭名抄行旅具に。杖和名都慮とある如く。行に。供奉せしめ玉ひ皇女を指て。大神の御杖の代なりと稱し玉へるなり。但し内宮鎮坐の儀に。進入り玉ひ齋王をも。御杖と唱ふるは。幸行の日の若名

の遊れる。さて志呂と云る三箇の異あり。一には代りの意。二には實の意。三には塚を限り標定たる意なり。此三の中始めなるは代の正意。次二の訓を借用たるなり。實の意に用しは倭國之物代。禮代。富乃物代。母代。机代。あとなり。又限る意。用るは田に幾頃。苗代城などなり。これらにて代の意を考へし。要と云れたり。○供奉。本に供を貢に作る。集解に供原作貢。據古本改とあり。今は其に據れり。或説に貢は項字の古体貢と作き。又略奉とよむへし。して貢とも作り。古書に見えたり。項と云り考へし。○磯城嚴檀之本は。崇神紀六年。祭倭笠縫邑。仍立磯城神籬とある處にて。磯城は右の磯城なり。嚴檀之本は即神籬と云に同じく。神の御靈の憑留り坐る。杜の木立を指て云名なるか。こゝにては皇太神の宮を申す。記の朝倉宮段御歌に。美母呂能。伊都加斯賀母登。加斯賀母登とあり。本居翁云。伊都は忌清めて齋く意。万葉十一。天飛也輕乃社之齋槻と云るも。嚴白檜の類なり。母登はたゞ其木の下なり。記の歌なるは。たゞ其木のこ

祀に彼方之本と云ふも多し。備本下を本と云ふも異なり。大後
 新河本。これらも同じ。かくて藤原紀。藤原之宮。とあるは別意か。また世紀は
 此殿禮之本を。後園伊豆加志本宮とあり。されど別に地名にはあらし。た
 なる本の下。と云り。さて此地の事は。既に崇神紀に云り。○祠之。かくては
 此に鎮坐せ奉れるは。倭姫命の御杖代と爲ましてより。後の事乃様なれ
 と云らる。崇神天皇六年に。皇賜入姫命をして。此處に鎮め坐せしより。八
 十八年の間。其處に祠りて在しかり。倭姫命になりても。なほ本の如く。嚴
 禮之本にて。仕奉り玉ひしを云るなり。○隨神錄。世記に。六十年癸未。遷
 于大和國宇多秋志野宮。積四箇年之間奉齋。于時倭國造進。采女香刀比賣
 地口御田。倭姫命乃御夢爾。高天之原坐而。吾見之國仁。吾乎坐奉。止悟教給
 支。從。此東向而。乞宇氣比豆詔久。我思刺互柱。吉有奈良波。未嫁。夫重女
 相止。祈禱幸行云々。とあるは。此時の神譚なるへし。雜事記にも。抑皇大
 神宮託宣備。我天宮御宇之時。天下四方國攝錄。可天下宮所放。光昭。見定

置先畢。仍彼所可行幸御之由宣云々と有り。○以丁巳年。本よ以を取に
 作る。集解に。古本よ據て改とあるに従る。並河本に取字なし。それも
 宜し。さて丁巳年の二十六年なり。○冬十月甲午。本に午を子に誤る。今
 信友校本及集解に據て午に改む。通証云。冬十月當作秋九月。滋川氏曰。
 以長曆推之。此年十月無甲子。九月十七日爲甲子。至今內宮祭日也。と
 あるは然る言の様なれども。秋九の二字を。冬十に誤るへき由もあく。政
 事要略よ此文を引るも。十月子とあれば。なほそのまゝにて。子字を
 のみ改むへし。紀中往々午を子に誤れるをも證すべし。內宮祭月には合はされとも。甚く上
 代のことなれば。強て拘りかたし。他諸本に秋九月甲子とある本もある
 神社注進狀にもしかあり。大倭。さて甲午は。十八日なり。據て思ふに。上代に
 官祭日とせしにもある。○渡邊宮は。五十鈴宮にて。即上に見えたる磯宮
 なり。後には度會宮と云へは。豐受大神の坐す外宮のことなれど。此は
かには度會宮と云へは。豐受大神の坐す外宮のことなれど。此は

記に登由宇氣神此者坐外宮之度相神也外宮をしもかく云るは内外
宮ともい。度會宮なるか故に。
 抄伊勢國郡名。度會和多良比とある是なり。さて五十鈴宮の御事を。垂
 仁卷に渡遇宮といひ。神功卷にも百傳度逢縣之とあれば。度相は上代よ
 り廣き名と聞はたる。記は五十鈴宮よむかへて。外宮をしもかく云
 へるをおもふ。なほ其初の外宮のあたりの地名にこそありつらめ。故
 二宮を並へ言ときよは。やと後までも外宮をなむ。度會宮とは云りける。
 類聚國史大同三年の勅に。伊勢大神并度會二宮云々。名意り。倭姫命世記の
 與に。風土記曰。夫所以號度會郡者。或傍檀原宮御宇。神倭磐余彥天皇。
 詔天日別命。覓國之時云々。大國玉神遣使奉迎天日別命。因令造其橋。
 不堪造畢。于時到。令以梓弓爲橋而度焉。爰大國玉神資彌豆佐々良比
 賣命參承迎。相土橋鄉岡本村。云云度會焉。因以爲名也とあり。土橋郷は
 和名抄に

度會郡橋郷ある是なり。岡本村。これを以て見るにも。本は外宮のあた
 りの地名ありしまとあるへし。と云れたるよて知へし。但し此記傳の誤
 如し。
 是時。倭大神著穗積臣遠祖大水口宿禰。而誨之曰。太初
 之時。期曰。天照大神悉治天原。皇御孫尊專治葦原中
 國之八十魂神。我親治大地官者。言已訖焉。然先皇御間
 城天皇。雖祭祀神祇。微細未探其源根。以粗留於枝葉
 故其天皇短命也。是以今汝御孫尊。悔先皇之不及。而慎
 祭則。汝尊壽命延長。復天下太平矣。時天皇聞是言。則
 仰中臣連祖探湯主而卜之。誰人以。令祭大倭大神。即淳

名城稚姫命食卜焉。因以命淳名城稚姫命。定神地於穴磯邑。祠於大市長岡岬。然是淳名城稚姫命。既身体悉瘦弱。以不能祭。是以命大倭直祖長尾市宿禰令祭矣。

是時とは。垂仁天皇の二十五年に起りて。廿六年の十月天照大神を。始て今、伊勢國に坐せ奉りし時を指して云なり。其の此前文に。天皇以倭姫命一爲御杖。供奉於天照大神。云々遷于伊勢國渡邊宮。とあるを受たるなり。按に崇神天皇六年に。是より先に。天照大神倭大國魂二神。並に天皇大殿之内に祭られ玉ひしか。其神威を畏みまして。天照大神を。倭笠縫邑に祭り。大國魂神をは大市長岡岬に祭り玉ひき。然れば其時の御定のまに。大國魂神をも祭り玉ふへきに。天照大神を。かく神樂のまに。倭姫命を御杖として。次々齋き齋り給へるに。獨大國魂神

の御上を。未治め給はそ。かつ八十魂命の御祭をも闕給ふことの有けるを。幽に慨み坐てや。此御誨は有けるならむ。然るに此時の御誨に。彼崇神天皇の御世に。淳名城入姫命よ託て。祭らしめ給ひし時のことと。此御時のことと入混へるから。自ら一度のことと。思惑はるゝ様に成にたるなり。さるは此時大國魂神の齋と坐と淳名城稚姫命に。崇神天皇御世六年己丑に齋王となり。此大神に仕奉り給へる時の御年は。凡十四五歳と見えたり。然れば此二十六年丁巳までは。八十九年なれば。凡百三四歳なれば。既身体悉瘦弱。以不能祭。とあるか如く。此頃となりては。大神の御祭も。漸粗に成行たらむこと。彼豊碁入姫命の下よ云るか如くなるへし。然るに天照大神を。倭姫命よ託て齋祭玉へれども。此大神の御前を。いまた治め玉はそありしかは。大初之時のことを宣ひ出て。天皇を驚かし奉り。改めて御祭に預りたまはむことを請白し。

かつ八十御魂神をも。神代の期ナギサの如く治め玉へど。護奉り玉ふか。此時の大旨なり。然るに即淳名藏稚姫命食下とあるより。定神地於穴磯イソ邑。祠ニ大市長岡岬とあるまで。此御世の此時の事にあらず。此事は崇神ありしこと。まされて。既に其御巻に云り。さらば此時の状。如何にありつらむと熟考るに。此は誰人タニ以令祭大倭大神。即大倭直祖長尾市食下。是以命長尾市宿禰令祭と。本は必ありしものなるべくおもひらる。是るは此長尾市宿禰は。既く崇神天皇の七年より以来。神の御託ありて。大國魂神を齋祭りてはあれと。皇女の下よ立て。相助け仕奉れるまでなりしを。今皇女既よ御年老坐て。御祭ももえ仕奉玉ふましかりけれぬ。此長尾市を皇女よ代らしめて。ひねとの神主とは爲給へるなり。長尾市宿禰の御年ミトシに替りはむかりしならめと。古は百歲にあたりて。健か。○大水口宿禰は。崇神紀なる大水口宿禰と同人なるへけれと。崇神天皇七年と

此廿五年と。兩度の御誨にて。彼と此とはもとより別なれば。御誨は幾度もありしものとぞへし。○誨之曰。此御誨注進狀に。纏向珠城宮御宇天皇廿七年九月戊申朔甲子のこととせり。一年と一箇月の差あり。此は按に廿六年の方正しかるへし。此紀にたしかに。九月の事は既に云り。○太初之時期曰。本に太を大と作り。今北野本に據る。太初の訓モトとあれと。いかになり。カミヨノ。此は神代に倭大國魂神の。天上に參昇らせおはしまして。天照大神の大御許にて。期り聞えさせ玉へりし御事を。語り出させ賜へるあり。備其は何時の頃を指て宣へるにや。際やかに。知かたきに似たれど。大己貴命の國避坐る頃。彼大物主神事代主神の八十万神を帥て。天上に參昇て。誠マコト歎之心を表し給へることのありしを。幽世の神等の御所爲なれば。古傳には淺たるなるへし。此事は既く平田翁も。其時の事ならんと。定められたり。○天照大神云々。皇御孫等

云々。かく告別たまふ事の例。万葉二天地之初時之。久堅之天河原爾。ハ
 百千萬神之。神集々座而。神分々之時爾。天照日女之命。天乎波所知食
 登。葦原乃水穗之國乎。天地之依相之極。所知行神之命等。云々などある
 に似たり。○專治葦原中國之八十魂神。此顯國に座そ天神地祇を申そ
 事なるか。專と祭祀らせ玉ふへきよしを。其國避の御時に。天上にて期
 り聞えさせ玉へる御事を取出て。此に誨し奉らせ玉へるなり。さて天神
 地祇を八十魂神といふ事は。神等はさへて。御身は冥府に座て。此國の
 社々に座そ其御魂に坐せは。かく云るなり。此事は神代紀の
 註に詳かあり。さて天神
 地祇を重く祭り治め玉ふとは。即政の大本にして。天職の第一なるか。其
 旨とある處は。重胤説に。治八十魂神とは。天孫降臨章第二の一書に。
 高皇產靈尊勅曰。吾則起三樹天津神籬。及天津磐境。當爲吾孫奉齋矣。汝
 天兒屋命太玉命。宜持天津神籬。降於葦原中國。亦爲吾孫奉齋焉。と有

る其にて。即祈年月次新嘗等。祭詞に。高天原爾神留坐皇睦神漏伎。命神
 漏彌。命以。天社國社登稱辭竟奉。皇神等乃前爾白久。と有て。其辭列の
 終に。故皇吾睦神漏伎命神漏彌命登。皇御孫命能宇豆能幣帛乎。稱辭竟
 奉久登宣と有る是なり。高天原事始て。常典と爲て仕奉給ふ。年中の
 御祭り。衣食住の事の御祈のみなり。二月祈年。六月十二月月次九月神
 嘗。十一月新嘗等。穀物の御祈よて。食物の御祭りなり。四月九日神衣。衣
 衣服の御祭りなり。六月十二月大殿祭。御門祭。鎮火道饗等。住處に就た
 る祭祀なり。又二季大祓に。天津罪と云。被衣食住を妨損へる罪の。尤
 大なる物として。解除事なるあり。年中の恒祀如此く。大抵衣食住の
 事に係れるをのみ。專要と爲させ御在し坐て。皇御孫尊の天下所知看す
 と申奉るあむ。天下蒼生の爲。八十魂神を治給へる御政よ御在し坐け
 る。被八洲起元章なる一書。有豐葦原千五百秋瑞穗之地。宜汝往備之。

とある御旨に約まるより。外なきものなりかし。と云れたるか如き。物な
 人から撫養治要に。天子は百神の主なりと申せは。神祇はみな一。物な ○我親治
 大地官云々。大地官は土地を掌り守る官職の意なり。重胤云。大地官を
 私記に於保津知津加左と訓るは。決めて古訓なるにて。大地官とある大
 も。下に在ゆる地官を統る謂是也。皆地官と云は地主と云義に等しき事
 と見えて。即右の八十魂神にて。大國魂神の属官の神等を云か。武辨云。此は右
 の八十魂神とは。指す所異なり。八十魂神。此を統領し玉ふ故に。大地主神と
 は申せるなり。故其地官の地主神也と云事は。上に注るか如く。諸國よ
 て國神社とて多くあるは。口決に國神猶言地主也とある。武辨云。此は
國神。号脚摩乳云々。とある下の註なり。是なる中に。猶親しく地主神と
へての國神を。地主神と云とは異なり。 申せる事あり。先朝廷の御事の。坐席を是大官地之靈と申せよし。拾遺
 に見え。齋官式在齋宮内。大社十七坐の中に。地主神とあるは。其官地の

靈を祀らせ玉へるなり。神宮よては。大土御祖神社オホツチノミコノヤシマノヤのしませを。度會
 宮にては儀式帳六月例に。十七日即更官地ミナトノコ神云云。とあるは世記に見
 えたる。土御祖神二坐にわたらせ玉へるを。後に官号の進られて土宮と
 申せり。長秋記に彼外官地主神也。とある是なり。此地主神の訓を。拾遺
 に大國主神の如く訓みたれとも當らさ。又平田翁か地主をトコヌシと
 訓みたれとも。私記に明文ある上は。取へきにあらさ。其は臨時祭式よ。
 鎮土公祭。御川水祭。鎮新宮地祭。とありて。其土公は地主神を鎮祭ら
 せ玉ふ御政なるに。倭姫命世記に。與玉神無賢殿云々。是土公氏遠祖神。
 五十鈴原地主神也。と書せる此與玉神は。地主神におりし坐よ依て。此
 を齋祀る氏人を。宇治土公と云るも。地主神を土公神とも申せればな
 り。然る時は愈以て大地主なり。大土主神の如く。唱奉るへき事灼くこそ。
 さて其治大地官は。即大和坐大國魂神。亦名大地主神の御職制にて。

其大地官は。いと大なる事の極なり。其の大八島の國々島々處々に在とある國魂神。則地主神を。悉く主宰し玉ふ官を宣へるなり。其よしは倭、大國魂神。又は大地主神などある。御名の意を以て。此神の稜威のゆるき由縁を曉るへし。さて大地主神と申す御名なり。大倭神社註進狀に。我親治大地官者言訖云々。大地主神之号起于是時矣。また傳聞倭大國魂神者。大己貴神之荒魂。與和魂戮力一心。經營天下之地。建得大造之績。在大倭豊秋津國。守國家。因以号曰倭、大國魂神。亦曰大地主神。以八尺瓊爲神躰。奉齋焉とあり。社二社本縁にも。大國魂神を。大地主神と申事は見えたり。古語拾遺に。昔在神代。大地主神とあり。長元四年田雲國造。解狀云。并祭大神者。爲天下地主國作大穴持。大八島國。皇孫命。避給大神也。さて地主神は。大きく云へり。大八洲全躰にも。坐也。小く云へは其區其地限にも坐す事にて。なほいはく。万葉五に宇奈原能邊爾母與爾母。神豆麻利宇志播吉伊麻須。諸能大御神等。船舳爾道引

麻速志。天地能大御神等。倭大國靈。久堅能阿麻能見虛喻。阿麻賀氣利見渡多麻比。云々とある。此宇奈原能邊爾母與爾母。神豆麻利云々なり。陸地に鎮坐神と同じく。海原の邊にも與にも。多く宇志播吉たまふ。神等の坐をよしなり。さて倭、大國靈云々は。即大國魂神大地主神よて。此神の天津御座を天翔つ。見渡坐て守玉ふを云なり。此處に至りて。此神の御名を。殊更現して詠る。右に出たる海原の神々に至るまで。悉く主宰し玉ふ大神なるか故に。特に重き意を現はして詠るにて。此即治大地官の意なるを思へし。と云れたるにて明らけし。或人云。一區一界をなし。其地には。其分々に國魂神の坐すよしを辨へ。また大國魂神亦名大地主神の大國大地は。普通の稱名には非ず。事實に涉りて。其地主神等を皆悉く。主宰し玉ふ大神なる故に。神親ら大地官を治む。と宣へる由縁を能。○然先皇御間城天皇云云は。崇神天皇八年乃卜使物部連祖伊香色雄爲神班物者吉。又卜云々別祭八十万群神。仍定天社國社及神地神戶とある此御事を詔玉へるよて。此

御護の意は。大物主神大國魂神をい。且々に祭らせ玉ひ。天社國社を定
めさせ玉へりと雖も。其專と治めさせ玉ふへき。大地官の神々には粗か
く爲て。其枝葉とある。神祇の祭祀を物爲させ玉へるか故に。猶其事を
盡させ玉はさるを以て。神神の御守護薄くして。御壽命の延長く御在し
坐さりしよしなり。重胤云。是即今古共に。産土神ウツノカミを祭ることの。故實な
るものなりとあり。此はまことにさる言なりけり。○未探其源根。本に
探を採に誤れり。今北野本信友校本に據る源根永享本に根源とあり。さ
て此は大初の時の期約を。探り玉いぬを云。○粗留於枝葉。枝葉の訓ノ
チノヨいかとなり。スエと訓へし。○今汝御孫尊。永享本に汝字なし。考
本よは汝皇御孫尊とあり。それ宜しかるへし。たゞに御孫尊とのみある
例は。續紀天平十五年なり太上天皇の御製に。阿麻豆可未美麻乃彌己止
とあり。他に見あたらせめつらし。○慎祭。八十魂神を八十魂神の内。大地

言に預り給ふ神の源根を知し。祭り給はしなり。○壽命延長云々。短命なりと詔へる崇神天
皇も。在位六十八年。御歳も百二十歳まし〜き。されどまた此天皇は。
在位九十九年。御歳も百四十歳まし〜けれり。實に壽命の延長かりし
まことよなかりしなり。古事記には。崇神天皇御年一百六十八歳。垂仁天皇
御年一百五十三歳。と見えて甚くたかへり。倭大神
の御壽に合せて見る時は。此紀の年季はよく叶へとも。記のかたは却て垂
仁天皇の御壽命より。崇神天皇の御壽命の長く叶へて。御壽には合はさるな
り。されど今思ふに。是は天皇の御上にかけて申そのみにこそあれ。世
人の壽命の長からさるを云るにて。かの磐長姫の御言と同じく。天皇一
柱の御上に。限れる事にはあるへからさ。崇神天皇御世よ。疫疾大に起
りて。人民の大半夭折せし由を。當時の天皇の御過失に申しなして。天
皇短命也。とは申せるなるへし。されり御一柱の御齡を曆算へて。かよ
かくよ。神の御言の當否を云へきにあらさ。○仰中臣連祖探湯主。本よ仰
を仔に誤れり。今北野本に従。集解には命俾ともあり。永享本祖、上速字

あり。探湯主は、松尾社家系圖に、天兒屋根命九世。久志宇賀主命の子。
 國摩大鹿島命の弟とあり。此人なるへし。通証に探湯主を久志宇賀主命と云れたるは據ありて云るに
 か。名義盟神探湯によまありて。其によれる名か。探湯は専ら神事に當ひは。もしくはか、を神事を司りし人なる故に。名に負たるにもやあらん。久加太智の事は、應神紀允恭紀に云へし。○淳名城推姫命。崇神紀には入姫とあり。さて此皇女は、崇神天皇の御女にて。其御世の六年に。以日本大國魂神。託淳名城入姫命。使祭と見えて。既くより齋に立給へれば。此時又改めて卜定し玉ふへきよしなし。かつ神地を。穴磯邑に定め玉ひしも。此御世の事に非ざれば。此の文り。崇神天皇の御世のこととして見るへし。此事上既に云り
 ○食卜。神祇令義解に。凡卜者必先墨畫龜。然後灼之。兆順食墨。是爲「卜食」とあり。卜の事は。神代紀に既に云り。○穴磯邑。通証に。磯下文作磯。當訓阿奈志。舊讀恐非是。又云。考字書。磯石巖

也。磯水中積也。倭俗或通用。とあるはさる説なり。此地名崇神紀六年の處に既よ注へり。○祠於大市長岡岬。此事もかの崇神天皇六年に在しとなるよしは。既に其處に論ひ置つ。此御世の事よりあらき。○身体悉瘦弱云々。此より此御世の事なり。此事も己より云つこれを崇神天皇六年の處に。然淳名城入姫命。髮落体瘦而不能祭。とあるは誤なることも。既よ云り。○以不能祭。永享本に以を故に作れり。○大倭直。神武紀に出。○令祭矣。上にも云る如く。長尾市宿禰此時までは。皇女に副て祭りを司りしか。此より以後は。かの齋王をは止め給ひて。此宿禰をして。昔と此大神の御前を祭らしめ玉ひしなり。其は次のハ十七年石上神宮を。大中姫命の司り給ひしか後には。物部十市板大連に授て。皇女は御身退き給ひしに同じ。併せ見て其時のさまを思ふへし。さて上に定神地於穴磯邑。云々とあるは。右に云る如く。皇女の未齋きに侍ひ坐る時の事なれど。

此御時にも又神地を定め玉へることありて。しか傳へ誤りしものなるへく。おほゆるに就て考るに。右の穴磯邑なる大市長岡岬は。神名式に城上郡狹井坐大神、荒魂神社五座。とある處なるか。此事も樂神紀此二十六年に定られたる神地とあるに。同式山邊郡大和坐大國魂神社。とある處是なるへきよし。重胤の云れたる。實にもあるへくおほえて。既に出せるを合せ考ふへし。

二十六年秋八月。戊寅朔庚辰。天皇勅物部十千根大連曰。屢遣使者於出雲國。雖檢校其國之神寶。無分明申言者。汝親行于出雲。宜檢校定。則十千根大連校定神寶。而分明奏言之。仍令掌神寶也。

庚辰。三日なり。○天皇。集解には天皇二字行として削られたれども。何

れの本にもあれは。たやそく改めかたし。○物部十千根大連のことは既に出。然るをこゝに大連とあるに就て。記傳云。凡て大連と云号は。是に始めてみえたり。但し此大連の始と云事はみえず。然るに。延喜式一層運記又大連に爲られし事も見えず。に。仲哀天皇始置大連。元年御天伴。延持爲大連。とあるはいかならむ。書紀仲哀九年大伴武以連と云は見えたり。大連とは見え。若此延喜式の説正志く。十市根を大連と記されたるは。書紀の誤か詳ならざる事也。さて舊事紀に。尾張連祖瀛津世襲命を。孝昭天皇の御世に大連とそる由云。又物部連祖大新河命。垂仁天皇御世に元爲大臣。次賜物部連公姓。則改爲大連。其大連之号始起此時と云るに。共信かたき説なり。とあり。通證にも。按舊事紀大連之號始于大新川命十市根命之兄也とあり。されとこゝに大連とあるは。後に大臣大連と並へ稱へる大連とは異にて。其氏の内にて。私に呼へる稱なること決し。故十市根命にも云るなり。なほ舊事紀には連公と云ることも

見えたり。此又朝廷より賜へる稱にはあらざり。私に其氏の内にて呼へる稱と聞えたり。さて此は然稱本れるまゝに。書せるかあるを。何となく採書せる者にて。後の御代なる大連の始とは。いひかたきこととよりなり。粟田寛云。物部姓のこと。古事記に宇摩志麻遲命。此者物部連云々祖也。また神武卷には。饒速日命にかけて。此物部氏之遠祖也とあり。崇神卷に物部氏遠祖大鯨麻杵。また物部連祖伊香色雄。垂仁卷に物部連遠祖十千根なとみゆ。されど此姓を賜ひしは。何時とも見えざるを。熟按ふに。同卷二十六年の下。物部十千根大連とあれば。此より先のことあらんかと思ふへけれど。天孫本紀に。十市根命纏向珠城宮御宇天皇御世。賜物部連公姓とある。時代の符合て聞ゆるを以て。此御世のことなると思決ひへきなり。なほ書紀に如此物部連祖十千根。物分ち記を玉へるも。其由を後世に知らせしとの。御心まらひにや坐けむと云り。

又云。大連号の正史に見えたるは。垂仁巻を始なりける。然はあれと。姓

氏録石作連の下。建真利根命のことを。垂仁天皇御世云々。賜姓石作大

連公。大連公のかばね。た。一あたり打見るとは。何となく後世の社撰の如命十市根命二人に玉ひしより。世々連公と云しか。大連の言は云りいなる。往々ありし故に。かの舊の稱に。大と云詞を添て。大連公とは云りいなる。へし。然るを公字を加たるは。例なきことにて。書事記の。然あるなりと。宣長か云る。因て。誰も然らんと思ふゆれと。此稱も垂仁御世に始りしに。はあらす。其は姓氏録。石作大連公とあるを。始にて。佐伯連條。室屋大連公。大伴宿禰。雄略天皇御世。天初。大連公とあれば。なり。三代實録。貞觀三年八月十九日。庚申條に。伴大田宿禰。常雄か。歌を載せて。禮。藤原。伴大田。宿禰。同祖。金村大連公。第三男。狹手彦之。後也。云々。狹手彦之。第阿波布古。承父。爲大伴連公。云々ともあり。又十一月十一日。辛巳。佐伯直。豐雄。故云。先祖大伴。健日連公。景行天皇御世。隨倭武命。平定東國。功勳。蓋世。賜讚岐國。以爲私宅。健日連公之子。健持連公。子。室屋大連公。第一男。御宿禰之胤。後。故連公。允恭天皇御世。始任讚岐國。造。後。故連公。是置雄等之別祖也。とある。よて。連公の稱あり。と見えたるをも。旁證として。此御世のほどより。此稱在来しこと。大凡推測りつへし。と云れたり。○神寶。此國の神寶の事。崇神紀六十年の處に云り。○令掌。此事。なほ下の八十七年の下に云。

二十七年秋八月癸酉朔己卯。令祠官卜兵器為神幣。吉之。故弓天及橫刀、納諸神之社。仍更定神地神戶。以時祠之。蓋兵器祭神祇。始興於是時也。是歲興屯倉于來目邑。屯倉。此云彌夜。

己卯七日なり。○祠官は後の神祇官と同じ。日本靈異記に神司、人とあり。神幣。繼躰紀元年。神祇伯と云目有れり。既くより其職掌ありし事灼然し。○納諸神之社。永享本に神下の之字なし。さて兵器を神幣と爲ること。かの大坂神墨阪神の如く。神等の次々に乞ふ玉ひしもありぬへく。またさらても神の威を添へむかため。奉るへき御定ともありしにもあるへし。○以時祠之。集解に。時謂春夏秋冬也とあり。欽明紀。十三尾典。中臣連。鑲子同奏曰。我國家之王天下者。恒以天地社穀百八十神。春夏秋祭。拜爲事とあり。古代のさまはいかに有けん。知かたけれど。神祇令に。凡天神地祇者。神祇官皆依常典祭之。仲春祈

年祭。季春鎮花祭。孟夏神衣祭。三枝祭。大忌祭。風神祭。季夏月次祭。道饗祭。鎮火祭。孟秋大忌祭。風神祭。季秋神衣祭。神嘗祭。仲秋上卯相嘗祭。寅日鎮魂祭。下卯大嘗祭。季冬月次祭。道饗祭。鎮火祭。前件諸祭供神調度。及禮儀齋日皆依別式。云々など見え。延喜式四時に。凡祈年祭二月四日大忌風神祭。並四月七月四日。月次祭六月十二月十一日。神嘗祭九月十一日。其子午卯酉等日祭。各載本條。自餘祭不定日者。臨時擇日祭之とある此等は。令制以後のことにはあれども。上古より仕采りのまゝあるへく。また後に添られたるもありぬへけれど。大方のさまは推量りつへし。○始興於是時。兵器を以て神を祭りしことは。既に崇神紀九年に。楯矛を以て。墨坂神大坂神に奉りしこと見えたれり。是時に始まれるにあらざる。此に始興とあるは。諸神社へ武具を上り玉ふこと。興といふへきなり。記傳にも。既に此文を疑はれたり。○屯倉。記には屯家と書り。又屯宅ともあ

り。釋紀に宅倉天子之米粟也とあれど。未委しからず。記傳云。名義は御家なり。家を夜氣とも夜加とも云例。朝廷も大家なり。又書紀に舍屋宅屋などを。ヤカスと訓るも家柄なり。家持と云人名もあり。されは美夜氣は意富夜氣と云と同じ意はへなる名にて。もと官所のことなり。其中に分て此名を負て。諸國處所にありて。宅家と云ものは。古は國々處々に。朝廷の御田ありて。かの田部と云者。武辨云。田部のこと。を役ひて。併らしめて。其御田に成れる稻穀を藏むる御倉。及其官舎をも合せて。美夜氣と云ひ。其名の本の義。又官所に就て書る字なり。されは美夜氣と云は。御倉官所にあたる名にて。字も通はし用たり。さて宅字を書くと。漢國の御家の御田を。田部を役て。他所に役往て。外の田を御るなれば。宜以て。其字を借て。御田を宅田と書き。其より移りて。宅田。又其御田をも宅倉。宅田の家と云意にて。宅倉宅家なども書るらむ。又其御田をも宅倉合せて。常に美夜氣と云り。置某宅倉などある類。皆其御田をも宅倉と云なり。分て云へは。倉と田と官所となり。さて

其御田を掌る人を。田令と云。又宅田官ともあり。仁德紀又其御倉掌所を掌る人を。宅倉首と云りと聞ゆ。清寧紀に。御倉國赤なほ書紀卷々に。其事どもの見えたるを考見て。其さまをささるへしとあり。採○興于春日邑。春日邑の事は既ニ神武紀に云り。備是歲興とあるは。記傳に。これ宅倉の始て見えたるなり。但し宅倉此より始まるより非ぞ。これよりさきにも。舊より有りしけむ。と云れたるか如く。既に神代ニ權興されりし事どもありて。神代紀に云り。仁德紀に。於羅向玉城宮御宇天皇之世。科太子大足彦尊。定後宅田也。此時勅旨。凡後宅田者。每御宇帝皇之宅田也。其雖帝皇之子。非御宇者。不得掌云々と云ことある。此時の事か。否さるか詳あらざ。記には。日代官段に。此之御世定宅田云々。二十八冬十月丙寅朔庚午。天皇母弟倭彦命薨。十一月丙申朔丁酉。葬倭彦命于身狭桃花鳥坂。於是集近習者。

悉生而埋立於陵域。數日不死。晝夜泣吟。遂死而爛臈之。犬鳥聚噉焉。天皇聞此泣吟之聲。心有悲傷。詔群卿曰。夫以生所愛。令殉亡者。是甚傷矣。其雖古風之。非良何從。自今以後。識之止殉。

庚午は五日あり。○丁酉二日なり。○身軼桃花鳥坂は、宣化紀よ。葬天皇于大倭國身軼桃花鳥坂上陵。諸陵式に。此を在大和國高市郡とあり。欽明紀に。遣蘇我稻目宿禰等於倭國高市郡。置韓人大身軼倉。天武紀に牟婁社。神名帳に高市郡牟佐坐神社などみゆ。記傳云。今世に三瀬と云。載れる名なるへし。牟佐坐神社も。今三瀬とある。境原天神と云社也。と云り。古へは此陵のあたり迄も。身軼の内なりけむと云り。桃花鳥坂也。神武紀に築坂、邑とある處なり。此地のことと云り。さて此御墓は。陵墓一覽に。倭彦命墓。高市郡鳥屋村。此。越智村界とあり。大澤清臣云。此御墓

今升加山と云て。四角に切り立てたる形升の如し。因て思ふよ。升形山の意なるへし。半崩れたれと。いよ大なる墓なりと云り。○生而埋立於陵域。通證云。今按陵當作墓とあり。さる言なり。編年記に。墓域とあり。さて記に。次倭日子命此王之時。始而於陵立人垣とありて。記傳云。まつ人垣と云物は。隙なく人を立並ひ列らしめて。垣の如くに爲るを云。舞樂に垣代と云物も。此意なり。大神宮儀式帳に。人垣仕奉男女。云々人垣立豆衣垣曳豆。云々外宮儀式帳人垣仕奉内人等。并妻子等總六十人。男三十人。と見えたり。さて此なるは。此王を葬る時に。其御墓に生人等を多く人垣に立埋めたるなりと云り。さるはかく爲よと遺命し事にはあらず。在世の寵遇を蒙りしもの。悲哀に堪えて。自ら死にて御供に仕奉れる。此頃の風俗なりけむ。さるは其人等の情願によりて。未死に果ぬをも。さなから御墓の邊に埋みけむ。記傳に。然るは如此爲よと遺命しことなるへし。と云れ

乎レ。類聚名義抄にも。○心有悲傷。永享本有作中○其雖古風の上に永享
本假使二字あるは宜しかるへし。たとへ古風と雖も。非良ぬあさは従ふ
へきにあらず。況て云々と云る文となれは。或説にも。雖古風一句い
は見えす。百年以來もありける事か。但し其意にかなへり。續紀廿一。垂仁天
皇世古風尚存。葬禮無節。每有凶事。例多殉埋。○止殉。通證云。今按再見
孝徳紀。近世寛文中亦有此禁とあり。

三十年春正月己未朔甲子。天皇詔五十瓊敷命。大足彦
尊曰。汝等各言情願之物也。兄王詔。欲得弓矢。弟王詔。欲
得皇位。於是天皇詔之曰。各宜隨情。則以弓矢賜五十瓊敷
命。仍詔大足彦尊曰。汝必繼朕位。

甲子六日なり。○兄王詔。字書に詔與咨同謀也問也。とあれは奏啓等の

欠

MISSING

か。常世國より。登岐士玖能迎玖能木實をもち来て分。縷四縷矛四矛。献
于太后。以縷四縷矛四矛。献置天皇之御陵戸。とあるを以云れたるなれ
とも。其事紀には見え。此太后の薨のことは。此紀のみならず。又續紀姓
氏録等にも。皆此御世の事と爲れり。更に疑ふへからず。記の方を誤と
定むへし。さて此紀に。皇后にはみな薨と書り。崩と書るは續紀以下
の事にて。令の御制なり。○有日。本に日を日に誤る。集解本又考本なと
は従て改め訂せり。また本の日下の馬字永享本になし。さて有日とは
日限の極りたるをいふなり。○從死の殉あり。漢書注に。從死以殉葬也。
とあり。○爲之奈何。集解云。原作奈之爲何。據續紀天應元年之文改。と云
る然ることあり。今集解に従て訂せり。○遣使者。本に遣字を脱せり。今
永享本中臣本熱田本に據て補へり。○土部。記には土師部とあり。記傳
云。波邇斯辨と訓へし。和名抄國々の郷名の土師。多く波爾之とあれば

なり。下如引又黄櫨ハ。同書に波爾之とあるを。其木の弓を。記に波士弓と云。書紀よも訓注に波背とある。此例を以見れば。土師をも古より波士とも云けむかし。さて斯とは。土物を造る者と云事にて。爲の意なり。凡て工人の属に。其師と云みあ然なり。今世よも其師と云こと皆同じ。然るに。漢國よても其師と云こと多きに因て。即其師を用たるのみなり。されは師字は。漢意にて書る。是はあれとも。斯といふ言は爲の意にして。字音にはあらず。又假字にもあらず。又師木などの如く。訓にして用たる借字にも非ず。思ひまかふへからとあり。なほ次に云○喚上。續紀よは。率土師三百餘人。自領云々とあり。通証に。今出雲郡有土師邑と云り。○取埴。永享本埴の下土字あり。○定洽朕心。洽を小寺本に當作合とあれと。字書に洽和也合也。時小雅洽。比其類。とあれり。本のまゝよてよろし。○日葉酢姫命之墓。姫字例に據て改。記云。此后者葬ハ。校木之寺間陵。記傳云。校木は和名抄に大和國添下郡佐紀郷とある是あり。神名式に。同郡佐紀神社もあり。諸陵式に。校城ハ。盾列池ハ。後陵。

欠

MISSING

Vertical columns of text on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is arranged in approximately 12 columns, reading from right to left.

推... 尾... 命... 是...
Vertical columns of text on the left page, arranged in approximately 12 columns, reading from right to left. The text is significantly darker and less legible than the right page.

推之。必有驗乎。仍喚綺戸邊納于後宮。生磐衝別命。是三尾君之始祖也。先是娶山背苜幡戸邊生三男。第一曰祖別命。第二曰五十日足彦命。第三曰瞻武別命。五十日足彦命。是石田君之始祖也。

丙寅二日也。○綺戸邊記は第苜羽田刀辨とあり。第と云るは。其姊山代大國之淵之女。苜羽田刀辨とあるに對へたるなり。さて綺苜羽田にて。和名抄に。山城國相樂郡蟹幡加無郷。神名帳に同郡綺原坐。健伊那太比賣神社あり。此地なり。今の綺田村と云。和名抄綺田類に。綺加無太上代には加理婆多と云しを。やゝ後に轉りて。加爾婆多とも云しなるへし。辨名は醫字を書かくて其を音便し加牟婆多とは云なり。又穴穗宮段に。苜羽井とある處考合さへし。彼苜羽井をも。彼に。樺井と云り。と記傳に云り。戸邊は既云云り。さて記に依

るよ。次に出たる山背、新橋戸邊の。即此新橋戸邊の婦あるを。此記に其事なきは。異なる傳あり。また書さすのあしきか。いとまきらとし。其は此記邊と山背、新橋戸邊を兄弟とはせざる傳なるへし。さらすは新橋戸邊の方には。第云々と記の如くあらは。同名にていかしなれば也。かくてまた。記伊弉河宮殺にも。日子坐王娶山代之荏名津比賣亦名新橋戸邊。生子云々と云事あり。同名なり。荏名津も今山城國新橋に江津村あり。○大國不遲。本に遲と遅と誤れり。今考本及集解に壺井本に依て改とあるに依る。後名鈔山城國宇治郡大國鄉あり。此地なるへし。不遲の人名なり。○瑞の訓。志留斯と訓へし。祥瑞の義なり。○比至行宮。本に至下一、至字あり行なり。考本にのた字は作り。それはよるし。○大龜。雄略紀二十二年にも大龜とあり。和名抄に。龜大戴禮云々。和名加米。無名苑云。龜一名龜。漢語抄云。宇美加米。また龜龜。玉篇云。龜大龜也。和名於保賀米。などあり。カハカ大の訓。和名抄になし。此はカハカは川龜にて。龜龜に對へたる名なり。龜龜は龜に在る龜をなれば。カハカと云は

ん。ここは龜龜と云ほとものにはあらねども。字よりて於保賀米とよみて難なかるへし。たは龜の大名なるなり。○河中。延喜式よ。山城國泉河禰并渡あれい。其處を云の○白石。集解に。熱田本白字無とあり。一本なし。○磐衡列命。記云。又娶其大國之淵之女。弟新羽田刀辨。生御子石衡列王。次石衡毘賣命。亦名布多。遲能伊理毘賣命。柱二とあり。但し記傳に。石衡列王次。延喜本補へて。以下有二柱字補之。且後有石衡列王則脫之無疑。と云も信し然ることなり。故今も此に從ひつ。とあるは據て引り。記傳云御名義。石の稱名なるへし。衡の未思得受。此天皇の御妹よ。千々都久倭比賣命と申さあり。其都久と同意なるへし。さて上宮記書紀傳に。伊久牟尼利比古大王。生兒伊波都久和希。此は神代天皇の御母媛。命の六世の御祖なり。とあり。布多遲能伊理毘賣命。御名義未思得受。布多遲地名。伊久牟とあり。書紀に石衡毘賣命は無し。然れども仲哀卷に。母皇后曰。兩道入姫命。活目入彦五十狹茅天皇之女也とあれば。此記を正しかりけるとあり。

日代宮段に。此倭建命娶伊弉米天皇之女。布多遲能伊理毘賣命。生御子
 帶中日子命とあり。○三尾君。記に石衝列王者羽咋君。三尾君之祖とあり。
 記傳云。羽咋君和名抄に能登國羽咋波久郡羽咋鄉。國造本紀に。羽咋國
 造。泊瀬朝倉朝御世。三尾君祖石衝列命兒。石城列王定賜國造。武辨云。按
 年より。雄略まで三百八十餘年にあれり。この姓氏錄右京皇別に。羽咋公。垂
 仁天皇々子。磐衝列命之後。亦名神御列命也。武辨云。景行皇子
 にも同名坐り。三尾君。和
 名抄に。近江國高島郡三尾美鄉。神名式に。水尾神社。臨時祭もあり此地
 式三尾なり。繼躰卷に。近江國高島郡三尾之別業。續紀廿五に。高島郡三尾崎。万
 葉に高島之三尾勝野之。又水尾崎などあり。と云り氏人は。繼躰紀に三
 尾君堅城あり。また三尾角折君とある。同姓かしら。東大寺奴婢籍
 帳。山背久世郡人水尾公真熊あり。聖武帝の時の人なり。○山背刈幡
 戸邊。上に言るか如く。綺戸邊の姉なり。然るを父を記されざるは。いか

となり。記傳云。綺戸邊と葎幡戸邊とを。文字を異て。異なる名の如く書
 し。又葎幡戸邊をば。大國之不遲か女には非る如く。別に記されたるな
 と皆いか。記の傳を明らかく聞えたる。○祖列命。祖は大父の訓を借
 たるか。また紹運錄に。祖父列命とあれり。此處の父字脱したるか。記
 に落列王。姓氏錄に於知列命。國造本紀に意知列命とあれは。本の訓は
 誤なり。記傳云。御名義意は大。知は例の稱名なり。知和氣の例。書紀に
 景行天皇の御子に國乳列皇子と申せあり。さて記に落列王者。小月之山
 君。三川之衣。君之祖也。小月の神名帳に。近江國栗太郡小槻大社。又小槻
 神社あり。此地なり。栗太郡志云。洛田鄉
 下磯山村あり。山君と云は。山を守るに依れる
 姓なり。さて小月は其氏人の居地なり。三代實錄廿七に。近江國栗太郡
 人。小槻山。公今雄云々等。並賜姓阿保朝臣。息速列命之後也。息速列命
 之按と
て。阿保朝臣姓よれることいか。先
 祖神兄弟の問。傳の混ひつるなるへし。姓氏錄左京皇別。小槻臣。垂仁

天皇々子。於知別命之後也。此は小槻山君氏の中にも小槻三川之夜君。和
 名抄に參河國賀茂郡舉母古郡郷あり。此地なり氏は考なし。さて右の氏
 々の外、國造本紀に。伊賀國造。志賀高穴穗朝御世。皇子意知別命三世孫。
 武伊賀都別命。定賜國造。皇子の上。垂仁天。皇四子脱たへし。とあり○五十日足彦命。記
 に五十日カクサ帶日子王者。春日山君。高志池君。春日部君之祖とあり。姓氏錄
 和泉皇別に。山君。垂仁天皇々子。五十日足彦命之後也。又攝津山守。垂
 仁天皇々子。五十日足彦命之後也。とあり高志池君。と云ふに就て岩代
 國人宮城三平と云人の書る五十日足彦命御墳墓考と云ものあり。其考
 云。越後國南蒲原郡前谷村の内。大字飯田に。五十日足彦命御墳ありて。
 五十嵐神社と尊崇し奉り。延喜式内神なり。抑命の越君と成玉ひて。初
 現今頸城と稱する地に下りまし。臣拾餘人隨從し。穀物農具までも持た
 せ玉ふと云。庶民を率て開墾し。民に業を授け。上沼地今の處に沼郷也に移りま

し。同開拓業を授け玉ふ。是を上田と云。下沼の地に移り坐。即飯田なり
 下沼と切落し。或は流れを堰留め。川筋を替へ。田畑を開き。下田と改め
 て。用水を引玉ふ地と江口と云。飯田村は命の位玉ひし地にして。越の
 國內を過く巡り。田畑を墾り庶民に授け。又漁獵を教へ。國造の大功を奏
 し。飯田に於て堯御せられければ。宮澤の高岡に御墳を築き。則御墳を
 御神躰とし。拜殿のみを設置し。五十嵐御神と崇め祭り。御神徳を慕ひ。
 地名を五十嵐郷とも唱ふ。此郷は南に守門岳の峻峯秀て。山脉東に赴き。
 西に折れ。明光山栗岳より延て。飯田鹿峠の山に亘り。大崎山に至りて
 盡き。亦南枋尾谷郷の山より界ひて。走りて見付山に抵る。五十嵐川源栗
 岳より發し。五百川長野の地にて。牛尾川を併せて郷中を貫流し。三條
 に至り信濃川に入る。川舟通漕の便あり。村落川を夾み。碁布繁榮する
 こと。皆命の餘澤なり。故に五十嵐郷。舊五十九ヶ村の總社と崇め祭る

とそ。命は古事記に古志池君の祖とあり。後世諸侯の封となる故に。五十嵐邑の内。小字を以數十箇村に分割しぬ。飯田は往古五十嵐村の元にして。御宮居近き所を以。小名御飯田とも御メシ田とも習へたりし因よて。中古飯田と改稱す。其證寛治年中に製する越後古繪圖に詳なり。云々。飯田村は。神代より土人住居し来れりと。五十嵐邑記にあり。と云。御墳より寅の方四五町隔。字宮澤と呼ひ。清冷の泉水あり。命の御飯料水と云傳ふ。亦宮澤の峽に穴居の跡あり。云々。なといと委しきを。今略して出せり。記傳云春日君大和のならむか春日部君。和名抄尾張國春部加須郡。安閑巻に火。國春日部。屯倉。阿波國春日部。屯倉などあり。何國とも詳ならず。五十日帶日子王の御末の。右の氏々の外。書記に子石田君。姓氏録は讚岐公。酒部公。など見えたれと。何れも論あり。とあり。子石田君の事は。次云。讚岐公酒部公の事は。武行天皇皇子神皇太子下に云。○膳武列命。記に伊登志列。王。

舊事記に五十迹石列命とあるに従てよむへし。武字トレとは訓かたし。因て按ふよ。武は膳字の誤寫かさて記に伊登志和氣王者。因無子而為子代定伊登志部とあり。子代の事の景行紀武部よ云り。記傳云。安閑巻に置阿那團膳年部屯倉とあり。此は國々に舊より伊登志部は有しに。此に其屯倉を置れたるなり。とあり。○子石田君。本に子字あるの行なり。釋紀系圖。また永享本等よ子字なし。今いそれらに従て削り訂へし。集解はも。さて石田君ものに見えと。通証よ。神名式山城國久世郡石田神社。万葉集云。山科之石田之森之須馬神爾。奴左取向。式越前國敦賀郡石田神社とあり。此等の地名に因れるか。石田は本よイシタと訓められ。また大和志に宇陀郡。山城志に宇治郡にも石田村あり。

三十五年秋九月。遣五十瓊敷命于河内國作高石池。茅渟

池。冬十月。作倭狭城池。及迹見池。是歲令諸國。多開池溝。數八百之。以農爲事。因是百姓富寬。天下大平也。

高石池。記よに日下之高津池とあり。此日下は。和名抄に和泉國大鳥郡に日部久佐とある此なり。式に同郡日部神社もあり。此郷今草部村と云り。是實は日下部にて。此の日下は是なるへし。此に河内國と云ふ。舞ある年割河内國大鳥和泉日部三郡給。池の書紀に高石池とあれば。此も津字は師の誤よもやあらむ。高石も同大鳥郡の海邊なり。神名帳に和泉國大鳥郡高石神社。持統紀母。河内國大鳥郡高脚海とあり。万葉一に。大伴乃。高師能濱乃。云々後の歌なほ多し。今も高石村ありて。池もあるは古のよやあらんと。記傳よ云り。和泉名所圖會日部郡條に鶴原村在。野川村の間海道の東に在と記せり。○芳澤池。此地の事は。神武紀に委く云り。和泉志に珍勢池在日根郡野々村。西。

廣三百三十畝。相傳印色入彦命所鑿。今日布池とあり。○倭狭城池。大和志に。添下郡狭城。盾列池。在常福寺村。廣一千二百餘畝。一名西池。又名水上池とあり。此地のことは既に云り。○迹見池。此地は神名帳に。添下郡登彌神社とある處是なり。記傳云。此登彌は今も鳥見莊と云處にて。續紀六に。大倭國添下郡人倭忌寸果安。云々登美箭田二郷云々とあるなとは。此登彌なり。又班鳩の審の小川といふも。此登彌に因れる名よ也。班鳩は平群郡なれども。此川添下郡より流るゝなりと云り。池の大和志に在池内村。廣三百餘畝とあり。○多開池溝。續古今集清慎公。池水に邦さかほけるまきむくの。珠城の風。今も残り。○數八百之。考本よ之を也に作れり。集解は餘は改めらした。私なれはとらす。○百姓富寬。一本また集解に引る古本には富鏡とあり。訓タユタヒテとあるは誤なり。ユタカニシテなど訓へし。○太平。本に太を大し作り。今並河本に従る

三十七年春正月戊寅朔。立大足彦尊為皇太子。

為皇太子。景行紀に此御時御年二十一。とあれど其の叶い。其處云へし。

三十九年冬十月。五十瓊敷命居於茅渟菟砥川上宮。作劍一

千口。因名其劍。謂川上部。亦名曰裸伴。裸伴此云阿箇。播磨磯等母。藏于石

上神宮也。是後命五十瓊敷命。俾主石上神宮之神寶。

冬十月。本に冬字脱せり。今永享本考本集解本に従る。○茅渟菟砥川上宮。

記に鳥取之河上宮とあり。菟砥川上即鳥取川上なり。異なるに非ぞ。記

傳云。和名抄に和泉國日根郡鳥取止々郷あり。是地なり。今も鳥取郷と。姓

氏録和泉神別に鳥取氏あり。此氏人の居住りしより。地名にも負るなる

へし。河上は宇度川の上なり。此川源は同郡の内なる玉田山と云より出。て自然田村と云あたりにて。并開川と一に

合ひ。下に又金熊寺川と一に合て。其より下にては大川と云あり。古は下
まて宇度川と云けん。さて此あたり。凡て今も鳥取郷の内なり。和泉志に
菟砥河上宮在自然田村とあり。此村も鳥取郷なり。栗田寛云。今國圖を考
る。件の大川より男里村に至り。夫より海に落るなるか。其處を男里川と云
り。か。れは雄水門とは。男里あたりの海門を云ひ。宇刀川とは。今の男里さ
川まてを云りと聞ゆ。猶その地形を知れる人に聞て決むへしと云り。

て諸陵式よ。宇度墓五十瓊敷入彦命。在和泉國日根郡。兆域東西三町

南北三町。守戸二烟。とあり。此御墓の式に載れるは。太子坐し。か故なり。太子は上代には一柱に限らざりしこと。白拂

原宮段にも云り。和泉志よ。宇度墓在自然田村。東宇度川上玉田山といへり。

武辨云。和泉國舊社目錄に。玉田神社は。祭神五十瓊敷入彦命にして。自然田

村宇度墓の上。か。れは此命の此河上宮に居位坐けむ。とあり。天孫本

紀には。河内國幸乃河上宮とあり。延佳云。幸乃河上宮。記鳥取之河上宮。紀云

茅渟菟砥川上宮。同所異名歟。とあり。然るへし。栗田寛説に。幸乃河上宮は。幸

乃。は宇刀の誤なるへし。其神名式和泉國和泉郡男乃宇刀神社とある。男は

所謂雄水門の地。宇刀は菟砥なること。若きか上に。幸乃と宇刀と。字のよく

似たれはなり。○作劍一千口。記傳云口は垂仁巻に出石小刀一口。神功巻

に七枝刀一口。雄略巻に大刀八口などもあり。刀のみならず。鉄鏝など

其餘にも。物によりて若干口と云る多し。延喜式の諸の注文。刀は若干柄

とも云りき。扱に大刀幾振。刀とあり。事あり。これ一箇の事なり。云〇川
 上部。記傳云。太刀の名に伴としも云るは。一千口を一部として。其總て
 の名なる故なり。川上部と云るは。川上にて作らしと故の名なり。部は凡
 て古に其部某部と云る属いと多し。部は群と云ことにて。登母伴ともと
 も云。各其部の長を。登母乃美夜都古と云り。〇亦名曰裸伴。裸はいかなる由の名にか未思得
 也。天孫本紀には赤花之伴とあり。信支云。強て考るに。刀の銳利くして。
 着甲ヨコヒたる敵を斬るに。赤裸なるを斬るか如き義の贊稱よもやあらむ。後
 世の名細にも。さるまゝころはへにて。稱号たるかきこえたり。と云れた
 り。或説は。鞘なしの劍身はかり納るを云かど云り。此は集解にも。按衣不
 用。鞘故曰。裸とあり。又一説に。舊事紀に赤花之伴とあるを思ふ。劍の
 身は血漕を彫通して。これに朱添を入し。殊に麗はしく。赤花の如く見え
 しなるへし。血漕は。種かきしものにて。或は龍を鑿り。或は劍を鑿り。或は
 神名を鑿し。この巧みなるよし。武備志にも見えたり。また云く。亦名曰
 云り。これら種種の説。みなよろしともおもはれぬけり。また云く。亦名曰
 裸伴の五字を。分注なりと云説あり。然れども此は本文なるへし。裸伴

云々の分注につゞきていかゞあり。また裸伴を舊事紀は。赤花とあるに
 つきて。波奈と波陀と同言なりと云説あり。されも非なり。此に潘那と
 ある。那を那の音とおもひ誤れるか。又那の字書誤りし本のありしに
 因れるか。此の訓注をあかはなとよみ誤て。舊事紀には赤花と書るもの
 なり。と云り〇裸伴此云々。記傳云訓注の我字は濁音にて。之の意な
 り。此我を清て。阿加波陀加と心得るはひかことぞ。とあり〇石上神宮
 のことは既に出。記云。坐鳥取之河上。宮。今作横刀壹仟口。是奉納石上
 神宮。即坐其宮。定河上部也とあり。なほ此宮に劍を藏めたまへること。
 次に云へし。二十二社注式に。石上社云々。第十一代垂仁天皇四十九年
 十月作劍一千口。藏石上神宮。以斷蛇劍爲神体。今所作之劍奉副之也。
 云々と云ことも見えたり。
 一云。五十瓊敷皇子居于茅渟菟砥河上而喚鍛名河上。

作大刀一千口。是時楯部。倭文部。神弓削部。神矢作部。大穴磯部。泊樞部。玉作部。神刑部。日置部。大刀佩部。并十箇品部。賜五十瓊敷皇子。其一千口大刀者。藏于忍坂邑。然後從忍坂移之。藏于石上神宮。是時神乞之言。春日臣族名市河令治。因以命市河令治。是今物部首之始祖也。

倭鍛名河上。記傳云。此に鍛名河上とあるは。此千口大刀を河上部と云るに就て。河上と云。其を作りし鍛工の名なりと云。一の傳なりけめともいかに。河上は地の名なれりなりと云り。信友云。因名其劍謂川上部。亦曰裸伴とある。因字の義による時は。菟碓川上宮にまして。令作

玉へるによりて。其劍を川上部とつけられたる由にきこゆれど。なほ一云の傳に。鍛名を河上と云へる説よりて。鍛河上か作れる刀の部と云義とぞへし。さるり。此御刀の又名赤裸伴とある訓注に。阿箇潘那我等母ともある例によりて。川上部をもカハカミ我等母と訓へければなり。但し記に。定河上部とあるは。河上宮に轉たる部。の と云れたり。なほよく人を云るにて。此御刀の名の河上部とは異なる。と云れたり。なほよく考ふへし。○楯部。神代記に。以彦狹知神。爲作盾者。倭名抄出雲國楯縫郡。風土記云。神魂命御子天御烏命楯部爲而。天降給之。爾時退下乘坐而。大神宮御裝束。楯造始給所是也。故云楯縫。とあり楯を作もの部なり。○倭文部。倭文のことは神代記に云り。釋紀に。倭文。神在常陸國。故諸祭幣中。倭文。常陸國所貢也とあり。倭文を織もの部なり。○神弓削部。神矢作部神は稱辭か。穴磯部に大を添て云と同じきにや。集解には。按經靖天皇紀。使弓部稚彦造弓。矢部作箭。蓋爲神寶。故云神弓削神矢作。

神名式曰。河内國若江郡弓削神社。矢作神社。とあり○大穴磯部本の訓あり。大穴ナレ。地名よよれる部なり。上に云り○泊檀部。倭名抄山城國乙訓部羽束波豆加之。神名式。羽束師坐高御産日神社。天神本紀に羽束物部。これも地に依れる部なり。和名抄攝津國有馬郡。集解云。按穴磯泊檀。蓋皇子封邑。皆有部民故云。とあり○玉作部。神代紀に。神明玉命爲作王者。記に此御世に。天皇の作玉人等と慈み玉ひて。其地を奪ひ玉ひしこと見えたり。それら玉作の部なるへし。○神刑部。倭名抄郷名刑部兼佐加倍とあり。此文は。下文に載大刀于忍坂邑とある地あり。大和國城上郡なり。記傳云。忍坂を刑部としも書故なり。其郷なる忍坂部の人等の。刑部の職に仕奉しことありしより。やかて其職名の字を書あらへるなり。されは。於佐加辨と云名は。忍坂部にて。刑部職には由あるに非ず。又刑部の字は。忍坂部と云名に由あるに非ず。本は別なり。然るを於佐加辨を本より刑部の職名と云れたるにて。あきらけし○日置部。倭名抄郷名日置

比於木とあり。本の訓。へきと訓るもふるし。和名抄大和國葛上郡日置。神名式尾張國愛智郡日置神社。民部式出雲國置内外日置田二町。承知大嘗會丹波國多紀郡日置。匡房くもりなき。君かみよよは赤根さそ。日置の里も賑ひにけり。此餘にも國々に多し。地名によれる部なるへし。名義詳ならず。へきとありて。民戸を定置て。其事を授はしむる職なるか。○大刀佩部は。大核詞に。劍佩伴男と云ことあり。重胤云。此は物部氏の遠祖より以來。天物部を率て仕奉れりし部を云なり。大伴氏の物員伴男なるに。母能々布は。武勇職を以仕奉る武士の稱にして。母能々辨は。其を統領する意を以て。武士部と云ふ言の切たる稱なり。此を劍佩伴男とも云けむと。思ゆる所由は。天孫本紀に。天皇宇麻志麻治命の功を賞給ひて。朕嘉其忠節。特加褒寵。授以神劍。答其大勲と有て。其神劍を謂ゆる部置にて。其氏人の仕奉る所なるか。此より厥後天皇の御許に在て。親しく仕奉られしにも。刀劍を帶て衛護奉られし

より。其率る内物部にも。刀劔を帯しめたりし故に。彼世より刀劔を帯る者
 を。武士と云ふ。習俗も出来たるなり。太刀佩部とあるなり。決く物部を分
 ち給ひせたりと見ゆ。其は五十瓊敷命劔一千口を作て。石上神宮に藏られ
 たる因に。其神寶を掌る所なるか。其主と坐す御坐は。物部氏の仕奉る大神に坐るに。備其大刀佩部なり。物部の兵士なるが。伴男と
 云時なり。其部の長にて。物部氏に限れる稱なり。此故より劔佩伴男を賜ふ
 とは無く。大刀佩部を賜ふとあり。物部の兵士を領ち賜ふ由なり。と云
 り以上。石上神宮に属たる品部なるへし。○十箇品部は。本の訓によれ
 は伴の造なり。其は右の十の諸部の上として。各其部を掌る人を云なり。
 欽明紀より秦人戸を掌る人を。秦伴造と云ひ。雄略紀に漢部を掌る人を。其
 伴造と云るよて知へし。されは其部の上なる造を。此皇子に賜ふよしな
 り。造を賜へは。其部も。記傳に。十箇ノシナジナノトモ。と訓れたり。さて
 自其内よあるなり。記傳に。十箇ノシナジナノトモ。と訓れたり。さて
 は其部を云て。造は其中よこもるへし。○賜五十瓊敷皇子。本に數字脱た

り。永享本考本中臣本等諸本にあるに依る。記云。即坐其宮河上宮。定
 河上部也とあり。記傳云。此品部は此皇子に賜ひて。河上に属たる部々
 なる故に。十箇部を都て。河上部と云しなるへし。此は彼大刀の名の河
 上部とは異なり。名の河
同しきとて。定とは公より云時は。彼十箇品部を此皇子に賜て河上宮
 勿思ひ混へと。定とは公より云時は。彼十箇品部を此皇子に賜て河上宮
 の部と定たまふなり。又此皇子のうへより云時は。是を被賜て己命に
 属たる部と。定め領しめさ意なり。記中凡て定其部をある例。皆其部を
 めて。立らるゝを云り。然れども此は書
記に。彼十箇品部は。此時に始めて立られたる如くに開えす。本より。とあり
 有ひるを。此皇子に賜賜へりと開ゆる故也。今も其意に依て云なり。とあり
 ○忍坂邑は。上に云り。○從忍坂移之。此事考あし。式忍坂坐山口神社忍
 坂坐生根神社などあり○春日臣族は。記に天押帶日子命者春日臣
 祖。記傳云。春日は大和國添上郡にある地名なり。さて此姓なり。天武紀十三
 年十一月戊申朔大春日臣賜姓曰朝臣とありて。大は是より前。何れの
 御代よ加へられたるにか。詳ならず。持統卷五年の下。十八氏を擧たる
 中に。た。春日とありて。大字は

し。元明記より出た。姓氏録左京皇列大春日朝臣。出自孝昭天皇天子天帶彦
 國押人命也。仲臣令家重千金。委糟爲堵。于時大鷦鷯天皇。仁臨幸其家
 詔号糟垣臣。後改爲春日臣。桓武天皇延暦二十年賜大春日朝臣姓。とあ
 り。桓武天皇云々疑はし。是なり。とあり氏人は敏達紀春日臣仲若あり。文
 武紀に春日倉首老あり。稱徳紀に春日藏毗登常麻呂等。賜春日朝臣と
 あり。續後紀に。越前丹生郡人。大學助教春日部雄繼。賜春日臣。文德實録に。
 此人大春日朝臣を賜はれり。三代實録清和紀に。左京人參河公壹志宿禰
 吉野改賜大春日朝臣。外記日記に。朱雀帝時。曆博士大春日朝臣弘範あり。
 華山帝時。左大史大春日良時。一條帝時。少外記大春日仲明見えたり。又三
 代實録に春日直あり。拾芥抄に春日連あり。これらは其系未詳族の家屬
 なるへし。續紀考証。族屬也。蓋其一門親屬而非正嫡。故謂之族歟とある
 か如く。其族と云号をばなれて。姓氏を給へるおともあれと。其
 血屬よては。○市河云々。姓氏録皇別。布留宿禰。天足彦國押人命七世孫。未

新搦大使主命之後也。男木事命、男市川臣。大鷦鷯天皇御世。遷倭賀布都
 勢斯神社、於石上、郷布瑠村、高庭之地。以市川臣爲神主。四世孫額田臣。
 武藏臣。齊明天皇御世。宗我蝦夷大臣。号武藏臣、物部首並神主、首。因
 茲失臣姓。爲物部首。男正五位上日向。天武天皇御世。依社地名。改布瑠
 宿禰姓。日向三世孫邑智等也。とあり。布留宿禰は。春日臣と同姓なり。と
 て市川は。右に天足彦國押人命七世孫。米新搦大使主命の男。木事命の男
 とあれり。孝昭天皇よ十世よあたれり。御世繼にくらふれば。孝昭よ
 六世。世數多きに過たる如くおほゆ。故思ふに。姓氏録に此を大鷦鷯天
 皇の時とせる方叶へるか如し。さらば此に神乞之言とあるは。かの布都
 勢斯神社を。石上郷布瑠村に遷しまつりし時の事とせへし。なほいはし。
 其父木事命は。反正天皇段に。許恭登臣女都怒郎女と。記よ出たるも。仁
 德天皇御世の人として叶へり。備友か上野國三碑考。此氏は市河と云人
 二人ありて。一人は垂仁御世仕石上神宮。物

部首祖とし。一人は其子孫ふて。本事命男市川臣。仁德御世爲石上神宮神主。推考^{スレ}兼治^{スレ}職奉仕。と云きたれど。たしかなる証もあらねは。從ひのたし。なほ次なる八十七年處に^{大連の下}物部十千根云事あり。○物部首。右引る布留宿禰條に。武藏臣と云人。宗我蝦夷の時に臣姓を失ひて。爲物部首とあれり。其まては物部臣と云けるにこそ。さて後に布留宿禰と改めし後にも。なほ物部首と呼へる族もありしなるへし。故此は物部首之始祖也。とは記せるものなり。天武紀十二年九月。物部首賜姓曰連。姓氏錄攝津國皇別物部首。大春日朝臣同祖。また物部物部首同祖。米^{カキ}餅^{ツキ}搗大使主命之後也とあり。さて氏人は。東大寺古文書。及正倉院文書に。文武帝時。豐前上三毛郡人物部首古志賣あり。聖武帝時。出雲人物部首石足あり。村上帝時丹波擬大領右近衛物部首惟範あり。これらは姓氏錄未定に。物部首。神鏡速日命之後不見。とあれと。其族にはあらざるへし。また物部氏は君姓あるかありて。景行紀は物部君夏花あり。通證に疑垂仁紀所謂物部首也と

云れと然らざる其由はそこに云。また稱徳紀に。上野國甘樂郡人。外少初位下磯部牛部麻呂等。賜姓物部公とあるこれらは。鏡速日命の後なり。また陸奥國風土記。白川郡飯豊山。此山者豐岡姬命之忌庭也。又飯豊青尊使^ニ物部臣奉^ニ神幣也。故爲^ニ山名とある。此氏なるへし。

八十七年春二月丁亥朔辛卯。五十瓊敷命謂妹大中姬命曰。我老也。不能掌神寶。自今以後。必汝主焉。大中姬命辭曰。吾手弱女人也。何能登天神庫耶。^{神庫此云}五十瓊敷命曰。神庫雖高。我能爲神庫造梯。豈煩登庫乎。故諺曰。天之神庫隨樹梯之。此其緣也。然遂大中姬命授物部十千根大連。而令治。故物部連等。至于今。治石上神寶。是其緣也。

辛卯五日なり。○妹大中姫命。本_レ命字脱せり。信友校本に従て補ふ。
集解にも據天孫本記補あり ○我老也。五十瓊敷命は。日葉酢姫命第一皇子に坐せは。
 皇后の御され玉へりし十五年か。翌年に生坐るとみえても。此年までは
 七十三四歳に成坐り。川上宮に居て。御を作り玉ひたは。三十九年 大中姫
 命。大足彦尊の御姊にましませり。二十年頃に生坐りて見れは。但此
十七年。大足彦尊の爲皇太子ませり。御年を。此皇女も今年六十八九歳に
景行紀。二十一とあれと叶は。そは次云。御年を。此皇女も今年六十八九歳に
 成坐れは。同じく御年老賜へるを。我老也と言へる疑はし。此は老
 賜へるのみにはあらて。身軀の疾病などに依て。神寶を掌賜ふことの堪
 難く。なり玉ひしなとにもあるへし。○手弱女人也。和名抄人倫日本紀
 私記云。手弱女人太乎夜木。婦人上同とあり言義はたをやかなる女なる
 を意を得て書しる字なり。○天神庫。天は例の美稱なり。和名鈔調度部
 祭祀具。漢語抄云。寶倉保久良。一云神庫。箋注云。按垂仁紀神庫保玖羅。

天武紀神府同訓。蓋藏神寶之府庫也。其制高峻。秀_ニ於尋常。府庫。故云保
 久良。與神武紀派秀訓奈三保。又類總訓保之保同。漢語抄用寶倉字者。
 似_ニ以寶爲保久良之保。恐非。又按保久良。後世轉爲兼祠之名。拾遺集小序
 稻荷乃保久良。續詞花集大鳥王子之保久良是也。故云一云神殿也。又轉
 譌云保古良。見爲忠前百首社頭歌とあり。祝庫の略と云る説。通證にも。
 至今神庫在正殿傍。又世俗指小祠專稱保古良。蓋兼鈔小禿倉標社。訓
 古保古良。都夫氏也志呂とあり。○梯は次に樹梯とあるこれなり。梯立は續
 後紀十九長歌に。天能梯建踐歩美。天降座志々。丹後風土記。與謝郡々家
 東隅方有遠石里。此里之海有長大石云々。名天梯立。後名久志濱云々。
 とあり。通証云和名抄加公波之今云波之古是也といへり。○豈煩登庫
 乎。永享本に登有何煩乎とあり。賀茂翁云。記下に波斯多豆能。久良波新
 夜麻表。佐賀志美登云々。万葉七。橋立倉持山云云。此の高き倉に。梯

を立てのほる故に。しかいひかけたり。和名抄にも。梯木階所_二以登高也。
 といへり古への庫は。いと高く構へて。下は柱のかきりあらはに見ゆ。故
 に梯たて。のほりてことをなし、なりけり。今も熱田神宮など。とい
 へる如く。天の神庫は。いと高しども。梯のまゝに登らんより。登り得て
 元との義にて。何なる高き處も。梯あらは登るへし。となり。○諺曰。神之
 神庫。並河本永享本_二天神庫とあり。文字集解にも據熱田本_二改とあり。
 此は前文を受たる處なれば。天神庫とある宜し。さて此諺の意。他に喻
 へたる處ありて。天神庫の高き處なりども。梯あらは登つへし。己か身
 の思掛くましく。高く貴きあたりといへども。其を導くものふありせ
 は。其梯のまよ_一。遂は至るへしと云る。當時の諺に云るものなり。
かくいはい。下とまて思掛くまよまよ上をも。幾如まよまよ。やうのこまに。響らるれまよ。古へさるこまはなまよ。○然遂。此も御身躰
 の敢て成ませるよりのことと思はる。かの豊組入姫命。淳名城入姫。命の神事をも。思ひ合すへし。○授

物部十市根大連云々。二十六年の處。十市根大連校定神寶云々。而分
 明奏言之。仍令掌神寶とあるにて。此大連の此神寶を掌ることは。此よ
 り前つ方よりのことなれども。此よりは専此大連に委任せ賜へるなり。
 さるは石上神寶は。饒速日命天より持降り玉ひしなれば。其苗裔物部氏
 をして。掌しめ玉ふは然ることなり。上の長尾市の事。をも思合すへし。記傳云。かの市河
 といふ人は。春日臣と同祖にて。十市根大連の物部とは。異姓なるに。同
 御代に共に石上神寶を掌て。武野云。此は同御世のおとよはあら。此も彼
 も物部氏なるに就て。まきらひしきを熟考れば。此時に此神寶を掌れる
 は。實に一人なりしを。此と彼と傳の異なるかとも思へとも然よは非也。
 先十千根大連の方の。物部氏の此神寶を掌れることは顯はにして。後に
 石上朝臣とさへ改て。子孫に至るまでまきれなく。又かの市河臣の子孫
 の物部氏。後に社地名に依て。布留宿禰と改めつるも。是も又此神寶を

掌りしこと疑なし。武尊云。上は引多姓系録文也。神主、首と云。かよれば十
 市根大連首長として掌り。市河臣も相副て神主職として。共に掌りし
 なるへし。武尊云。市河臣の相副て神主を掌りしことは上は云ふ如く。仁徳
は。相副て掌ること、なりしも。必後代のこととは。相續て世々も絶さるりけ
は。相副て掌ること、なりしも。必後代のこととは。相續て世々も絶さるりけ
 世。神爲大連。奉齋神宮とある。人の時なとにや。此は試にいふのみ。古今集
 辭上に。石上、並松の宮つかへもせて。石上と云處よこもり侍けるを。よ
 はかにかうふり玉はりければ。よるこひいひつかりそとて。よみて遣し
 ける。布留今道云々。これ石上氏と布留氏と共に。上古より由縁ある故
 に。歌よみて賀ひつかはせるなるへし。さて共に物部氏といふことは。
 もと物部の稱は。此神宮の兵器を掌れるより。出たることなるへし。と
 云れたり。備友云。物部は元武勇賜もて。仕奉る部も由の稱と聞ゆるに。十
まり。又市河か齋の物部も。千根大連か齋の物部も。相副て。上は云ふ如く。
兵器の織治をも兼て奉仕れるを。是とも物部となさざらむか。これも後

氏せなりたるなり。さてその二流の物部氏。相共に其奉仕れる社地の名に
 より。後より千根の齋の物部氏は。石上縣臣と改め。市河か齋の物部氏は。布
 留連と改め。相共に其神宮に仕奉りしなりけり。さて此布留氏今もあり
 と思し。大串元善の記る書に。社司の家。今現に三家あり。備前もて禰宜に
 補さる。あせなり。其補任状は。護前宣旨之事。布留長三郎。宣任高馬大夫。若
 布留社神。銅鑿有。織成。功之。狀如。付。年。号。月。日。如此。記。ま。て。宝。藏。なる。白。河。帝。の
 御。與。と。云。へ。る。花。押。の。印。を。時。の。忌。火
 を。御。人。の。踏。し。て。渡。す。なり。と。云。り。

昔丹波國桑田村有人。名曰甕襲。則甕襲家有犬。名曰足往。
 是犬咋山獸名牟士那。而殺之。則獸腹有八尺瓊勾玉。因以
 獻之。是玉今在石上神宮。

昔丹波國。通証云。今按以下疑是後人所附録也とあり。されど紀中をり
 くかくの如きこと多し。則次の八十八年の下にも。昔有一人乘艇云
 々。これをも後人の 神武紀三十一年下に。昔伊弉諾尊母比國曰云々。仁
 德紀に。俗曰昔有一人。往菟鐵野。宿于野中。時二鹿云々。崇峻紀に。河内

國言。於領香川原。有被斬人云々。此等み本みつれり。なと有て其時の事には預からぬをも。ことの因に記し出せる例なり。後人のしこさにはあらそかし。○桑田村。和名抄。丹波國桑田郡桑田久波。○犬。和名抄毛群部。犬一名尗。爾雅集注云。狗犬子也。惠奴。又與犬同。箋注云。按犬訓以奴見崇峻紀。犬子乃曰惠奴。此訓狗為惠奴是也。犬必訓以奴乃太万比。狗尾草訓惠奴乃古久佐。可見犬狗其訓不同。或以惠奴為犬之和名者非是。若統言之。則狗亦可訓以奴。武烈紀天武紀狗字訓以奴是也。故此云又與犬同とあり。傳。松屋業考。心乃種なとに云る説とも。みな誤れり。ひとこり此説注を正し。足往は。行事の速きを云か。○牟士那。和名抄説文云。貉似狐而善。購者也。漢語抄云無之奈。箋注云。推古紀貉訓守之奈。新撰字鏡。貉牟奈志忍牟志奈之誤。とあり。○有八尺瓊曲玉曲玉問答天明三年石と云書。因州鳥取の其何。姓名不顯不圖狸の穴を破て。曲玉一顆を得たり。其後近

邊の狸の巢を尋探穿鑿するに。上古制の玉石。及金物の類偶あり。その物語なり。予六十年來。是に類したる話所々にて聞及ひぬ。長文綱きを厭ひて記さそ。狐狸の類。千歳を経るものを。寵愛することあること、見はたり。とあり。○今在本に在を有に誤れり。今考本集解より從て訂せり。

八十八年秋七月己酉朔戊午。詔群卿曰。朕聞新羅王子天日槍初來之時。將來寶物。今在但馬。元為國人見貴。則為神寶也。朕欲見其寶物。即日遣使者詔天日槍之曾孫清彦。而令獻。於是清彦被勅。乃自捧神寶而獻之。羽太玉一箇。足高玉一箇。鶉鹿鹿赤石玉一箇。日鏡一面。熊神籬一具。唯有小刀一。名曰出石。則清彦忽以為非獻刀子。仍匿袍中而自佩。

之。天皇未知レ匿レ小刀之情。欲寵清彦。而召之賜酒於御所。時刀子從袍中出而顯之。天皇見之。親問清彦曰。爾袍中刀子者。何刀子也。爰清彦知不得匿刀子。而呈言。所獻神寶之類也。則天皇謂清彦曰。其神寶之。豈得離類乎。乃出而獻焉。皆藏於神府。然後開寶府。而視之。小刀自失。則以使問清彦曰。爾所獻刀子忽失矣。若至汝所乎。清彦答曰。昨夕刀子自然至於臣家。乃明且失焉。天皇則惶之。且更勿覓。是後出石刀子自然至于淡路島。其島人謂神。而為刀子立祠。是於今所祠也。昔有一人。乘艇而泊于但馬國。因問曰。汝何國

人也。對曰新羅王子。名曰天日槍。則留于但馬。娶其國前津耳。一云。前津見。云。大耳。女麻拖能鳥生但馬諸助。是清彦之祖父也。

戊午十日なり○今在。本に在を有に誤る。今考本集解に従る○曾孫。倭名抄人倫部。曾孫爾雅云孫之子為曾孫比々古。箋注云。釋名曾孫義如曾祖也。新撰字鏡。垂仁神功持統紀同訓。急呼為比古。見宇治拾遺物語。今俗所呼亦同。與孫訓混非是。とあり。比古も。爾雅の義なるへし。○竊鹿鹿赤石玉。本以一鹿字脱したり。今中臣本に従る。上文にも竊。あれはなり。○小刀一。の下は永享本口字あるよろし○名曰出石。三年の紀には。出石梓あり○御所永享本中臣本所を前とあり○袍中。倭名鈔袍和名字倍乃伎沼。とあれども。こゝはた、衣とあるも同じとなり。後世に云る袍のことよはあらざ。○匿の訓。仲哀紀に同じ。言義は飛鳥井雅澄説に。シナはシタと相通へり。さて其

シタは。萬葉に隱沼カクレヌマのしたに通ふとも。隱沼のしたゆ戀るともよみ。又
 心ココロもしぬに古所念コトノオモヒなと云。シタも通ひて。隱カクレりかなるをいふ言なり。と
 いへれば。裏ウラめ匿カクレして。人に知らしめぬを云辭なるへし。と云り○神賢之。
 之字行か○藏於神府。釋云。天書アマノトモ六曰垂仁天皇八十八年。秋七月己酉朔
 戊午。詔覽新羅王子天日槍所奉獻神寶。使藏石上神宮。とあるに據れば。
 こゝに神府とあるは。石上神宮と云あり。此神世に種々の神寶とも。石
 上神宮に藏められたれは。神府とも
 云へり。○以使。本に以字なし。今永享本に據て補ふ。○刀子自然至於臣家。
 とあるを以みれり。初め清彦が忽に刀子とは献らしと思ひ附たるも。其
 神靈の爾思はしめたるにて。清彦が心ココロにのみ惜めるにはあらざるへし。
 されはこそ。天皇よも惶オドロクみ坐イましけめ。○至淡路島。淡路出淺邑アサヒの天日
 槍アサヒ賜たまひしよし。上に見えこれり。よしあるよや○立祠タテマタ云々。釋云淡路
 國例式曰。正月元日國內諸神奉朔幣事。毎月朔日准此云々正六位上生石社。先

師説云。生石可讀之伊豆志也。云々然則淡州出石社。雖不載式。生石
 社鎮坐。爲是之條。國例式炳鳥也とあり。帳考ト。神名式津名郡志ツナ筑神
 社。按志筑出石言相通とあり。記傳云。出石小刀は淡路島にして。神と祠
 るとあれり。是又出石御靈寶の属に非る事を知へし。淡路に。此神は物
 に見えず。たゞ和名抄津名郡に都志と云郷名のあるは。若出石の由にも
 やあらむ。と云り○昔有一人。通誼云。今按以下疑後人所附録とあり。實
 にも此の記し様いかよなる故に。上ノの三年新羅王子天日槍采歸の條と。
 重出のやうに聞ゆれども。猶よく考るに。こゝは清彦の先祖を委く云は
 るむとて。又天日槍の出處をも云出たるものなるへし。衍文にはあるへか
 らす。上に一云の下。既此と出たれ
 と。そこは注なれ。こゝは妨げなし。○前津耳。一云前津見。太耳の耳
 字。本に平とあるの誤なり。今熱田本永享本中臣本考本ともに。從て訂
 せり。記には多遲摩之俣尾之女。名前津見とありて。父子の名反タガヒまな

り。此云も。記傳云。前は佐伎と訓へし。書紀は麻尾と訓り。麻尾は佐伎か詳ならぬと。佐伎はいさか。次云。名義幸か。津は解。見は耳と同くて稱名なり。神名に佐伎比古阿流知命神社二座とある。佐伎比古は。此前津耳と同く聞ゆれば。彼社に父名とせむや正しからむ。又前を佐伎と訓へき據も是なり。かくて彼社は。即此人を祭れるにやあらむ。と云り。○麻拖能鳥。上には女とするときは。又女名と云は。つらし。と云り。○麻多鳥とあり。○清彦之祖父。とあれり。父は但馬日橋杵なり。これにて。清彦は天日橋の曾孫とあり。○合へり。

九十年春二月庚子朔。天皇命田道間守遣常世國。令求非時

香菓。香菓此云。今謂橘是也。

命字。永享本よ詔とある方よろし。○常世國のことは。神代紀よ出て。そこに云る如く。皇國を遙に放離て。此と世を異にせる國を泛く云稱なり。名義世云。記傳云。此ハ新羅國を指て云るなるへし。其故ハ多遲

麻毛理り。新羅人の末なれば。其國ハ橘の有て。甚美き菓なるまを傳聞居て。天皇に語奏せしより。此ことは起りたるへけれなり。そのかみ外國の通ひも。またあらざりし。橘のあることを。所看すへき由なればなり。武野云。此説は非なり。崇神天皇の御世より。既に任那の稱化もありて。早をさへに其國に置玉へるを。其國ハ橘のあることなり。此時まていかて知看さぬことあるへき。また新羅國を指て。常世國と云ことも。此御世の頃とありて。先は右の如くなれとも。なほ細にいひ。橘ハ漢國にても。南方よ在て。北方の寒き國には無き物ときけば。三韓などにはいからめらむ。若韓は無き物ならぬ。此常世國は漢國を云るならむ。若然らば。先祖の時より。漢國に此菓のあることを。傳聞居てなるへしと云り。今何れとも定めかたきか如くなれと。なほ漢國と爲る方をまさるへき。續紀神皇二年。播磨直第兄。初登甘子。從唐國來。殖其。○非時香菓。記に登岐士玖能迦玖能木賢とあり。傳に登岐士玖とは。音あり。書紀の字の如く。其時ならぬを何物にて。云。万葉一に山越乃風乎時自見。風の時なら

又三に時自久曾雪者落家流。不並山ノ歌なり。此時云云なり。四に何時々々來益哉昔子。時自異日八方。何時とて見るへきやいななり八下。非時藤之目頼布。六月の十三日。時自久曾人者飲云。暑く水時云云。などあるにて意得へし。然るを時分す常に變らぬ意に見るは聊然も開ゆるなり。○武辨云。此説さも有へくたもはるれと。おほある人説に。時自久は常しくと云に同じく。時の重々た。経續き渡も意の語。さて其をに就て。時と香もこととあれと。語の本は然らざるなり。と云れたるはて考ふれば。記傳の説は末よ。其本は時のお打續きてあるを云ことなるへまて。所しへふあるを云。雪にていはいは。外の山よは冬のみふれるを。富士山は。長しなへ常しなりと云。さて橘子を然云故也。此菓の夏よりなりて。秋を経て冬の霜雪にもよく堪へ。又採て後も。久しく堪て腐敗れそ。時ならぬころにも。何時もある物なればなり。迎取の書紀に書れたる如く。香の意との開ゆれとも。香を常に迎とこそいへ。迎取と云ふことは末聞

ねは。取の意は詳ならず。迎具被志と云は。香の妙しきにて別人。故清満も取の取は。香紀の訓注にも。清音の俱を書き。万葉十八の若くは。三韓にて香も。香久可久なと書て。皆清音なり。混ふへからず。若くは。三韓にて此か名香菓と云を。其字音彼國にては迎取か。三韓にて。迎取能水賢と云は。香。又は香字音を。彼國にては迎取と呼しか。と云れたり。但し若くは三云るより。以下の説は。○箇俱能末。記傳云。能の下に許能二字を脱せるはかたし。尚よく考へし。○箇俱能末。記傳云。能の下に許能二字を脱せるには非るか。同字の重なれるは。よく脱せるもの。と云れたる然る説なり。記万葉何れも。か。○今謂橘是也。記云。其登岐士取能迎取能水賢者。の許能未と云へり。是今橘者也とあり。さて橘は。和名抄に橘和名太知波奈とあり。さて神代紀にも既に云る如く。神代より橘と云ものはありしかと。それは野山に自然生るものにて。味も甘美からざるを。今綴齊米れる種。いと可美く。かの固よりあるものとは。味もこよなく勝りてはあれと。なほ同種類のものなれば。此物にも其名を負はせしなり。されは名義を但馬

花とは解へからず。別に義あることあるへけれど。未考へず。借このものこと。記傳云。古の花をも實をも殊に賞し物にて。万葉卷々歌とも甚多し。また續紀十二。橘者葉子之長上。人所好。柯陵霜雪而繁茂。樂經寒暑而不凋。與珠玉競光。交金銀以逾美。云々とあり。武野云。万葉城王賜姓橘氏之時。御製歌一首。橘者實さへ花さへ其葉さへ。枝に霜雖降益常繁之樹。又橘歌一首并反歌。大伴宿禰家持作あり。併考へし。武藏國に橘樹郡ありて。橘樹郡多知御宅郷美也と並ひ存り。由縁あることなるへし。又姓氏錄に橘守と云姓あり。三宅姓同祖とあるは。公の橘樹を守る者を。掌れる氏なるへし。此も初の由縁を以て。多遲麻毛理の子孫に任し給へるなり。師説に。此氏をもクナチマモリと訓万葉十に。橘守守部乃五十戸之とよめるも。古此樹を殊に守しことの有しから。守部里の枕詞と爲るなり。又思ふに。此はた守と云名にかけたるのみ。守部は買もよもあるへし。其はいつれよまれ。さて或説に。昔の橘は今の蜜柑な冠字考の説は。即違へることあるなり。

り。今世に列橘とてある物にも非そと云。又或説に。昔の橘即今も橘と云ものなり。蜜柑は後渡来つる物なるを。味の勝れる故。世に多くぬまり。橘は劣れる故にけをされて。おのつから罕よなれるなりと云り。此二いつれよけむ定めかたし。とあれど。續紀などに云るさまをおもふに。なほ今の蜜柑と云もの。はしめなるへし。

九十九年秋七月乙巳朔戊午。天皇崩於纏向宮。時年百四十歳。冬十二月癸卯朔壬子。葬於菅原伏見陵。明年春三月辛未朔壬午。田道間守至自常世國。則賚物也。非時香菓八竿八纒馬。田道間守於是泣悲歎之曰。受命天朝。遠往絕域。万里蹈浪。遙度弱水。是常世國則神仙秘區。俗非所臻。是

以往來之間。自經十年。豈期獨凌峻瀾。更向本土乎。然。賴聖帝之神靈。僅得還來。今天皇既崩。不得復命。臣雖生之。亦何益與。乃向天皇之陵。叫哭而自死之。群臣聞之皆流淚也。田道間守是三宅連之始祖也。

乙巳朔戊午。本に戊午朔の三字に作れり。今考本に據る。集解にも。通鑑云。以長曆推之。當作乙巳朔戊午十四日也となり。大日本史にも。今推于支。七月乙巳朔。戊午十四日也。疑有脫誤。舊事紀戊子朔亦誤とあり。共と謂れたる論ともなれりなり。然るを或説に。今按戊午は或本に戊子へし。戊子は十三日あり。谷川氏の説の如きは。八月ならて叫えす。下に十二月癸卯朔。三月辛未朔などある。推上て能考みれば分明なり。と云れたるは非なり。此説は長曆に此年九月に閏あることをまらて。平年の如く押試みて云る説なれば。いたく疎漏なり。長曆に據る。七月大乙巳朔。八月小乙巳朔。九月大甲辰朔。十月小甲辰朔。十一月大癸卯朔。十二月小癸卯朔。翌年正月大壬申朔。二月小壬申朔。三月大辛未朔。とありてみな此紀と

合へり。されは此或説は長曆もよらぬ私説なれば。採るに足らず。但し漢曆によれば。閏七月小丙子と爲り。此月を閏月と見れば。合はざるにもあらは元との如くであるへし。○崩。景行紀に。九十九年春二月活目入彦五十狹茅天皇崩とあり。忽ちこゝと差へるはいかす。○年百四十歳。記に壹佰伍拾參歳とあり。大日本史天皇崩下云。年一百三十九。注本書舊事紀並曰百四十。據本書帝以崇神帝二十九年壬子生。則至庚午實一百三十九歳也。正差一年とあり。されは此は私事なり。もとより此天皇の記傳にも。一百五十三歳とある下に。此御年の數に依るときは。崇神天皇の廿八年に生坐るなるへきに。此卷の初は御間城天皇の廿九年に生坐るとは一年違へり。又廿四年爲皇太子とあると。崇神卷に四十八年。爲皇太子と違へり。若廿八年に生坐るときは。四十八年。は廿一歳。廿九年に生坐るときは。二十歳なり。又彼卷に元年二月立御間城姫爲皇后。先是。后生活目天皇は。本より傳々の異なるを。今一向に定むへきにあらす。○壬子は十日也。○管原伏見陵。記には管原之御立野中とあり。記傳云式管原伏見東陵。纒向珠城宮御宇垂仁天皇。在大和國添下郡。兆城東西二町南北二町。陵戸二

烟守戸三烟管原伏見西陵安藤天とあり。管原は神名帳にも。同郡に管原神社あり。今も管原万葉社に。須我波良能佐刀。古今集に管原や伏見の里云々。さて此御陵を。書紀に伏見とあるは疑はし。其故は。續紀六に靈龜元年夏四月御見山陵生目入日子伊佐。充守陵三戸。伏見山陵穴鶴天皇陵也。四戸。とあればなり。これに伏見陵と記されたるは。穴鶴天皇にて。記ふも其。是は申さざるを合せて思ふに。其はもと神見にて。昔記にも神見なりけむを。扱入式なると依て。さかしらに伏見とは改めしにもあらん。式は書紀に依て。伏見と記されたるかとも思へど。東陵西陵とあるからには。其ころ既に二陵共。伏見と云したるへし。又志と布志とまきれて。一になれるものあるへし。又思ふに。垂仁の御陵も。地は伏見の地なりし故に。もとより伏見陵とも申し。又陵号をば。神見とも申せしよもあらむ。○武辨云。嘗國入北浦定政説。管原の地いと廣し。今管原村は。一村の名に殘り。伏見は東の片端の社堂に殘りて。伏見地織堂と云と云り。されは此御陵も。もとより伏見陵とも申せしとするかた。さて記に御立野とあるは。他書に見えぬ地名なり。此御陵は。大和志に在寶來村東と云り。俗に蓬來山と云て。高く大なる御陵に。周れる中に。立る狀を以て。蓬來山とは云なるへし。地は齊音寺村の地にやありむ。齊音寺村にありと記せる書もあり。奈良より一里餘西方なり。管原

近し。とあり。○壬午十二日なり。○八竿八纒。記云多逢摩毛理遂到其國。採其木實。以纒八纒。才八才。將采之間。天皇既崩云々。記傳云。纒は加宜と訓へし。抑加宜に此字を書るは。纒の意なり。其は上代には。纒を主と纒にせる故に。此字を書。又其纒を加宜とのみと云る故に。其よも此字を用たるなり。然れば此の纒は借字なるか如くあれとも。ひたふるの借字にも非ぞ。纒と云名も。本日持統紀に以華纒進于殯宮。此曰ニ御蔭とも見え。此の加宜も蔭の意なればなり。さて此に纒と云るは。蔭カサと云物。才と云るは。才コナハナと云物なり。其は内膳式に。橘カキ子ハナ四蔭。また橘カキ子ハナ廿四蔭。才コナハナ橘カキ子ハナ十枝。また橘カキ子ハナ四蔭。梓橘ハナ子ハナ十枝。また橘カキ子ハナ三十六蔭。梓橘ハナ子ハナ十五枝。扱橘ハナ子ハナ一斗などある是なり。これよはた。橘カキ子ハナ若干。橘カキ子ハナと云ふは。梓橘ハナ子ハナと並へ云る。其梓橘ハナ子ハナは。正しく此の才コナハナ八才とあるに當るを。其に對へて。若干蔭と云るなれば。其もとは。蔭橘カキ子ハナと云ふこと。此と相照して知へし。然るを式のころに。若干蔭といへば。蔭橘カキ子ハナに限れる故に。蔭をば略きてた。橘カキ子ハナと云るなり。梓橘ハナ子ハナもそのおろは。若干才とは云

採りし故に。舊のまゝなり。其は各一種の橋の名には非き、同じき橋なから。
 採さまの異あるなり。其状はいかありけむ詳ならねと。今其名に就て接
 かに。蔭橋子とは枝なから折採て。葉も付あからなるを云なるへし。凡
 て葉ある樹をい。常に蔭と云へりなり。大神宮式。麻績等橋殿祭。料雜物中
に。麻三十莖。圍二尺。爲雙とあり。此
雙もカケと訓へし。思ふに此も葉を著りから用む故より云り。梓橋子とは。や、長く折たる枝の。葉を
 は皆除き去て。實而已着たるを云なるへし。其の其状上代の矛の形に似
 たることそありけむ。たとい甚く似ても。さる状の物は矛と云へし。さ
も葉も付さるを云なるへし。故て。蔭橋子と云は。落たるを拾取たる意の名にて。枝
 どのみ云て。橋子と云さるは。上に既上登岐士取能迎取能木實と云。採
 其木實とも云れり。更に又其名をい云ぬ。雅言の例なる。さて又其數
 を若干縵若干矛と云るは。木を一本二木。里を一里二里。歌を一首二首と
 云類して。數をも即其名以て云るなり。此例常に多し。式に蔭橋子を。若
干蔭とあるは。上

代より云ならへるまゝなるを。矛橋子を若干枝とあるは。上代と言の如
は。まゝなり。枝と云も其形に依てなり。又書紀に八竿とある。此も凡て如此
ま長き物をは。多く若干と云り万葉二十に。田道間守常世爾和多利。夜保
許毛知。麻爲泥許之登吉。時自久能。香久乃葉子乎。可之古久母。能許之
多麻級禮。云々○弱水。通証云。書禹貢導弱水。玄中記曰。天下之弱者有
鬼崙之弱水。鴻毛不能載。後漢東夷傳。夫餘國北有弱水とあり。延喜式
祝詞に
北至。此等によれて北海にある水と見えたれど。鬼崙之弱水と云へり。南
方は在。水名とも通ゆ。されど此は何處にあるにもせよ。それに拘りる
へきにあらざ。こゝはたゞ遠速なる海水を越えゆく路の。潤節に書るも
のなれば。其心しく見過ごへし。本にヨフノミなど訓るは。さるは。○神仙
秘區。此又潤節に添たる漢文なり。此の常世國と指す地。新羅にまれ。漢
國にまれ。神仙秘區なと云へき所にあらざ。此は通証に引る列仙傳に。
謝自然泛海求蓬萊。一道士謂曰。蓬萊隔弱水三十万里。非飛仙不可到。

などあるより引れて。かゝる文は作りしならむ。○然頼聖帝之神靈。永
 享本に然、上雖字あり○叫哭而自死之。記云爾多遲摩毛理。分縵四縵
 四牙。献于太后。此事論あり。既に云つ。以縵四縵牙四牙。献置天皇之御陵戸。而擊其
 木實。叫哭以白。常世國之登岐士玖能迦玖能木實持參上侍。遂叫哭死也。
 あり。記傳云。叫哭死也。やかて叫哭ひ隨に死たるなり。此をたゞ送死
 ほとを経て後。死たる如くも聞え。願宗卷に。準人晝夜哀号陵側。與食
 不喫。七日而死。とあるも似たることなり。然る母。これに田道間守か
 云る語は。當時に云へき言のさまに非ぞ。殊に常世國則神仙秘區。あと
 云る言は。甚く古意に違へることなり。ゆめかゝる虚文に勿惑はされろ。
 又臣雖生之何益。と云ては。自故に死たるにて。返て情深からそ。此も
 實は此記の如くにて。死むとは思はさりけめども。あまりに叫哭つるほ
 どに。哭死に死たるあり。さてこそ哀さは深けれ。又云る語も。記にいど

簡あれど。返て情深く。ことだくの悲哀を自にこもりて。書記の言多ま
 よりも。いとこよなくあはれによそ聞ゆれ。書記釋云。天書第六曰。景行
 天皇二年春三月辛未朔壬午。丹馬物果歸献。眷戀垂仁。拜陵泣奏曰。云々
 匍匐啼泣。拜陵與死。景行哀其忠。果勅葬陵邊と云り。景行天皇二年の
 説を果字は里を誤れるなり。と云り。○聞之本に之字なし今永享本は因
 て補○三宅連。記にも以三宅連等之祖名多遲摩毛理。遣常世國云々と
 あり。記傳云。三宅連は。姓氏錄右京諸蕃新羅部に。三宅連、新羅國王子天日
 杵命之後也。また攝津國諸蕃。三宅連、新羅國王子之子。天日杵命之後也。
 而或記以伊久米入彦命為祖。古本にかくあり。印本より攝津の方とは。野宿
 禰と同祖を云は心得ず。野宿禰同祖田邊麻守之後也とあり。野宿
 禰は非ざるを。又古本も或記云々。心得ぬことなり。諸蕃さて其姓もとは地
 名より出たるか。又宅倉より由れるか。さたかならそ。天武紀に。三宅連石
 床と云人見え。同紀に十三年十二月。三宅臣賜姓曰宿禰。此御世に宿禰姓
 を賜へる也。姓

録は又天武組に三宅寺土賜姓曰連とあるは絶て本の連あり又姓氏録に三宅別姓なりとあり

日本書紀卷第六終

日本書紀通釋卷之三十一

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第七

大足彦忍代別天皇 景行天皇

本に代字を脱せり。今古寫本ともに依て補へり。次も同じ

稚足彦天皇 成務天皇

大足彦忍代別天皇 景行天皇

小雅車牽曰。高山仰止。景行行止。景大也。箋景明也。有明行者。則而行之

大足彦忍代別天皇。活目入彦五十狹茅天皇第三子也。母皇后曰日葉洲姬命。丹波道主王之女也。活目入彦五十狹

茅天皇三十七年立為皇太子。時年二十一。九十九年春二月。活目入彦五十袂茅天皇崩。

大足彦忍代別天皇。舊事紀に。日本大足彦忍代別尊とあり。大字恐くは行なるへし。御名義既に云り。別の事は。下に諸國之別とある處に委く云へし。記云天皇御身長一丈二寸。御脛長四尺一寸也。とあり。○時年二十一。本に此五字小書とせり。今例に據て大書せり。集解はも改めたり。或本書入は御靈社板大字とあるはさる本もありまじや。また本に二十を廿に作れり。今永事本集解本等と據る。○日業洲姫。本姫を媛に作る。今例は依て改む。垂仁紀別を酢と作り。○二月應永本には三月に作る前紀には七月とあり。何れにか誤あるへし。

元年秋七月己巳朔己卯。皇太子即天皇位。因以改元。是年也大歲辛未。

己卯の十一日○皇太子。本に皇字なし。今考本集解に依て補ふ。○即天皇位。大日本史天皇即位下に。按愚管抄云年四十四。皇代記六十四。皇年代略記二十四。未知何據。今據本書立為太子。年二十一之文推之。則時年八十四。然與本書崩年一百六歳之文不合。とあり。○改元。類書纂要改元。帝改年號。とあれども。此はそれまでとはあらず。即位の年を元年と為られしをかく書るなり。集解に引る文元年傳疏曰。釋例曰。遺喪繼立者。毎新年正月必改元正位云々とある此也。

二年春三月丙寅朔戊辰。立播磨稻日大郎姫一云稻日稚郎姫。即此云異羅菟呼。為皇后。后生二男第一曰大碓皇子第二曰小碓尊。一書云。皇后生三男。其第一曰小碓尊。一日同胞而雙生。天皇異之。則詰於碓。故因号其二王曰大碓小碓也。亦名曰

本童男童男此云鳥具奈亦曰日本武尊。幼有雄略之氣。及壯容貌魁偉。身長一丈。力能扛鼎焉。

丙寅朔本に寅を戌に作る誤なり。今永享本並河本類史いつれも寅に作るに據て改む。舊事記には二月に○戊辰は三日○播磨稻日大郎姫。古事記に吉備臣等之祖若建吉備津日子之女。名針間之伊那毗能大郎女。とあり。記傳云。若建吉備津日子。黒田宮段に出。さて此命は孝靈天皇の御子。景行天皇は彼天皇の五世御孫に坐せは。其御女に娶。坐むこと時代違へるか如くなれど。上代の人多く壽長かりしかり。深く疑ふへきにあらず。但書紀に崇神の十年。此御兄吉備津彦連西道云々とあるは。孝靈行の御世の始ころまで。二百九十年に及へり。又吉備臣の祖御友別は。此若建日子命の孫にして。應神の廿二年に見ゆ。孝靈の御世の末より。五百年餘なるは。其御曾孫の存在たることは。倭建命の東征の御從せし吉備か。されは書紀の年紀は左右に疑はし。

建日子も。姓氏録に依るに。此命の御子なるをかし。又若建吉備津日子と。吉備建日子と父子御名の似たるを以思ふ。此間の世次にも似たる名ありて。二世三世の一世に混ひたらむも知かたし。伊那毘。和名抄に播磨國印南伊奈郡あり。万葉一。伊美國波良。三に稻日野伊那郡も云りと見ゆ。續紀廿六に。播磨國賀古郡人馬養造人上款云。人上先祖吉備都彦之苗裔。上道臣息長借鯨。於難波高津朝廷。家居播磨國賀古郡印南野。其六世之孫云々伏願取居地之名。賜印南野臣之姓云々。これに賀古郡は。此野は印南郡より。賀古郡にも涉る地なるへし。さて此印南野とある人上。御友別命の十一世孫と。三代實録三十六に見ゆ。とあるを見れば。此印南のあたりに。若建吉備津日子命の御子孫。後主ても有しなり。武云。吉備臣の印南のあたり。住たり。さて郎女と云稱の事は。舒明紀に郎事。播磨風土記にも出て次に引り。さて郎女と云稱の事は。舒明紀に郎事。孝徳紀に娘なともあり。さて男に郎子女に郎女と云。伊羅は伊呂兄伊呂弟などの伊呂。又入彦入姫などの入なと。皆同言にして。親み愛しみ

て云稱なり。○一云。稻日稚郎姫。記にハ又娶伊那毗能大郎女之弟。伊那
 毗能若郎女。生御子云々とありて。姉弟なるを此紀より一に混ひたる。
此事は。おほ。さて大と云。稚と云は。姉弟を分て云るなり。記に據また一柱
 下に云へし。さて大と云。稚と云は。姉弟を分て云るなり。記に據また一柱
 と爲ていはく。大と云も。必しも弟に對へねとも。大郎女と申せる例も。
 允恭天皇御子などの御名よもあれは。たゞに稱名ともすへし。稚も同じ。
 さて天皇の此姫を娶し玉へる事は。播磨風土記に。印南郡南海中有小島。
 名曰南毗都麻。志我高穴總宮御宇天皇御世。遣丸部臣等始祖比古汝芳。令
 定國界。爾時吉備比古吉備比費二人參迎。於是比古汝芳。娶吉備比費生
 兒。印南列嶽。此女端正秀。於當時。爾時大帶日古天皇欲娶此女。下幸行之。
 列嶽間之即道度伴鳥隱居之。故曰南毗都麻。とあり。此よて稻日の名義。
 否のよしなる事知られたり。但し此風土記の傳にては。稚郎女は比古汝
 芳の女なり。記の趣とは異なるれど。熟考るに。まことに風土記の傳の方

正しかるへきか。其は上に引る記傳にも云れたる如く。若建吉備津日子
 の。此天皇とは甚く時代違へれば。其御女に娶坐し事まことに疑し。然る
 を丸部臣祖比古汝芳の女とせる時は。其疑もなかるへければなり。とされ
 思ふに。上代には臣下の女の皇后は立玉ひし例なければ。丸部臣の女と云
 るも一の傳にはあるへければ。表に立かたきかことし。もししくはその稚郎
 女は。贈皇后なるとし。さてしか誤り傳はりたるもの起りは。御母吉備比
 費より。若建吉備津日子の御女と誤れるなるへし。さてまた其吉備比古
 吉備比費は。兄弟と見えたるか。若建吉備津日子か。また其御子吉備建日
 子の御子などにもあるへし。これはた記傳に云れたる此間の世次にも
 似たる名ありて。二世三世の一せよ混ひたらんも知かたし。と云れたる
 説にも合へり。なほよく考へし。なほ此稚郎女に天皇の始て御合し玉へ
 りし時の事。播磨風土記に委しく見えたり。さて此稚郎女は。播磨よて甕
 り玉ひて。同書賀古郡條よ。墓有賀古驛西。有手此宮の
 年恐別嶽薨於此宮。事も風

土記に即作墓於日岡^{ヒツカミ}而葬之。舉其尸度印南川之時。大飄自川下來。遷入其尸於川中求而不得。但得匣與^{ヒツカミ}。即以^{ヒツカミ}此二物葬於其墓。故号^{ヒツカミ}。於是天皇戀悲云々。なと見えたり今此御墓。賀古川の南なる。大野村日岡と云にあり。いと大きな御墓なり。此御墓に並ひて御社もあり此神の婦人の産を守り玉ふといひ傳へて。諸人のよくまうつる社なり。此處いかよ誤傳へてか。ひかしより日向^{ヒツカミ}と云るを。近き頃日岡^{ヒツカミ}と呼改めつるよし。當國人春山第彦云り。さて其御墓に對ひて。式賀古郡日岡坐天伊佐と比古神社あり。日岡大明神と云ふ。天伊佐と比古神と申そ。吉備津彦命を亦彦五十狹芥彦命とも申せは。其命なるへしと云り。五十狹芥伊佐々普通へり。さるは皇后の御父に坐せは由縁あることなり。と是も同人云りあほよく考へしとて思ふに。此稚郎姫皇后に立玉ひたらんには。京師に住坐へきを。播磨に止り玉ひし疑はし。○異羅菟^{ヒツカミ}。本^{ヒツカミ}字^{ヒツカミ}一^{ヒツカミ}行

れり。今は永享本に據て削れり。また考本には異羅菟^{ヒツカミ}とあれと。天智記に伊羅菟^{ヒツカミ}。續紀廿二^{ヒツカミ}藤原伊良^{ヒツカミ}。是非なるへし。○生二男。記には御子御角別王。次大碓命。次小碓命。次倭根子命。次神櫛王。五柱とあり此と異れり。○大碓皇子小碓尊。御名義次に見えたり。○稚倭根子皇子本書には八坂入媛の御腹とせり。この一書は記と合へり。記傳云。抑孝靈天皇孝元天皇共に大倭根子云々と申。開化天皇若倭根子云々と申せられ。此王の此御名を負玉へることいふかし。とありされと記傳にも云れたる如く。此御稱の御代々々の天皇の通へる御号なれり。もしくは此皇子太子と定め玉へる事なとありもやしけん。さらは御名に負玉へるもあるましき御事にもあらざるへし。○雙生。上代雙生の前後。後産を兄としたりしこと。上官太子拾遺記と云もの引上官記注に。聖德太子の御子の次第を載て。法大王娶^{カレハシ}食部加多夫古女子。名善支^{ササキ}彌女郎^{ミメノコ}。生兒云々。三枝王。兄伊等斯古王^{イトノコ}。弟麻里古王^{マサノコ}。次馬

屋女王。とありて。右の文中三枝王とあるは。一人の御名にあらざ。次なる兄伊等斯古王。弟麻里古王。次馬屋女王三柱と。三子に生玉へるが故に其三人の惣名を。三枝王と云ふよしを記し。さて其次に。如此合生スミハ以後生シメタテ爲兄。此又可爾也。此随分泌藏之料簡也。と云文あり。いとめつらかなることなり。此説によらば。此も又小碓命の方。先に生れ賜へるものなるへし。據とも俗にかゝる言を云なり。○詔於碓。通証に義未詳蓋小説所謂皇ミコ后御産屋上ミコノミヤノカミ墮籠オトカケ之類とあるは信かたし。記傳云和名抄に。白は四聲字苑云。白春穀器也。和名宇須。また碓祝尚丘切韻云。碓踏春具也。和名賀良宇須とあり。万葉十六。佐比豆留夜辛サヒマシノヨシノ碓踏春。庭立碓子ニワタチノシノ爾春。とあり。碓子シノとシノ意ふは非ず。上代より。抑雙生坐るを。異み賜へはとて。物こそあれ。碓にしも詔し賜へるは。何の由にか有けむ。此何さまにも碓には所由ありし事なるへし。神子の御名の碓は宇須と訓へし。詔於碓とある碓は。加良宇須と訓へし。其故は神子の御名を此記にも書記にも白と書すし

て。碓と書るは。本碓に因れる事なる故に。古へより此字を書き來れりしを承へし。然もよゝまた文字無かりし世。たゞ宇須とのみ語り傳へむは。碓なる事を知るへき由をければ。かの詔し賜ひし事を。加良宇須と語り傳へたるへければなり。○桑河國狹投村と云所には。昔より碓を禁むとて其は其處にさなき山と云に。式の狹投神社ありて。今も大なる社なる。或は景行天皇と祀ると云ひ。或は大碓命を祀ると云り。又尾張の熱田にても碓を禁むなり。もし此を用ゐると云り。こゝに栗田寛云。南方海島志に云。凡婦人懷孕の時著帯することなし産甚安し。産婆を聞かす。三宅島なと。産に自ら家の庭より下り。白にとりつき産す。其外そへて他の力をからさ。妊身の中常よりあらしき働をなさ。皆難産の患なしとあり。此事により考るに。景行皇子小碓尊御兄弟の生れ給へる時。碓より向て雄詔と云。其いはれある事を知るへしと云り。めつらかなる考あり。備思ふに詔は詔の誤なるへし。詔ならば記傳の如くユトアゲシタマヒキ。あと訓へきか。されど訓に據て詔と爲る然るへし。○日本童男記には倭男具那命とあり。記傳云。下文ニ熊曾建に。御自告賜へるも此御名なり。男具那の雄略

紀に。童女君と云名あり。此訓詳ならず。今本にナキ。ナキと訓れど心得也。其と比へて思ふに。童なるを男子を袁具那。女子を賣具那と云しにや。然らば彼童女君はメク云。其登古童あるは男具那と云けるにや。フクナハ男少名にて。少名命のトメと云りしに。童女をフ。具那は髪に因れる稱にて。宇那草の宇那と通ひて聞ゆ。和名抄に。髻髪は和名宇那草。俗用垂髪二字。髻童子垂髪也と見え。宇那草。又童も髪をもち。ちかし居る故の稱なり。今の俗言にも前髪など云類あり。○武野按に。フクナは髻頭あるへし。さるは男女とも。幼き程は。髪を髻て。頸に置くを云て。即てそれを童男童女の稱とせしものなるへし。即後云る總角のさまなり。さて此御名に負賜へる由は。幼有雄略之氣。及壯容貌魁偉。身長一丈力能扛鼎馬とありて。幼く坐しほとより。世に秀たる御子に坐し故に。倭國に於て優たる童男と云意なり。凡て倭某と云は。みな世に勝たる由なり。さて書紀に。御世御世の御子たち御名を。舉られたるさま。垂仁の御子まては。皆某命とあるを此御世より始めて。以下は多く某皇子某皇女と記されたり。此記も垂仁の御子たちまては。某命とあるか多く。此御代よりは。某王とあるか多し。女王も御名は男王と異なく。某王とあり。但し記には。某皇女と云は無し。○日本

武尊。此御名は川上梟帥此記には。梟帥は。建部に。下に見えたり。武を古くタケと唱へたれども。梟帥が。献りたる。あれば。もとのタケルと唱奉りしなるへし。さるは此尊の御名代として。定め玉ひし建部をも。タケルへと訓れはなり。さて多祢留も多祢も同じき事。既に神武紀に云り。○身長一丈。記に。景行天皇の御事を。御身長一丈二寸とあり。此皇子の御長は記され。記傳云。丈と云はも。杖を以て。物の長さを度りしより出たる名あり。万葉十三に。杖不足八尺乃。杖とよめるも。一丈に足ぬ八尺と云つ。けなり。百不足八十と。和名抄に。杖部。惠とあり。さて上代の尺また杖の度。今にしては。知かたし。○力能扛鼎通証に。四字出。史項羽紀とあるか如く。漢文の潤飾あり。支那國にて。昔禹か九枚の金を收て。荆山の。下。鼎を鑄し。いた。倭名抄説文云。鼎三足兩耳。和五味之寶器也。和名阿之賀奈倍とあるは。金を加奈間と云に付て。足あるを云るなり。鼎は皇國に古くあり。

三年春二月庚寅朔。卜幸于紀伊國將祭祀群神祇。而不吉
乃車駕止之。遣屋主忍男武雄心命一云武雄心。令祭。爰屋主忍男武
雄心命。詣之居于阿備相原。而祭祀神祇。仍住九年。則娶紀
直遠祖菟道彦之女影媛。生武内宿禰。

群神祇とありては。一神を差て。祭祀り玉ふにあらざるまともよりな
れど。屋主忍男武雄心命の。紀直遠祖菟道彦女と娶たるをおもへは。旨と
祭祀玉へるは。式に紀伊國名草郡伊太祁曾神社。大屋都比賣神社。都麻都
比賣神社。并名神大月とある。大神を祭祀しめ給へるならむか。此神社
神代紀に委
しく云り。天皇御自紀伊國に幸坐むとし玉へるも。尋常の事にはあるへ
からざる。必此神の御誨などありしことなるへし。さて紀直の。即此大神に
仕奉る神主なること。次も云るか如くなればあり。○車駕。儀制令車

駕行幸所稱とあり。類書纂要。凡言車駕者。天子乘四年下に。弟媛聞。乘輿
車駕。とあるまは。正しく行幸を斥せり。○屋主忍男武雄心命。孝元紀
に彦太忍信命是武内宿禰之祖父也とあれば。此命は彦太忍信命の子な
り。他書とも母見えたるもみな同じ。されど記に武内宿禰を。直彦
太忍信命の子とせり。一世の異。此は既にも云る如く。屋主忍男武雄心命
と申すは。大稻興命。大彦の男に。彦屋主田心命。粟田見云。田と申かある
を。混かひて語り傳へたるものにて。記の傳の方正しかるへきよし既
云へり合せ考ふへし。さらば今紀伊國に遣はされ玉ひしは。彦太忍信命
の方なるへし。名義屋主は守の義の如くなるへきか。忍男は大男なり武
雄心は武き御心を稱へたるか。又は心は疑よて堅き意にもあるへし。○
一云武猪心。永享本には武猪心命とあり。猪は雄と通音にて同じ意か。
又は武勇まを猪。記は彦命の母弟に少名日子建猪心命と云るもあり。

此記には一云天皇母第少彦男心命とあり。○阿備柏原。紀伊國續風土記十六。名草郡安原庄ヤスハラ凡八ヶ村。東は山東庄に隣り。西は五箇庄に接し。南は多田郷に續き。北は吉禮庄と界そ。其廣袤東西四十町。南北二十町許。安原の名義詳あらま。舊一村の名なり。後小名を村名とし。五箇村に分る。江南松原相坂馬場并戸是なり。後世境原風を附し。又親出島を開きて。凡八ヶ村とぞ。此地名の總名を阿備といふ。又此地は日前宮神戸の内あらん。久安年中に至りて。觀音光院の領三上院十二郷の内に入り。安原郷といふ。又平中納言頼盛の領となる。山地記治承四年此邊古入海の地にて。神功皇后三韓より御凱陣の時。本國日高に至り給ひ。夫より此地に御着船あり。都に上らせ玉ふ。又武雄心命の本國にて。群神祇を祭祀せし時。此地に九年留りしも輻湊繁華の地なれりならん。後世海水減退し茫々たる原野となり。其形大に古と異れり。里民新次に其地を耕治し。阿備七原の謔。今楢口碑に残

れり。七原は。安原廣原吉原松原内原柏原境原是なり。村落山に浴ひ。中原曠莫にして。其中間人功届きかたき所あり。地汚下にしてまろく水潦の災に罹る。寒僻の地といふへし。故に村民質朴にして浮華の風なし。松原村。江南村の良。四町半許にあり。村の巽二町余小山を隔て。柏原といふ小名あり。柏原は書紀に見たる阿備柏原の古名存せるなり。廢柏原王子社。小名柏原に王子ヶ谷とあり。又王子ヶ谷池とみよ小池ニツとあるにて明らけし。紀國造あり。古王子の社ありし地なりといふ。○紀直記には水國造とあり。系圖孝長。康平六年任。号阿備國造とあり。○紀直記には水國造とあり。記傳云。國造本紀に。紀伊國造檀原朝御世神皇產靈命五世孫。天道根命定賜國造。姓氏錄河内國神別。紀直神魂命子御食持命之後也。本國造は水垣宮段。敏達卷た和泉國神別。紀直神魂命子御食持命之後也。なとにも見え。紀直は神功卷に紀直置耳と云人見えたり。續紀に。神龜元年十月紀伊國名草郡大領紀直摩祖爲國造。天皇紀國に行幸の時あり。天平元年三月紀直豐島爲紀伊國造。延曆

十四とあれは二十三年に生坐るなり。然れは此天皇の生坐しはかの十二年より。十一、二年後なるを。又此天皇太子に立坐しこと。景行巻には五十二年の事なれり。四十六年とあるを誤として。五十二年より。十六年に御年二十四とし。皇崩時。年一百七歳とあるを以計れば。景行の十四年より生坐るなれども。其にては。二年後れたる。如是く成務天皇の御年紀も。彼是と皆合はされり。此人の生、の年も。たかには定めかたきことな。さて此人の事。志賀宮段に始て出て爲大臣とありて。訶志比宮輕島宮を歴て。高津宮段まで見えたり。紀には景行天皇の廿五年より見えて。同五十一年に爲棟梁之臣と見え。成務天皇三年より爲大臣と見えて。其後仁徳天皇の五十年まで見えたり。抑上代の人の中に。後世まで名高きこと。此大臣に及はあ。世に遍く語傳へたりとあり。な得此人の事は。元祿紀五年に。墓の事見え。たるところにて。とりすへて委しく云へし。

四年春二月甲寅朔甲子。天皇幸美濃。左右奏言之。茲國有佳人曰第媛。容姿端正。八坂入彦皇子之女也。天皇欲得爲

妃幸第媛之家。第媛聞乘輿車駕。則隱竹林。於是天皇權令第媛至。而居于泳宮。泳宮此云區。或利能彌神。鯉魚浮池。朝夕臨視而戲遊。時第媛欲見其鯉魚遊而密來臨池。天皇則留而通之。爰第媛以爲夫婦之道古今達則也。然於吾而不便。則請天皇曰。妾性不欲交接之道。今不勝皇命之威。暫納惟幕之中。然意所不快。亦形容穢陋。久之不堪陪於掖庭。唯有妾姊。名曰八坂入姬。容姿麗美。志亦貞潔。宜納後宮。天皇聽之。

甲子十一日。○八坂入彦皇子。崇神紀に尾張大海媛生。八坂入彦命とあり。○乘輿儀制令乘輿服御所稱。此事上にも云り。○泳宮。万葉十三に。百岐年。三野之國之。高北之。八十一餅之宮爾云々。今土岐郡より久々利あり。

通證に。八十一降則惠奈野野名今猶名於池鯉云。云云。是寺島良安か三才
 圖會に美濃八十一降官有池鯉之名物。在惠奈野野御嶽。細久手之近處。云云。
 一因れるなるへり。○鯉魚。倭名抄鯉魚和名古比。○留而通之。此の故事を
 よめな歌。夫木集に。いと終たし泳の宮の池よそむ。まひゆゑ人にあさ
 むかれつと。たのめた泳の池にそむときく。まひこそつねのしるへと
 いなれ。○不便の訓モヤクモアラズ未詳。今俗にモヨリを云事あり。便
 と重ね云る意。顯宗紀允恭紀も訓同し。○惟幕。通證云下文幕下訓同。大
 殿也。源氏談所謂大殿隱蓋同意。此謂閨中也。然詳上下語意。并考下文
 及繼躰紀。則與曲禮所謂惟薄不同耳。とあり。○織陋。字鏡觀。醜也。加太
 奈志。又唾醜加太奈志。又醜唾也。加太奈志。とあり。○八坂入姫記に。八坂
 之入日賣命とあり。御名義父命に同じ。本に姫を媛とあり。此姫命後二年十
 七^七皇后と爲ませれり。媛は姫とある例なり。故今改む下同し。

仍喚八坂入姫爲妃。生七男六女。第一曰稚足彦天皇。第二

曰五百城入彦皇子。第三曰忍足別皇子。第四曰稚倭根子
 皇子。第五曰大酢別皇子。第六曰淳尉斗皇女。第七曰淳名
 城皇女。第八曰五百城入姫皇女。第九曰麿依姫皇女。第十
 曰五十狭城入彦皇子。第十一曰吉備兄彦皇子。第十二曰
 高城入姫皇女。第十三曰第姫皇女。

稚足彦天皇。大御名義殊なることなし。○五百城入彦皇子。御名義五百
 城入姫皇女の下に云へし。姓氏録。右京皇列高篠連。景行天皇、天子五百
 木入彦命之後也。と見ゆ此姓は。續紀三十八。延暦三年八月左少史正六位上
 衣枳首廣浪等。賜姓高篠連とあり。考証云。衣枳首姓
 亦無見と云り。○忍足別本に足を之に誤る。舊事紀は足とあるは依て
 改む。淤斯和氣と訓へし。忍を淤の假字に用ゐしと忍代別となり。足

は斯の假字なり。記は押別命とあり。記傳に押は六の意なるへし。○稚倭
 根子皇子。記に倭根子命と作れり。○大酢別皇子。記にのなし。記傳云。
 按ふに此は忍之別と一王なるか。二柱になれるなり。其は上よ云る如く。
 忍は大の意なれば。淡路斯と淡路須と御名の傳の。聊の差よりまされ
 て。二柱にはなれるものなり。かの億計天皇の御名。大脚オホタビとも大鳥オホトリともあ
 る例をも思ふへし。されり記に大酢別の無きも宜なり。と云り○淳尉斗
 皇女。尉字考本永享本舊事紀に尉に作る。されと通證に。尉尉本字。古器
 評曰。漢。尉斗。蓋伸帛之器耳。按今俗謂之火伸ヒノノビとめれば。字は本のまよ
 よてよろじ。さてこの皇女記にの見えさて。沼代皇女といふかあり。又其
 りとあそれなるへし。されと斯と新呂と同じきよしあるか。詳ならず。記傳
 は例多し。斯呂は天皇の大御名の斯呂と同じきか。又御名の舊記に依り。御
 母は記の豊戸別と同じきまよらは。西國の地名なまよもあらむか。と云れ
 たり。○淳名城皇女。記には又妾之子沼名木郎女とあり。さて崇神天皇

御子に。淳名城入姫命あり。御名義をまよ云り。○五百城入姫皇女。御名
 の五百城は。御兄の五百城入彦皇子ととも。御母の近き境なる。尾張
 國にて生れたまひて。其地名を御名には負し玉へりけん。その記傳云。或
 書に引る尾張國風土記に。桑栗郡若栗郷有宇夫須那神社。廬入姫誕生産
 地也。故有此号と云り。此御母命は。美濃國より出坐。枝國にて天皇娶
 坐れば。此日女命尾張國にて生坐けむこと由あり。御兄五百木入日子命
 の。尾張連の女に娶坐しこと。明宮殿に見えたり。是も由ありて聞ゆと
 あるにエヒコ引れさりけん。翁は本書を見す。他書に引けるを。いかなれば其名を
 依て考ふるに。御兄の五百城入彦皇子も同じく。此地に生れたまへりし
 ものなるへし。其は和名抄郷名に。尾張國海部郡伊福とある地名を以て。
 御名と爲玉へる事着明く。また式に。桑栗郡伊富利部神社とあるも。伊
 富利伊富利。共に同じく。此皇子等を後ノチに祭れる社なるへし。さて

そ皇女を廬入姫とも申けめ。右の宇夫須那社とあるに就て。栗田寛云。産土神の事の見えたる始なるへし。さて此社は式同郡宇夫須那神社と見え。今上門間、庄島村にありて。五社権現といひ。廬入姫命を祭ると云り。これによりて思ふに。古へは其祖神を。我本居の地と祭りて。崇め奉りしかは。其を唯に宇夫須那神とも云ひ。又は其居處離れし所に祭れるを。氏神と云るならしありけん。故氏神と宇夫須那神とも通はして云しものなるへく。廬入姫御母は。尾張氏の族よて。皇后に立たまへる故に。殊に其本居の氏神を宇夫須那社と云ひしよ。廬入姫命をも。合せ祭りしものなるへし。と云れたるは然るへし。○髣依姫皇女。記に香余理比賣命とあり。記傳云。香の紀に禰とあるに依て。訶恭と訓へし。御名意上に例あり。○五十栲城入彦皇子。本に入宇腕したり。今永享本釋紀系圖舊事紀等よ因る。名義未詳。記には若木之入日子王とあり。記傳云。若木

之入日子王の。御叔父も同御名ありいかと。書紀には此王なくして。五十栲城入彦皇子あり。其なるへし。書紀の方と。とあり。さて舊事紀には五十栲城入彦命三河長谷部直祖とあり。倭名鈔に參河國碧海郡谷部とあり。さて姓氏錄左京皇別御使朝臣。一作宿_補出自_補謚景行皇子氣入彦命之後也。譽田天皇御世。御室釋使大王生等。遁逃不仕。天皇遣使尋求。並不復命。於是氣入彦奉詔_{ミコトノリ}。進於參河國。捕獲參采。天皇嘉令使者賜御使連。また右京に御立史。御使同氏。氣入彦命之後也。持統天皇御代。居參河國青海郡御立地。賜御立史姓とある。氣入彦命は。五十栲氣入彦命にて。五十栲三字腕せしにやあらん。なほよく考へし。氏族志よは氣入彦命を。五_百氏錄高盛連の一聯よ。○吉備兄彦皇子考なし。舊事紀に豊國別命吉備列祖とあり。此記には豊國別命は。よしはなきにや。○高城入姫皇女。記に高城比賣命とあり。山城志綴喜群高木村あり。此の御名は記傳よ應神

天皇の妃の。高城入姫命の御名と混ひたるなるへし。と云り○第姫皇女。右十三柱の内。四柱は記と合り。八柱は御母異なり。今一柱大酢別皇子は記に見えず。此事は既に上に注へり。

又妃三尾氏磐城別之妹。水齒郎媛。生五百野皇女。次妃五十河媛。生神櫛皇子。稻背入彦皇子。其兄神櫛皇子。是讚岐國造之始祖也。第稻背入彦皇子。是播磨別之始祖也。

三尾氏磐城別。本に三、字脱せり。今永享本並河本中臣本集解釋紀とも依て補ふ。此氏の事は。垂仁天皇御子。磐衝別命の下に云り。磐城別は國造本紀に。羽咋國造。泊瀬朝倉朝御世。三尾君祖石撞別命兒。石城別王定賜國造とあり。栗田寛云。石城別王は。景行の朝より。成務の朝まで。かけての人なるへければ。本文に泊瀬朝倉朝とあるは誤あり。と云れたり。

○水齒郎媛の。瑞齒よよれる名あるへし。瑞齒別天皇の御齒のうるはしきを以て稱へたること。髮長媛などの類なり。漢籍にも。女は齒を○五百野皇女。記はなし。此皇女の事二十年の下に出てることに云り。名義もそこに考あり。○五十河媛。名義地名か詳ならず。○神櫛皇子櫛の奇の意。又酒の意。か下に云。姓氏録には神櫛別命とありと云り。舊事記にも。さて記には。此皇子御母は伊那毘能大耶女あり。されど細運録。また其餘の書。○稻背入彦皇子。名義詳ならず。山城志紀伊那稻背見ゆ。神代に稻背腰と云るはあれと異なるへし。さて此皇子記にはなし。但、玉垣宮段に此御名見えたり。○讚岐國造。國造本紀讚岐國造。輕島豐明朝御代。景行帝兒神櫛王三世孫。須賣保禮命定賜國造。讚岐國人松岡調云。此須賣保禮命と云名。外の書に見えず。姓氏録酒部公段に。神櫛皇子三世孫足彦大兄王と見え。又讚岐公系圖に。神櫛王の三世孫に。森葉麻命と云か有る此人う。ま

何の事もなく、其年は殊にたなつものも、常より、はよくみのりたりと云む。
 といふ事もあるは同じ所の事と見ゆ。斯くて此石の御墓再興のをり。上よ
 小石をうづ高く建て。現今は見えずなりぬ。其石に彫たる星象といへるは。
 既字篇に載たる。日鷲東か寫傳たる。上古之文字と云内なり。数字に似たり。
 明治二年五月に。從四位高松藩知事源朝臣頼聰。神祇官の許可を得て再
 營にかよりしを。翌三年九月に至て。全く落成て。御墓の隆盛を再び往
 古に引返し奉しかば。現今は官より守部(二月)を置いて。朝夕の洒掃嚴
 重にして。甚も清々しき御墓所とはなりにけり。然るに此王の御墓と云
 か。所々よあるは。皆其子孫等の墓を云なるへし。阿野野原なる十瓶山の麓
 一。根王孫といふかある
 在。此王のなりと。如此て此神御王の神靈を。齋祀る神社は。國內に數
 所あるか中にも。城山神社名神大の官社におはして。神位をも度々授け
 給へり。又管家文草に。祭城山神文。云々伏惟境内多山。茲山獨峻。城
 中數社。茲社尤靈。是用吉日良辰。禱請昭告。誠之至矣。神其察之云々。正
 徳五年藤原春野の社記ありてくはし。御梨神社式の小社にて國史に載
 位の事も見えされと。朝

野群載に。御体神下の段。また永万記千手堂神名帳に。等は官社と列せら
 れ給へり。と云るのいと詳なれにこゝに載す。氏族志云。讃岐公之裔有。楳
 田。神内。十河。等氏。(讃州府志)
 又有河波脚作別。系出神神別。番。住王。日本書紀。據本書。○播磨別。播磨は
 及姓氏錄。嘗在爲神神別之。後無。然其世次今不可考。
 和名抄に波里万。名義は此國風土記に。萩原里土中中。右所以名萩原。息
 長帶日賣命。韓國還上之時御船宿於此村。一夜之間生萩。根高一丈許。仍
 名萩原。即關御井。故云針間井。其處不變。また仍萩多榮故云萩原也。
 とあれど。なほ上代より有し名なるへし。國造本紀に。針間國造。志賀高
 穴總朝御世。以稻背入彦命孫伊許自列命。定賜國造とあり。伊許自列命
 は。姓氏錄右京皇別佐伯直。景行天皇々子稻背入彦命之後也。男御諸列命
 推足彦天皇註成御代。中分針間國給之。仍号針間別。男阿良都命。伊許
 自譽田天皇爲定國環。車駕巡幸。到針間國神崎郡尾村東崗上。干時青菜
 葉自崗邊川流下。天皇詔應川上有入也。仍差伊許自列命往問。即答曰。

己等是、日本武尊、平東夷時、所俘蝦夷之後也。散遣於針間阿蘇門波讚
 岐伊豫等國。この事下五十一仍居地爲氏也。後改爲伊許自別命以狀
 後奏。天皇詔曰。宜汝爲君治之。即賜氏針間別佐伯直。佐伯者前姓也。
 直者謂爾後至庚午年。脫落針間別三字。偏爲佐伯直。とあり。平田翁云。
錄文を空海傳に引たるには。大足彦忍代天皇子給背入彦命之後也。孫阿蘇
 郡別命。男豐島天万。皇日天皇。繼孝德御世。賜佐伯直姓矣。と見えて。今本と異
 なり。因て按ふに上引る。姓氏錄の文の次。即賜氏針間別云々。謂君也と
 ある。下に此孫阿蘇郡命。男云々。とある。二十六字脱けむを。幸に此傳に存れ
 るに有へき。白國氏。系譜一。此傳は彼國の氏人の持傳へたる物にて。余ら
 しき事も往々見たり。給背入彦命。母皇妃曰五十河姫命。父天皇。有八十之
 子。仍配對于諸國。給背命。對于針間國。仍知麻波那之地。造官。而針間國別之始
 祖也。また御諸別命。を入彦命の御子に承て。成務天皇配分針間國。給之。麻波
 間野造官居とあり。知麻波那は全贈と。仁德天皇紀に因るに。
 玉代といふ地あるへきを土人よく聞正すへしと云り。さて中二分針
 間國給之。とある文は依て考ふるに。此國の別とありし。給背入彦皇
 子及御子御諸別命なりしを。國造にせられし。其孫伊許自別の世なる
 へしと栗田寛云り。此氏人仁德紀に。國造速持また續紀九十卷に。播磨

直弟兄乙突あり。又播磨風土記等に見えたり。また國造本記に。針間國。其
 より後は姓なき人。外記日記。除目申文鈔。小右記。權記等に見え。宿禰
 姓の人權記。宇佐大鏡等に見え。其族播磨大祿。及總檢校に補せられし
 こと。朝野群載に見えて。陸續絶え。また播磨造除目大成鈔にあり。拾
 芥抄に朝臣とあるも又此族なるへしと。氏族志に詳かなり。さて別は記
 の此天皇段に。別賜國々之國造。亦和氣及稻置縣主也。此記にも下。皆
 謂諸國之別者云々。と見えたる和氣にて。別は借傳に和氣は諸國處々に
 とあり。其處は云々。在りて。上として其地を治むる人を云。と説れたるこれなり。皇子等の御
 のなること。下に委く云々。

次妃阿倍氏木事之女高田媛。生武國凝別皇子。是伊豫國
 御村別之始祖也。次妃日向長女大田根媛。生日向襲津彦。

宅成。後得度僧仁德。宅成の子僧圓珍。次福雄。とありて圓珍か家の系統
 圖と。支流圖とを引たり。圓珍和氣氏にて。讚岐國人なる證は。天台座主
 記。元亨釋書等に見えて。たしかなれば。伊豫御村別より出て。後讚岐
 に来り。さて和氣氏をもて。氏とせる事知られたり。此事は下下に詳に
 云ふ。後名抄伊豫國和
 あり。其の三代實錄より。貞觀八年十月讚岐國那珂郡人因支首秋主。云々多
 度郡人因支首純雄。云々等九人。賜姓和氣公。其先武國疑列皇子之苗裔
 也。とあるにて知られたり。さて御村は詳ならず。式に伊豫郡伊預神社。
 大神とある社と三代實錄に伊豫村神と爲るの故あるか考へし。○日向
 髮長大田根媛。本に媛字あり。今集解本に據古本補とあるに従ふ。名義
 字の如くなるへきか。また通証に應神紀亦有日向髮長媛。疑髮長是地名
 とも云り。さて後名抄諸縣郡大田。○日向髮津彦皇子。髮は神代紀に出。
 大國國書。○阿牟若。阿牟は和名抄長門國阿武郡阿武あり。されと國造本

紀より。阿武國別。纏向日代朝御世。神魂命十世孫。味波々命定賜國造。とあ
 れの異姓なり。舊事紀に日向髮津彦命奄智君祖。とある。方正しかるへく
 や。されと記に。天津日子孫命。後知造之祖。
 とあるは異姓なるし。云々くもさなり。類聚國史弘仁二年三月。阿牟
 公入足。授外從五位下云々。文德實錄阿牟公門繼といふ人あり。これら
 は國造の流にもあるへし。水事本に阿牟を阿波
 に作るは誤なるへし。○髮武媛は。記傳云。熊
 曾國の女人にて。武媛と云名なるへければ。フノタケヒメと訓へし。父
 名は傳はらざりし也。さて國乳別。國背別二王も記にりなし。○國乳別
 皇子。國背別皇子。乳も背も共に美稱なるへし。乳は大戸道なとの知に
 同く。背は伊呂瓦なとの
 同し。舊事紀には。次妃髮武媛生國乳別皇子與國疑別皇子。次國背別皇
 子亦名宮道別皇子とあり。されと國疑は武國疑別の混かひしものなる
 へし。○一云宮道別皇子。舊事紀より。國背別皇子の亦名とせり。和名抄
 參河國。寶飲郡宮道。○豊戸別皇子。記云又母之子豊戸別王とあり。記傳

云戸は速の意などにやあらむ。昔事記に。皇門入彦命と云を奉て。また皇門別命と云をも奉たりいかにも。あり○水沼別。倭名抄筑後國三瀨郡美無これあり。さて神代紀にも。宗像大神を此筑紫水沼君等祭神是也とある。其は天孫本紀に。鏡速日命十四世孫物部阿遲古連公を。水間君等祖とある是あり。此人は守屋大連の弟なるに。雄略紀に水間君名欠と云ふ見えたるに。此皇子の御未なるへし。外記日記類聚符宣抄に。武部大録水間。さてまた天皇本紀に國乳別命。宿禰有澄とあるは何れの族か未詳。を伊與、宇和、別とあるは違へるか如くなれと。和名抄伊與國宇和郡三間美とあるは。水沼の略と聞ゆれば。其子孫の蕃息りて。伊與にも移住るから。然る地名も出米れるなり。さてまた同本紀に。武國與別命を筑紫は。共に同じ神凡第の混れなるへし。また皇門別命を水間君祖とあるは。筑後國神名帳に。三瀨郡借從五位下三島神とみえたれば。此も水沼君の一列なる。なほ此紀下十八年の處に。水沼縣主椽大海と云かあるに。一處此は三瀨郡の縣名よ三瀨の縣主よして。皇子は別別となりて。廣く其地を

知看し。縣主は其下に屬たるものときへきなり。しか見されは一國に二れり。なほ此水沼の事。神代紀に云るをも見合さへし。筑後人船曳鉄門曰。己か家にて三百年以承。明治の今日に至るまでに。二里餘を隔てかけたる。郷社三瀨郡高三瀨村あり。弓頭神社と稱へて。開國の君國乳別皇子をそ齋ひまつれる。正殿西面南上。第一殿若皇子神。御形神石三座。第二殿弓頭神。御形神石陰陽二座。第三殿弓頭御子神。御形神石陽四座。總て九座を鎮り給ひける。第一第二第三殿は。正殿中の小祠を云。境内に須佐乃乎神社。境外よ若皇子神社を既くよりまししくける。さて皇子の御墓を。馬帽子塚と云て。今其邊り田畠とあるか。繞り残れる圓丘の形以て。馬き山陵の製なり。近世開墾せし時に。ほり出たる曲玉管玉。金銀鉄青銅。牙刀劍。忌念の類。多くは神庫に予藏めたる。此他古塚二所あり。其製大抵

鳥帽子塚に同じ。按ふに皇子より三世までを。此地は葬しまつりて。四世より以下數十世の。宮本安武等の山野よぞ送りたりけん。此二村の内より。四十餘所の古墳ありて。俗にイロハ塚とをいへる。今全形のまゝにて存在れるは。宮本村なる鬼塚権現塚なり。此二塚はさながら京畿の山陵の如し。鬼塚は玉塚ならん。と云るさも有へし。此宮本村なる玉垂命神社に。建徳元年の繪縁起あり。武内大臣高三瀦廟院にて。皇子と征韓の軍議したまへる圖を載す。本社の傳説に。征韓の御時。弓軍の總督にてまじりより。弓頭大神と稱せし見ゆ。さるを本國天慶神名帳には。三瀦郡五十三前の中。借從五位下宗形神御懸神と連ね載て。右時吏奉授位也。而位記紛失不知。叙日と見えたるを。若皇子神と。弓頭神との兩社なるへき。本村即水沼御懸の地あれは。國祖の神邑を劃り玉ひしより。水沼君系世懸洛の本所なれば。御懸の稱。本村を置て他は有へきとあらす。開國の皇子を祀りて。御懸神と稱へ奉りたりけん。さるは當時の國司。水

沼君の持齋く宗形神と。皇子の御靈にまほ御懸神と。後日表上を経て。本位に叙し奉らんか爲に。借位を授け位田を奉りて。朔幣の例などに預奉りけん。さてこそ村内に祝田土器田燈油田などの地字。數多散在たりアキナ。けれと云りさもあるへし。○火國別。火國は和名抄に肥前比乃美知。肥後比乃美知とある是なり。名義は下の十八年五月の處に見えて。そこに委しく云へし。國造本紀に火國造。瑞籬朝大分國造同祖。志貴多奈彦命兒。遲男江命定賜國造。粟田寛云。遲男江の建男組の誤しなりと。藤田とあり。正云りし云り。この事十二年の下に云。此は記に神八井耳命者。火君之祖。姓氏錄右京皇別。火同祖多朝臣同祖。神八井耳命之後也。とあるに。同しく。崇神天皇の御世より。既に國造にてありしなり。十二年の處にも。熊襲梟帥の子。市鹿父賜於火國造とあるも。其子孫なり。然るにこゝよ。豊戸別皇子と。火國別と云るは。皇子の御末の。此後に火國を賜はりしか

如く。通えられたれど。なほしからざ。此御世の列は、みな其皇子等の封され玉ひしものなれば。此事は下に委しく云ふ。こゝも右に云る水沼列の如く。もとよりの造はあれども、此皇子の列となり玉ひて。なほ其上に坐々て。廣く火の國を知玉ひしなり。なほいはいは。火國造はあれども。國造本紀に依りて。肥前國に末羅國造。肥後國に阿蘇國造。分國造。天草國造等ありて。持分たりしを。火國列。さて舊事紀には。豊門列命。三島水間君。菴智首。壯子首。粟首。筑紫。火列君祖とあり。こゝに筑後國人矢野幸夫か。縣菴と云ものに。豊戸列皇子は。肥前國三根郡に封せられ玉ひ。御墓三根郡白石村にあり。營築甚嚴重なり。かの筑後國宮本村と。相去道程二里餘ありと云り。なほよく聞かまほしきものなり。

夫天皇之男女前後并八十子。然除日本武尊。稚足彦天皇。五百城入彦皇子之外。七十餘子。皆封國郡。各如其國。

故當今時。謂諸國之別者。即其別王之苗裔焉。

前後并八十子。記云凡此大帝日子天皇之御子等。所錄廿一王。不入記五十九王。并八十王之中。云々とあり。記傳云。八十柱とは。元よりの傳への意は。唯大數と云るより。俗に七八十人。必しも精く計へてに非しと云られたれど。またかに不入記五十九王。また自其餘七十七王。なとあれば。古より正しく八十と取て。計へたるものと見るへし。舊事紀に。夫天皇皇子之中。男五十五。女二十六。就中。豐留六皇子。男五女一。以外。皆封州縣矣。皇子五十。皇女二十五。合七十五。各封州縣。不入國史と云て。五十五皇子。一皇女の御名と奉たり。信かたまきこもなり。されと右の文も八十一皇子と。古くより傳へたる。觀かたまきこもなり。御名ともは假に作れるにもあるへし。○除日本武尊云々之外。記に。若帶日子命與後建命。亦五百木之入日子命。此三王負太子之名。自其餘七十七王云々とあり。記傳云。三王負太子之名とは。是上代の常なり。抑上御代に。日嗣御子と申せるは。皇子たちの中よ。取分て尊崇めて。殊あるさまに。定め賜へる物にて。其は必し

も一柱には限らざる。或は二柱三柱も坐しことなり。まづは皇后の御座の御元。さては皇孫の御座の御元。かくて御位は必。其日嗣御子の中なるを繼坐ける。然るに漢國を嗣くへく定めたる子を皇太子と云故。其字を取て。日嗣御子に用ゐたる物なれば。彼皇太子よく當りたれとも。彼元より一人に限りて定めたる稱。此は一柱は限らざる御稱なるは同じからざる。異なることあり。されはひたふるに。太子字には泥むへからいて其證を具に云むには。先年不命の御子たち四柱の中に。五瀬命と若御毛沼命と。二柱太子に坐けむこと。又神武天皇の太子は。神八井耳命と。神沼河耳命と。二柱にて坐しこと。共は彼御段に。委く辨へたるか如し。次。崇神卷に。四十八年豊城命と。活目命と二柱の内を。御夢に因りて。嗣に定め賜へるも。元來此二柱太子に坐るか故なり。次に垂仁卷に。卅年天皇詔五十瓊敷命大足彦尊曰。汝等云々とある。此も二柱太子に坐しか故なり。若し然らずは。いかに載りて。彼まで。五十瓊敷命の御座。崇神式に。次に應神卷に。四十年天皇召大山

守命大鷦鷯尊問之曰。云々とある是又此二柱も。宇遲稚郎子と共に三柱元より太子に坐るか故なり。故其より前廿八年の處にも。太子菟道稚郎子と記され。仁徳卷には。初天皇生日。木菟入子産殿云々則取鷦鷯名。以名太子。曰大鷦鷯皇子と見え。此記明宮段にも太子大雀命。姓氏録臣係朝も。應神御世皇太子大鷦鷯尊とあり。此ら皆上代よりの傳言の隨。記せる文なり。又宇遲若郎子の。帝位を固。大雀命は讓避賜ひしも。大雀命は御元にて。共に太子に坐か故なるをや。然るに書紀は。何事も漢を作りて。記されたるに。よりて。古の實の趣は隠れて見えざるか如し。云れたる。まことに動かざる説なり。此三皇子負太子之名。したまへるも。此説にて明らけし。○皆封國郡云々。記には其餘七十七王者。悉列賜國々之國。造。亦和氣及稻置縣主也。昔事紀にも。說中。際留六皇子。男五。この事次に云へし。○諸國之別。記には右に云る如く。國造和氣稻置縣主と。

種々の名目ともあるを。此紀に列とのみ云ひて。自餘を云はぬはいか
 と云ふ。まづ和氣と云稱は。これより以前にも。記に境岡宮段に。血浴、
 列。多遲麻、竹、列。伊弉河宮段に。葛野之列。近淡海、蚊野、列。若狹、耳、列。
 三河、穗、列など。亦ほ其次々にも見えたれど。其は未、一國と云ひかりの。
 ひろく大きなる土地を治むる。職名にはあらざりけむと。此御代に皇子
 等を封し玉へるは。名号、同じしけれとも。みな一國とも云へき州縣を。授
 けたまへるなれば。國造なとよりも貴くして。自余の國々の司をも。總管
 たまへりしなり。故此御世に。皇子を封したまへりしは。みな某、列とを
 稱しけん。されは此までの和氣と。ひとしなむは。さらは。神御皇子。是讚岐
 國造始祖也。日向襲津彦皇子。是阿牟君之始祖也。などあるにいかにと
 云に。此は神御皇子三世孫須賣保禮、命。應神天皇の御世よ。國造となれ
 る。其後の名をばしめためくらして。云るものにて。神御皇子の讚岐に

封さ、れ玉ひし時なり。なほ讚岐列と申し、なりけり。また日向襲津彦皇
 子は。此の御世に阿武國造味波々命の上よ立て。阿牟、列と云ましましけ
 んを。阿牟君とも申ましなるへし。君と云稱は右に云る國造和氣稻置縣
 主などの職名の改稱にて。いつれにも亘りて云しことなり。繼躰紀に筑紫
 國造磐井を。記には竺紫君石井また記にも。其。とあり。さて後には其君と
 云るも。自ら職名とはなれりしものなるへけれと。此のなほ其始なれば。
 阿牟列と云りしものなること決し。皆封國郡各如其國。故當今時謂諸國さ
 て記傳云。和氣は國造稻置などの類にて。諸國處々ありて。上として其
 地を治むる人を云。名義は別と書るは。吾君兄の意なるへし。と云れたれ
 と。あほ思ふに記に列、賜とある列字の義なるへし。さるは國々の君に
 分任し給へるに因て。其稱號を。和氣とは負せたりしなるへし。さてまた
 記傳に。列を尸と云れたれと。此御世の列は。職名にこそあれ。尸となり

しは後なり。其次に記傳に。また云れたる言に。今時謂諸國之列者。即其列王之苗裔焉とある。此文には心得ぬとある。其故は謂諸國之列者とのみ云ては。七十餘皇子の御子孫の。世にある者は皆悉其列と云尸のみにして。國造稻置縣主など云は。無かりし如く聞ゆ。紀中神御皇子。是讚岐國造之始祖也。日向彥津彥皇子。是阿牟君之始祖也。など記しなから。此また列とのみあるはいか。一を擧て餘を省く例の常多けれど。此文は其例とは聞えき。たと列と云ふ限れる如く聞ゆるなり。とあるは思ひ漏されたるなり。神御皇子日向彥津彥皇子の事は。上に云るか如くよしある事也。○列王。本にワカレノミコと。訓めるはあたらき。和氣能美古と訓へし。其は右に云るか如く。此御世の皇子等は。みな國郡に封されまして。諸國之列となり玉へれり。よかて其列を稱号として。列王とは云しなかりけり。其は後世大率神になり玉へるを神の親王。一品に授けられ玉へるを一品親王と申す。

同まつ。實稱を以て。兼王と申しなり。此を心得かてよせられけむ。記傳の上のつと。古き稱とも聞はす。ワカレノミコと訓ても。ワケふに此は諸國に分任し賜へる王と云意にて。昔れたるよもあるへけれと。上に諸國之列者とありて。即其列王とつよきたれば。かの諸國の別てふ尸も。分任し賜へる意より。出たる如く一に混りて聞ゆるなり。若くは撰者も然心得ありて。如此は記されたるよあらむ。さて古昔人名に列といふか多きは。職名より起りて稱号となり。また氏姓ともなれるなど。種々あるを爰ふ云へし。其はまつ僧圓珍か和氣氏系譜に依て信友か附考に云。今此系圖を檢るに。名に連たる稱號は。後世の氏骨を合せたる如き稱にて。はた次第ありてきこゆるを。辨へ試むとぞ。其はまつ上祖武國彥列皇子の御子をしめとして。世々其乃列命とあり。此列は記に國々之國造亦和氣。紀は諸國と見えたる和氣にて。傳は和氣の諸國處々に在りて。上として其地を治むる人を云ふと説はれたるこれなり。さてこの和氣は職なるを。名に連ねて稱号とせる例よて。後世の氏骨を合せた

るか如し。古の一制なり。かくて此系圖なるは。武國凝別皇子より。世々相繼て。伊豫の和氣なりしと通えたり。さて其後孫におよびて。其別君と云ふか世々相繼けるは。武野云。此は此系圖。武國凝別皇子の子。水別君。加尾古乃別君。と云ふあり。津守別命の末に。皮奈。乃其職の和氣をは停められて。更に和氣の稱を存して。別君と云ふを。稱号に賜ひたるよて。まれも氏骨を合せたる如き稱なるへし。泰氏の古系圖に。某。泰。公と書ると。また其支流に。某君と云ふかあるは。武野云。伊波志君。友足子。別を除きて。君と云ふ稱を賜ひたるなるへし。系圖を按るに。まれらみなそのかみいまた必しも。氏と骨とをきりやかに。分別つへき御制の。なかりし頃の事と察られたり。かくて別君の後孫。忍波。其弟與呂豆より。はしめて世々たゞ名のみ書て。稱号を記さず。然るは系圖は此二人の父。伊豫より讚岐に來り住み。二人は母に隨ひて。百姓となりたる由見えたり。

母、讚岐の百姓にてありけん。身の賤しくなれるか故に、別君の稱号を譲りて。自ら和氣を以て氏とせしなるへし。公より取賜ひたらむ。此二人下の系譜によりて推考るに。大凡推古天皇の御世の頃の人と察られたり。景行天皇の御後の和氣氏も。准へて考へし。と云れたるにて心得へし。景行天皇の御後の和氣氏は。姓氏録に。倭建尊の後なる。景行天皇の御後の和氣氏は。姓氏録に。倭建尊の後なる。和氣公。神神命の後ある。和氣朝臣等あるを云るなり。○苗裔乃訓義なり。重胤云。苗裔を私記し美阿那須術と訓し。顯宗紀に出たる天皇の御語に。御裔僕是也とある。御裔をも阿那須術と訓せたるは。俗に子孫の事を阿登と云ふ同しくして。即神代紀なる足端アサエと等しく。先祖を頭として。對へたる稱也。足を阿。右の二の裔を。アナスエと云ひ。此の足端に同じきを。阿のアと。美のアと。片假名の混らはしきに依て。通証に御名未也と云る。其も然る事にはあれども。今も俗に人乃後を繼ぐ事を。跡目とも跡繼とも云る。此例によらは。アナスエと云ひも強言には非るへし。と云へ

り此のなほよく考へし。

是月。天皇聞美濃國造名神骨之女兒名兄遠子。弟名弟遠子。並有國色則遣大碓命。使察其婦女之容姿。時大碓命便密通而不復命。由是恨大碓命。

美濃國造名神骨。記開化段に。日子坐王、子神大根王、亦名八爪入日子王云々。三野國之本業國造長幡部連之祖とあり。國造本紀に三野前國造。春日率川、朝皇子彦坐王皇子。八爪命定賜國造。此次に三野後國造。志賀高命。大臣命。孫。臣。賀。夫。良。栗田寛云。前後と云は何の御世に。如何分てるにか。物に見えそ。然はあれと此三野前國と云は。記に三野國之本業國造とあるを思ふに。本業郡より京師に近き方をさせるには非るか。其由下い。さて記傳に。三野國之本業國造を。三野國造。本業國造。と二氏ならむ

といへるは疑ひし。三野國の國字行にて。三野之本業國造なるへし。故省きては三野國造とも云けんともはる。さて神骨と神大根王は。同人と聞えたるを。神大根王は。記に三野國之本業國造之祖とあり。神骨は。紀に美濃國造とあるに據りて。孰も別なる國造あらんと思ふへけれと。三野國之本業國造といふは。正しくいへるうへをもて記し。三野國造とは。略省ていへるより書る文なるへし。若然らば。この他の古書とも。本業國造の事。必もあるへきに。絶て見えたることなきを以て。本業と三野國造と。同じき故なる事決し。本業は倭名抄美濃國本業。須止郡とある是なり。さて此國造は常陸國に由縁ありて聞ゆ。其は常陸風土記。久慈に。郡東七里太田郷長幡部之社。古老曰珠賣美乃命自天降時。爲織御服。從而降之神名。綺日女命。本自筑紫國日向。二神之峯。至三野國。引津根之丘。此上の文は。三野國造の事を當昔古老の如此さまに語り傳し。當國神名帳に不敏郡從五位下引帶

神とあり。證。後及美麻貴天皇之世。ナカノミヤノ長幡部速祖多豆命。避自三野。遷久
 慈造立橋殿初織之。中今每年別為神調。獻納之一とあり。神名式久慈郡
 長幡部神社。今大田村の東。なる橋村に在。主計式。長幡部施七足なとある。長幡部速祖
 また避自三野と云は。ともに神大根王者三野國之本業國造。長幡部連
 之祖とあるに合ひて。聞ゆるいひかゝあらむ。猶よく考へしと。云ひれ
 たるの然るへし。さて此神骨の事は。いにし明治七年或人の説に。美濃國本
 兼那見延村。古社あり。カハオトイナハノ神と
 もいふ。國造を祭れる社なり。さて神骨の名義は。記に神大根とある字、義
 と云りと此も栗田氏の説也。さて神骨の名義は。記に神大根とある字、義
 なるへし。氏人は續紀美濃安八郡國造千代。方縣郡少領國造雄萬。尚掃美
 濃直玉融任國造。續後紀席田郡人國造真祖父あり。又美濃縣主倭姫世記
 にあり。同族あるへし。○兄速子弟速子。本にアネトホコ。オトトホコと。
 訓れたるの古き稱と通えたり。さて此名倭名抄本業郡速市。とあるはよ
 しありけれり。記にの兄比賣弟比賣二孿子とあり。其は名を省きていへ

るなり。○遠大碓命云々。是の行幸の先より遣し玉ひしにや記傳云此
 いいと疑しき事あり。其故の天皇の廿七年。日本武尊年十六とあれり。
 十二年ふ生坐るなり。然るに其同日に。雙生坐る大碓命の事。四年に
 見えたるはいかゞ。されは天皇の美濃國の幸を。四年の事とせるがたか
 へるか。いた大碓命の此事を。天皇の美濃に坐しほどの事とせるかたか
 へるか。何れにまれ誤あるへしと云り。○密通。紀中通また奸允恭淫安康
 あと。皆ことごとく多波久と訓り。記傳云。凡て男女の交通の義に違へ
 るを多波久と云りと通ゆ。字鏡に。奸亂也犯淫也多波久とあり。同書に。淫
 あり。是も本同言なるへく。又万葉二十に多波和射とあるを。又狂もとあり
 皆同言にて。本は男女の事には限す。凡ての事にいふ言なりけれり。とあり
 ○不復命云々。記云故其大碓命娶兄比賣生子押黒之兄日子王。此者三野
 之祖。亦娶弟比賣生子。押黒弟日子王。此者半宜郡とあり。なほ四十年の
 君等之祖下に云へし。

冬十一月庚辰朔乘輿自美濃還。則更都於纏向是謂日代宮。

日代宮。帝王編年紀に纏向日代宮大和國城上郡。今卷向、檜林是也。大和志に古蹟在穴師村北とあり。記、雄略段歌に麻岐牟久能。比志呂乃美夜波。阿佐比能。比傳流美夜。由布比能。比賀氣流美夜。多氣能泥能。泥陀流美夜。許能泥能。泥婆布美夜。夜本爾余志。伊岐豆岐能美夜云々。此は此大宮を稱へたるなり。記傳云日代宮地名に依れるか。又た宮の號か詳ならず。此大宮あたりの地も。檜原あるに因て。檜代の意に名けたるにや。あらん。代とは何にまれ。其と定めて區れる處を云。又城を志呂と云。事は。古く見えぬとも。山背國を延暦十三年に山城と。字を改められし。時の記。此國山河濶帶自然作城云々。とあるを以見れば。尚昔より志呂と云とも。ありし故に城字を用られしならむ。若此も古言ならは。直に檜城と云はる。さて城を志呂と云も。本かの代の意なれば。其も同じとおなり。

十二年秋七月。熊襲反之不朝貢。八月乙未朔己酉。幸筑紫。

熊襲。記に熊曾とあり。記傳云。熊曾、曾國なり。曾と云はもと神代卷に。

日向、襲とある地にして。和名抄に。大隅國噺啖郡とある是也。國名となりてありし事は。景行卷武野云。即次に。議討熊襲。於是天皇詔群卿曰。朕聞之襲國有厚鹿文。鹿文者。是兩人熊襲之渠帥者也。衆類甚多。是謂熊襲八十梟師。其鋒不可當焉云々。是を以て襲國即熊曾なる事をも知へし。彼梟帥ともいふと建かりし故に。熊曾とは云なり。熊鷹熊鷲熊鷹など。皆猛きを云稱なりとあり。かくて矢野玄道云。そこを領居て叛奉れるは。いかなる者かと討究るに。疑なく火酢芥命の苗裔なる。牟人の祖ともにて。其本國の。釋紀神皇正統記に説か如く。和名抄に大隅國噺啖郡とある地よて。右の二國をも併吞し。漢國韓國等へ私に使を通して。朝廷に叛奉れるにけり。武野云。熊鷲の漢韓へ私に通せし事。仲哀記に云。其のかの熊襲。景行天皇御代。二度まで叛て。一度は天子親征に勞き玉ひ。後日本武尊これに平定玉へり。これを國造本紀に。纏向日代朝御世治平。牟人同祖初小とも。纏

向日代朝代。薩摩牟人鎮之。としるされ近頃薩摩國人の著せる慶山考に。曾乃、字則本襲也。續紀今諸國定郡縣名爲二字時添之韻。書贈啖。稽紀伊例云々。自神古時。大隅牟人世領其國。因以曾乃君爲其姓號。則續紀天平十三年授正六位上曾乃君多理志佐外從五位下。今曾於郡曾於鄉。尚有社名牟人塚。在於鄉之止土神社。西數百步。而祀其先神火闌降於同社庭。曰大隅神社。又其隣鄉國分。亦有牟人城遺墟。在於要隘所。益火闌降以采神胤牟人所世居也。云々といへるは。信に宜ある説にて。なほ記傳に。熊襲といひ強剛慍悍の稱なるよしを。委く説れしか。牟人と呼もまた。武士の勇猛敏捷謂なるをも思ふへし。さて右の贈啖なる遺種。かの天武天皇持統天皇紀。及延喜式なる大角牟人あるか。同族の薩摩國阿多郡阿多郷に住りしを。阿多牟人といひて。右にあげし國造本紀。また續紀姓氏錄なる薩摩牟人なり。されは石葉集に。牟人のさつまと詠み。大實二

年紀に。薩摩國を。即唱更國とも書れたり。その中にも。大角なるか繁榮えしと聞はて。彼三國をも漸々に領居けむ故に。其本居の名を三國に掛て。呼ぶ事とも成けむこと。他の例を引くまでもなく。右の唱更國の例にて知るへし。されは熊襲牟人曾乃君なと云も。皆同胤同族なるまといと灼然にあらさや。と云れたるは然る説なり。こよまた鶴峯戊申か襲國偽備考云。襲國はもと神代卷に。日向襲と見え。景行卷に。襲國とある地よして。和名鈔に大隅國贈啖郡ある是なり。日向國はもとと。さて熊襲といひしは其國にて。朝廷に昔きまつりし者どもを。朝廷よりよひ給ひし名なり。然るに其名やとひろこりて。即て國名の如くなりもてゆき後には日向國の一名となりしなるへし。其よしは古典にしるせる趣にてしらるゝなり。但し古事記。舊事記。ともに日向國の亦名を。そへて古典に。日向國とのみ書て。熊襲國とはうちまかせて書さるも。熊襲はもと日

向國の一名なればそかし。かくて熊襲といひしものは、いかなるもの
 後と。尋ぬるに。まづ、晉書に倭人自謂太伯之後。としるせる倭人とい
 ふもの。即てこの熊襲の事にさあるべき。その太伯の後といひしよし
 吳の太伯うせて子なし。弟仲雍嗣て立つ。後十七世夫差越の勾踐に亡
 る。この時。天朝孝昭天皇の三年にあたり。普陀山志に。越王勾踐使
 放吳王夫差居之。然不至也。とあるを思ふに。勾踐夫差を普陀に放せ
 しか。夫差普陀に至らざして。この襲國は采れるなり。また爲朝義經な
 どのあとの如く。死と偽り逃れ采りしよともあるへく。またみづからは
 死して。其支庶の逃來しにても有へし。吳支庶入海爲倭。といふ事は通
 鑑にも見えたり。さて其子孫とも。たま／＼帝都に速き地を幸にして。吾
 は太伯の後吳王の子孫なり。なるといひて或りかの隼人の祖あとも縁
 を結ひ。朝廷には今采隼人なると奏上し。私よは王とも名告り居りし

事をおもふへし。使釋して漢に通せしは開化天皇の御時よりと聞ゆれ
 とも。朝廷にはなほ服ひ居りつるを。景行天皇の十三年に至りてそ。あら
 にはは反き奉りけん。されは天皇いみしく怒らせ給ひ。御親征給ひける
 御事なるへし。俗よ大隅國正八幡は吳の太伯を祭れるなり。といへるも
 よしあきにあらず。神社傳業をまた姓氏録よ。松野、吳王夫差之後也。と
 あるに置後國大野郡ありといふ。眞名、長者の類松野と眞名野と。音
 いどちかきもよしありけり。○或辨云此事は此にあまりいとふるき世
 よして。漢よならへる風俗多きをおもふに襲人は。いかにも吳王か後よ
 そあるへき。されは漢人の倭奴國。東海姫氏國、女王國といへるは。もと
 襲國の事よて。襲國は姫姓ある故姫氏國といひ。また卑彌呼といへる女
 子王となりて。女王の名いと高くきこえたる故。女王國とも云るあるへ
 し。はた倭といふ名は。もと襲人の僭して建たる國号なること。字書に倭、

馬未切女王國、名在東海中。とあるにて推へし。まかる母之を皇國の國号に混し。ヤマトの借字に用られし事なり。いとくあかぬ事にありける。かくて太平御覽に。魏志曰自帶方至女國。方二千餘里。其俗男子無大小。皆黥面文身。聞舊語。自謂太伯之後。なとあるにつきて。襲國の事をまらさるものは。かしくも。これを朝廷の御事にあてて。天照大御神の御事をさへ。申し出せるなり。いみじきひか事ならしや。さて大日本史に。按後漢書曰。建武中元二年倭國本貢。使人自稱大夫。然本書無所見。恐非朝廷所命也。としるされたるに誠にさる説なり。朝廷の命し玉へるところにありて。みま襲人の所為なりけり。日本といふ名。始めて唐書に見えたり。舊唐書より倭日本列島條を立て。日本國倭國之別種也。其人入朝者多自矜大。不以實對とまらせり。襲國を倭と云し證なり。前漢書に樂浪海中有倭人。分為百餘國。以歲時來獻見云。とある樂浪海中と

り。さへて九州の地方の海を。さして云るなり。また魏志に。女王國東渡海千餘里復有國。皆倭種。參問倭地。絶在海中州島上。といへる。倭地は海中州島の上に在り。其東海を渡れば。四國などの國あるをいふなり。また魏志に。從郡至倭循海岸。水行歷韓國。乍南乍東。到其北岸拘邪。韓國七千餘里。始渡一海千餘里至對馬國。又南渡一海千餘里。名曰濔海。至一支國。即壹岐。又渡一海千餘里到末盧國。肥前松浦郡。東南陸行五百里。到伊都國。肥前怡土郡。東南至奴國。肥前隼郡。是なり。百里東行至不彌國。肥前宇百里至投馬國。○武彥云肥後國五名郡を配れる名か。水行二十日。南至邪馬臺國。女王之所都。水行十日。陸行十日。邪馬臺は是も襲人の階級にて。おのれかをる處を。皇都大和に擬して時まものなり。とあれば。襲人の在し地は薩摩大隅のあたりなること明らかなり。さて襲は吳王夫差の後にして即姬姓の國なり。子孫遂に僭して王と稱し。國号を建て倭といふ。開化天皇の御時に至り。使驛して漢に通ず。垂仁

天皇八年。新羅来て好を結ぶ。三國史記十六年。襲人新羅をうつ。三國史記四十二年。六十二年。襲人また新羅をうつ。三國史記六十四年。新羅と講和を。三國史記六十六年。襲人使を遣して漢にゆく。後漢書光武中元二年是歲昔脫解新羅に王たり。脫解はけたし肥後國王名郡の人。襲人の女を娶て生む所なり。東國通鑑は語る。○武辨云。この考今者く本書を見るへし。景行天皇十二年。襲國あらはに反そ。帝大御親これを征し玉ふ。武辨云。此以下の文は神功紀と云れたるは。襲國に係れるめつらしき考なり。故よ今其文を抄略してここに出さ。なほ後人よく考へし。○己酉十五日。○筑紫ことにては。九國を指云る大名なり。

九月甲子朔戊辰。到周芳婁磨。時天皇南望之。詔群卿曰。於南方烟氣多起。必賊將在。則留之。先遣多臣祖武諸木。國前臣祖菟名手。物部君祖夏花。令察其狀。

戊辰。五日。○周芳。記傳云。師は須波と訓れき。信に万葉などにも。芳り波の假字に用ゐ。又須波字と云むよりは古言の体なり。されど此國の名正しく然云る例を未見也。万葉四に周防在磐國山乎とよめる。和名抄にも。周防須波とある故に今も然訓つ。名義いまた考得き。國造本紀に。周防國造。輕島豊明朝。茨城國造同祖。加米乃意美定賜國造とあり。以上と云れたるは。其例を得られさりしか故あれと。なほ須波とよむべき証あり。其の周芳國庄周方大神之神主大官司系譜傳と云ものには。庄と云る方と云地つぬへし。傍にサバキと訓るも詳ならず。按ふに今此國佐婆郡に庄もみえず。古傳によりて増加せるものとみえたり。大國主大神。高志沼河姫命を娶て生める御子。健御名方命。亦名南方富命と申也。是周芳庄長太之周方大明神とて御坐也。此祭官天津彦根命の裔。周方乃稱命の子孫あり。於是南方富命。周防の音を以。科野國中を誦方と名つけて。御父

大國主大神の禪を領、御坐云々とあり。今は甚く文を切めて。假名に改めて記せり。さて周芳乃稱命是長より。太姓嗣々の名ありて。十二代よ加米乃意美命あり。其處に。十六代豊明御世。定賜周防國造云々。また十四代加米乃彌美命の下に。廿二代之朝庭。周方社二俣社を一處に並て建立し。兩社を俱に司るよし記されたり。それよりおほつき。近き頃。またの裔を盡く記されたり。信濃國諏訪を。周芳より出しものこと云るによれば。周芳は須波なること決し。此二俣社は。延喜式郡濃郡二股神社とある社なるか。重胤の説に。二股神社の傳に建御名方神。出雲にて經津主武甕槌神に攻られて。スハ云て此は逃來居玉ひし故に。國をスハと云とい。又諸家文書の内なる。此は浮たる傳説にはあれとこよによしあり。又諸家文書の内なる河野文書に。毛利備中守隆元が狀に。抑至防州須方要害執懸候則云々とあり。これ防州にこの頃も。須方と云處ありし證とそへし。今もありや。かく其例あるうらには。周芳といよしへは。須波と稱し事なるければ。加茂翁の説の如く。須波と訓へきなり。○娑磨。倭名抄周防國佐波郡佐波

此佐婆津より。御船發ま給へる事は。豊後國風土記に。速水郡下纏向日代宮御宇天皇。欲誅球磨贈幸於筑紫。從周防國佐婆津發船。而渡海郡郡宮浦云々。國崎郡昔者纏向日代宮御宇天皇。御船從周防國佐婆津發而度之。遙覽此國。勅曰彼所見若國之崎。因云國崎郡。と有など何れも此御時なり。○南望。周芳娑婆より御舟出し玉ひて。海上にて南望し玉ひしなり。娑婆より望み玉ひしにはあるへからず。○烟氣多起。かゝる例は。倭姫命世記に。天皇詔天日別命。覓國之時。度會賀利佐嶺。火氣發起。天日別命視之曰。此小位居歟。差使遣令見云々。肥前風土記松浦郡條に纏向日代宮御宇天皇巡幸之時。在志式島之行宮久老云。志式島未詳。御覽西海之中有島烟氣多獲。云云島別有人。又常陸風土記行方郡條にも。斯貴瑞垣宮大八洲所獻天皇之世。云々遙望海東之浦。時烟所見爰疑有人云々。掘穴造堡常所居住。とあるなど瀟荒の世には。炊烟を瞻望して。人ある事

を知らるるま。往々史典に載せたり。此の形勢とよく似たり。○武諸木考あり。名義も未詳。○國前臣。國前は倭名抄に豊後國埜君臣郡國前郷とある地なり。さて此の國造本紀に。國前國造。志賀高穴總朝吉備臣同祖吉備都命六世千佐自命定賜國造とあり。氏人は東大寺正倉院文書に。豊後球球郡領國前臣龍麻呂あり。聖武帝時の人なり。粟田寛云。吉備臣同祖吉備都命。姓氏録に吉備臣推武彦命孫。御友別命之後也。と見え。推武彦の後ならんと思ふ。記津異に日子刺肩別命者。高志之利波、臣。豊國之國前臣。五百原君。角鹿海直之祖也。とあれり。此國造の日子刺肩別命より出たるへく思はるるに。此命の弟比古伊佐勢理昆古命。亦名大吉備津日子命。次に若日子建吉備津日子命と見え。此に吉備津命とありて。何れの御裔とも決めかたけれど。記にいへる所は誤にて。若日子建吉備津日子命の後と定むべきなり。吉備津命は。津の下彦字脱た

るにて。推武吉備津彦命なるへし。千佐自命見あたらし。千と乎の字ならん。宣長はいひつれと。信友か國埜郡武藏郡あるか。年ノ誤と云へり。○菟名手は。國造本紀に。豊國造。志賀高穴總朝御代。伊其國造同祖。宇那手足尼定賜國造。粟田寛云。宇那、足尼の景行紀また風土記に菟名手とある同人なる事決なれば。宇那の下に手を補へり。さへ風土記に。昔者纏向日代宮御宇大足彦天皇詔豊國直等祖菟名手。遣治國徑到豊前國仲津郡中臣村。千時日晚偶宿。明日昧爽忽有白鳥。從北飛來。翔集此村。菟名手即勤僕者。遣看其鳥。之化爲餅。片時之間更化。芋草數十許株。花葉冬榮。菟名手見之爲異。歡喜云。化生之乎。未嘗有見。實至德之感。乾坤之瑞。既而參上朝廷。舉狀表聞。天皇於茲歡喜之有。有は余の誤字か即勅菟名手云。天之瑞物。地之豊草。汝治國可謂豊國。重賜姓曰豊國直。云々景行紀を併考るに。天皇の南方に烟氣多起。とみるなはしと地は。豊後海部郡。風土記遠見郡。昔者纏向日代宮御宇天皇。欲餘。致磨贈。幸於筑紫。從周。若國

佐藤津。發而渡。泊於海。郡。縣。官。浦。時於此村有女人。豊前國宇佐田河。書紀曰。速津。媛。爲其處之長。云々。書紀にも此趣見えたり。豊前國宇佐田河。の書紀係に。先遣。多。臣。祖。武。諸。本。國。前。臣。祖。荒。手。云々。唯。有。殘。賊。者。一。曰。鼻。垂。云々。也。結。於。荒。狹。川。上。二。曰。耳。垂。云々。三。曰。麻。剝。云々。居。高。羽。川。上。四。曰。土。折。積。折。云々。悉。掃。除。之。な。と。を。さ。せ。り。と。聞。ゆ。れ。は。此。國。古。へ。は。總。て。豊。を。御。征。伐。の。時。ま。の。荒。名。手。の。殊。に。國。前。の。地。を。平。治。た。る。功。勲。な。と。あり。し。を。も。て。國。前。臣。と。稱。し。か。此。後。も。は。ら。豊。國。を。治。に。遣。は。さ。れ。て。瑞。物。豊。草。の。由。縁。を。後。奏。し。に。因。て。即。其。國。名。を。豊。國。と。い。ひ。重。賜。姓。豊。國。直。と。稱。ふ。へ。し。と。勅。る。趣。な。り。今。ま。て。國。前。臣。と。い。ひ。し。う。へ。た。姓。を。さ。て。か。こ。る。功。を。成。務。の。御。世。に。思。ほ。賜。ふ。故。に。重。賜。姓。と。は。記。し。あ。る。へ。し。と。さ。て。か。こ。る。功。を。成。務。の。御。世。に。思。ほ。し。め。し。て。國。造。と。せ。ら。れ。し。に。や。あ。ら。む。され。は。此。國。造。と。國。前。國。造。と。同。祖。あ。る。へ。き。に。本。文。伊。基。國。造。同。祖。と。あ。る。は。い。か。と。あり。伊。基。は。國。前。の。誤。なる。へ。し。と。云。れ。た。り。伊。基。國。造。は。出。雲。武。部。志。國。造。同。族。と。て。天。德。日。命。の。京。師。郡。稻。光。村。に。國。造。八。輪。宮。あり。國。前。臣。祖。荒。手。八。輪。宮。を。合。祭。せ。り。今。正。月。五。日。に。武。者。役。祭。と。云。と。あ。る。は。軍。の。先。鋒。と。立。れ。し。人。を。祭。れ。る。な。れ。は。な。る。へ。し。月。は。異。な。れ。と。九。月。戊。辰。○。物。部。君。集。辭。に。按。有。物。部。連。物。部。首。姓。は。五。日。に。て。祭。日。と。同。日。也。と。云。り。○。物。部。君。集。辭。に。按。有。物。部。連。物。部。首。姓。

君者未見と云へるは疎漏なり。物部君の物部首同族なり。垂仁紀に云り。氏人の。上野國金井澤神龜三年碑に。物部君千足あり。稱徳紀に天平神護元年十一月。上野國甘樂郡人。中宿物部麩淵等五人賜姓物部公。同二年五月。同國同郡人外少初位下磯部牛麻呂等。賜姓物部公とあれば。公とも云へりしなり。史に見えたり。これに就て氏族志に。按神龜碑有鐵師磯部君牛麻呂。即是也。又按羅山文集。甘羅郡有實前神社。磯部氏世掌其祀。蓋是族也。と云れしはさることなり。○夏花。永享本に花下等字あり。

爰有女人。曰神夏磯媛。其徒衆甚多。一國之魁師也。聽天皇之使者至。則拔磯津山賢木。以上枝挂八握劍。中枝挂八咫鏡。下枝挂八尺瓊亦素幡樹于船。參向而啓之曰。願

無下兵。我之屬類。必不可有違者。今將歸德矣。唯有殘賤者。一曰鼻垂。妄假名號。山谷響聚。屯結於菟狹川上。二曰耳垂。殘賊貪婪。屢略人民。是居於御木川上。三曰麻剝。潛聚徒黨。居於高羽川上。四曰土折猪折。隱住於綠野川上。獨恃山川之險。以多掠人民。是四人也。其所據並要害之地。故各領眷屬。為一處之長也。皆曰不從皇命。願急擊之勿失。於是武諸木等。先誘麻剝之徒。仍賜赤衣禪及種々奇物。兼令搗不服之三人。乃率已眾而參來。悉捕誅之。

爰有女人。永享本には。爰、一字杖處、二字に作れり。○神夏織坂。本にカミカシヒメと訓めるはいふかし。夏、字音に用ゐしカミナツシヒメと訓へきなり。されと名義思ひ得されは。たゞそく改めを。○一國之魁帥。永享本は其國、一魁帥に作れり。○磯津山。豊國のうちなるへけれど。何れの郡にありとも知られそ。なほよく其地方をたつぬへし。○拔賢木云々。通證に今按拔賢木者。磐窟章之遺意。而銅鏡瓊所謂三種也。必挂三種者以祝天皇。以表歸順。故實炳焉。と云り仲哀紀八年より。岡縣主熊罥が、拔取五百枝賢木以云々。上枝掛白銅鏡。中枝掛十握劍。下枝掛八尺瓊。とあり同じ意なり。○素幡樹干船舳。素幡ハ白幡なり。神功紀に新羅王が素幡而自服。素組以面縛云々。降於王船之前。欽明紀にも。新羅王更舉白旗。授兵降首とあり。常陸風土記にも見えたり。漢土にも魏志に。賈充傳。從三門并出降。その白幡を樹て。降首るしるしと爲しは。皇國も異國もい

と古昔よりの習俗しなりけらし。○不可有違。本に可字なし。今永享本に據て補。○鼻垂耳垂は。其形貌を以て名けしならん。夷の種類は土蜘蛛類しとありけむ。○假名號。文選辨命論に。竊名號於中縣。濟曰。竊名號。謂為帝號也とあり。こゝの帝號まてにはあらざるも。僭キヤウロクひて衆を欺誘き居るを云るなり。○菟狹既に出。○貪婪オンラン。通證下文望訓に於保美意通。とあれど詳ならず。○御木川上。倭名抄豊前國上毛郡加牟豆美公是なり。辨名にも同郡上毛あり。是もカムツミケの略なり。此は試云のみ。今は幸子村と云ありと。筑後風土記に。豊前國上毛郡カムツミケとあり。下文十八年の處に。筑後國三毛郡の古事あり。それによれり。此も木より出し名あるへし。豊前志云。御木川今廣津川と稱是なり。景行天皇紀其所據要害之地とあり。丹羽氏傳は。犀川の邊に三毛門村にて。御木川は犀川なりと治定しは。由ありけり。犀川門にあり故の名上毛郡求菩提山より出て。水源五里許なる小川にて。要害の地と云へき所也。此川田川郡彦山より出て。水源十三里許にて。要害の地も少から

ざるあり。又御木の名義も官材より出たるが。此川より日毎に筏よ作りて下ぞ。材木の夥しきをみれり。御木の地名の根元にて。河名よ負へるも宜なりとそ所思る。叔彼土蜘蛛耳垂が住りしり。何地ぞと云ふ。柿山村の土岩屋と云處の山腹に。昔土蜘蛛の住しと云ひ傳へたる窟あり。横四間深十間にも餘るへし。其奥に少し登りて。又小き穴あり穴中常闇にて得行難し。里人よ問ふに先頃松火を燃して入たるに。二十尋計行て。又上と中と下とよ。穴三あり。其處より奥を究めし者あしと云り。此山麓ある川即ち山移川にて。柿坂村と杉畑村との間に流出て。廣津川と一つは合り。されり御木川上とも云へき所にて。土蜘蛛の住しは。此土岩屋にても有ぬへし。但し此窟は濕氣あれり。人の住へくも覺えずと。或人の云渡たれど。豊後風土記にも。昔者此村有土蜘蛛之堡。不用石築以土。因斯曰無石堡。と云ことみえたれば。とかく云へくも非ぞ。又山國の

奥に大。甚ある石窟あり。此は金吉村の枝村伊福の奥にて。石窟は豊後國
 玖珠郡丁田村の内なり。下河内村より十丁許西に當れり。穴は南に向ひ
 て。其廣さ横三丈、堅七丈許。高さ六七間。或は四五間許の處もあり。内よ
 清水湧出て。住居に便宜處なり。山上より穴口に。甚々大なる藤蔓懸り
 て。花の時はさぞと想像るゝ斗なり。中昔鎌田隼人と云人住りしとて。
 窟内に鎌田八幡宮と云小社を建たり。故土人は鎌田が窟とのみ云て。上
 古土珠の住けむ事は。口碑も絶たれど。實に賤賊の住まじには。甚要害
 善き地なれば。まつ此處ならんと思定む。抑此所廣津川の本つ川
 上ならねと。此石窟の下なる溪川。金石村の下の方にて。廣津河と一つ
 に落合しは。御水川上と云むも。何云事かあらむ。叔此廣津川は。金谷堤
 を築かさりし以前は。下宮永村の近境より。中津の市街を廣く流れて。海
 に出るを中津川と云ひ。大江社の南東。松江繩手の邊より分れて。島田村

此村名中津川と。大家川との東を経て。礪瀬村と牛神村との間を弘く
 間にある故の名と知らる。の東を経て。礪瀬村と牛神村との間を弘く
 流れて。御供濱に出るを。大家川と云。此濱の邊を。今
 大家坂と云。又廣津村の邊より。
 小祝浦の西と東とに岐れて。二川と成て海に出るを。廣津川と云ひ。又
 玉津川とも云し由なり。玉津川の事は。古社に記にみえたり。此川々の惣名を。上世に
 御水川と云しものありとあり。○麻紉。名義詳ならず。もしくは淺脛な
 どの義にて。脛のいと短き名にや。これも鼻垂耳垂などの
 類の名にもやあらん。和名抄豊前國
 下毛郡麻生郷。今猶アソラ
 と唱とそ。○高羽川上。和名抄豊前國田河郡是なり。豊前
 志に高羽川の。今の伊田川なるへくを所思ゆる。國郡の名の大方は其國
 内郡内なる。大山大川に負持る例なるに。伊田川は此郡の大河にしあれ
 は。郡名を負たるものあり。備河上なる落合村の内。麻拂と云處あり。
 麻紉を訛れるう。縁ありて聞ゆ。此川を豊後風土記の箋釋に。下毛郡高
 瀬川ともせしは非なり。高瀬川は御水あるまど被卷に云をみるべしと

云り。○土折猪折。名義未詳折は居の義か。神武紀に猪祝あり。折は祝の
 ヤ祝は放か。今も放者なと云事あり。或人云一。類の名にの
 入の名にて。直土に猪の如く居意を負せたり。○綠野川上。未詳或人云。豊
 前入河江直種云。企救郡貫河を流る川を綠川と云。水原の京都郡企救郡
 の間四極山より流れ出て海に入まで一里余の小川と云り。豊前志云。
 此川今は詳ならず。また徽とそへき事跡もなし。但猪藤村あり。是猪折
 と云に少由緒ありげに聞ゆ。猶よくたつぬべし。或人は今の赤谷川なる
 へしと云り。此下流仲津郡天生田川となる。然れば紀の同條よ。一を鼻
 垂と云て。菟狹川上宇佐郡に居り。二を耳垂と云て。御木川上下毛野に
 居り。三を麻剝と云て。高羽川上伊田に居りしなれば。土折猪折は。必そ此
 郡にても。郡の西ならては次第たかへるに非ざる。通証に綠野川。疑豊後
 國大野郡と云る。殊に地理たかへり。豊後風土記の箋釋に。綠野川今綠
 川と云る。何れの川を云るにか。さる名あることを不聞。備綠野の和

名抄上野國の郷名に美土乃とあれり。其に従ふべしと云り。○不服之三
 人。集解に三を四とせり。其のさかしらに改めしものなるべし。

天皇遂幸筑紫。到豊前國長峽縣。興行宮而居。故號其處

曰京也。冬十月。到碩田國。其地形廣大亦麗。因名碩田也。

碩田此云三
於保岐陀

遂幸築紫。上に己酉幸筑紫と云るをうけて。遂と記るあり。○豊前和名
 抄に豊前。止與久通乃豊後。止與久通乃とあり。二國に分れしは何時とも
 まられそ。○長峽縣。集解に。按類聚抄豊前國企救郡有長野。與京都郡
 接。蓋遺名存者。峽野語相通と云り。今も長野存りと云り。○京。和名抄
 郡名京都美夜古。また國府在京都郡とあり。豊前志云。京都郡御所谷。津
 積村にあり。景行天皇行宮の跡なり。事は碩田國の下に出づ。備此所の地理を委細く

考るに。上古は今の行事川の川上流末村の近境まで。惣て入海なりしか。數百年を経て。海も漸々に淺く成以て行まにくく。次第は田畑となして。今の如くは成れり。何となれば此川上一里許に大谷村と云あり。此村に舟岡山破塚など云海に著たる名あり。又井を掘るに。蛎貝或は舟板など土中より出とそ又流末と云村名も。川尻にて水の海に入る故の地名なるを思ふへし。仁徳天皇紀に流末不秋とみえたり。故天皇の御舟の着し。流末村の邊なるへくそ所思る。三代格に。豊前國草野津と云見たる。行事川の流末なる草野村にて。其頃ハ船を着るに便善して。専ら公私の船の着し處としたり。されは川上なる流末村の邊も。上古は御船を繋かせ玉ふに。便宜や可かりけむ。又長峽縣に到まし玉ふにも。甚間近く。敵地をも不經して。直に到坐へき處なり。備行事の在し處は。今御所谷と云其跡に登立覽れは。土蜘蛛の住し鼠窟今云々は正北に當りて。遂に眼下に見下し

て。行宮を建玉ひしは。實に宜なりと所思る所なり。扱其宮地は。絶頂平地として。南北一丁東西二十間あり。其處に礎石二十並へり。其周回東西五間。南北四間半許なり。又中の御門。東御門。西御門と云あり。中御門の石垣は。東方長五間高三間。西方九間高三間計なり。此處は石垣を懸て山水を引り。此御門の前なる。大池池は中昔堀しことの堤の下の田字を門前と云ひ。又二の坪三の坪八條と云もあり。二の坪三の坪は。二條三條と云ふか如く聞ゆ。東西の御門は石垣崩れたり。扱中御門より行宮の蹟まで。一丁四十間。西御門まで二丁四十間。東御門まで四間餘あり。又山の周回四方に。一里の程石垣あり。或は崩れ或は其形の存れるもあり。抑上代には。御在殿には礎をそまき。式の祝詞ともよ。下都磐根爾宮柱大敷立とある如く。地を深く掘て柱を建。所謂る掘立家の如くなりしに。今行宮の跡は礎石のある事甚疑し。此は中昔此地に城を築し事も物